

令和元年第 2 回定例会

九十九里町議会会議録

令和元年 6 月 4 日 開会

令和元年 6 月 7 日 閉会

九十九里町議会

令和元年第2回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	7
○一般質問	11
谷川優子君	11
古川徹君	26
荒木かすみ君	42
杉原正一君	53
○散会の宣告	63

第 2 号 (6月5日)

○議事日程	65
○出席議員	65
○欠席議員	65
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65

○職務のため出席した者の職氏名	6 6
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
善 塔 道 代 君	6 7
高 木 輝 一 君	8 3
鐘 田 貴 俊 君	9 6
細 田 一 男 君	1 1 3
○休会の件	1 2 7
○散会の宣告	1 2 7

第 3 号 (6月7日)

○議事日程	1 2 9
○出席議員	1 3 0
○欠席議員	1 3 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 1
○開議の宣告	1 3 2
○議事日程の報告	1 3 2
○諸般の報告	1 3 2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
・議案第3号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
・議案第4号 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6

・議案第5号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
・議案第6号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
・議案第7号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
・議案第8号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
・議案第9号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
・議案第10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
・議案第11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
○報告第1号の上程、説明	166
・報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○諮問第1号の上程、説明、採決	166
・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○諮問第2号の上程、説明、採決	167
・諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
・請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
○請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
・請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関	

する請願書

○発言の取り消し	170
○日程の追加	170
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
・発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
・発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について	
○議会改革推進特別委員会最終報告について	173
○議会広報特別委員会報告について	174
○議員派遣の件	175
○日程の追加	176
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
・議案第12号 契約の締結について	
○日程の追加	183
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
・発議第3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
○閉会の宣告	185
○署名議員	187

九十九里町告示第2号

令和元年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月20日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和元年6月4日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和元年第2回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）

令和元年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火）午前9時46分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1番	高木輝一君	2番	鏈田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	15番	古川明君
16番	石橋和雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君

社会福祉課長	山口 義 則 君	産業振興課長	篠崎 英 行 君
まちづくり課長	古川 富 康 君	会計管理者	南部 雄 一 君
ガス課長	中村 吉 徳 君	教育委員会 教務局長	篠崎 肇 君
農業委員会 農事務局長	吉田 洋 一 君	教育委員会 教務局主幹	内山 茂 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原 正 幸 君	書 記	伊藤 さやか 君
------	----------	-----	----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時46分

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は全員です。これより令和元年第2回九十九里町議会定例会を開会します。

◎議事日程の報告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（浅岡 厚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

6番 荒 木 かすみ 君

12番 谷 川 優 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（浅岡 厚君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より10日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より10日までの7日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（浅岡 厚君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第11号、報告第1号、諮問第1号及び第2号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、教育福祉常任委員会に付託します。

次に、去る5月24日に千葉県町村議会議長会会長より、議会議員として多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与した功績により、杉原正一君が表彰されましたので、ここで表彰状を授与いたします。

杉原正一君は前へお願いいたします。

(表彰状授与)

(8番 杉原正一君 登壇)

○8番(杉原正一君) 皆様、改めておはようございます。

ただいま、自治功労賞の栄誉を受け、令和という新しい時代の幕あけに身の引き締まる思いでございます。今から振り返ってみると、平成11年9月にこの議場に初登壇し、さまざまな思い出がございます。

1期目では、皆様も多くの方が御存じのように、現在の上皇、上皇后がいわし博物館視察のために来町されました。その折、中央公民館で当時の天皇、皇后をお迎えしたということは、1期目においては、私の一番の思い出でございます。

そして、続いて、2期目はやはり15年前、いわし博物館の爆発というショッキングな事故がございました。そして、海の家撤去の問題、6市町村合併で九十九里が誕生するという大きな夢を持ったけれども、最後はそれが破綻して、私は2期8年ほど空白の時間があり、4年前に、またこの議場に参加させてもらうようになりました。

今期はやはり病院の問題で明け暮れたんではないかと思えます。

今、さまざまな思いがございます。これからも本日の自治功労賞の名に恥じることなく活動していきたいと思えますので、議員の皆様を初め、執行部の方々の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(浅岡 厚君) ありがとうございました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。教育長、中村誠一君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、戸村俊之君。税務課長、中川チエリ君。住民課長、戸田佳子君。健康福祉課長、作田延保君。社会福祉課長、山口義則君。産業振興課長、篠崎英行君。まちづくり課長、古川富康君。会計管理者、南部雄一君。ガス課長、中村吉徳君。教育委員会事務局長、篠崎肇君。農業委員会事

務局長、吉田洋一君。教育委員会事務局主幹、内山茂樹君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（浅岡 厚君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告並びに議案説明を行わせていただきます。

令和元年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますこと、厚く御礼申し上げます。

31年続いた平成にかわり、5月1日から令和という新たな元号となりました。本年度においても第4次総合計画後期基本計画及び九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる将来像の実現に向け、各施策に取り組んでまいります。厳しい財政状況が見込まれますが、予算執行に際しましては、限りある財源の効果的な活用に努めてまいります。

さて、このたびの春の叙勲におきまして、本町からは3名の方が受章されました。

元千葉県警視の山本義明様が瑞宝双光章を、元山武郡市広域行政組合消防指令長の安美留昭様と元九十九里町消防団長の松井藤之様が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。ここに、栄えある章を受章されました長年の功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお喜びを申し上げます。

それでは、3月議会定例会以降の主な事業について簡略に御報告申し上げます。

3月23日には、海の駅九十九里において九十九里町はまぐりまつりを開催し、本町の特産品である九十九里地はまぐりの普及と消費拡大を図りました。

3月31日には宮島池親水公園において、観光協会主催による九十九里桜フェスティバルが開催され、本町の新たな観光名所としての公園が持つ魅力を発信いたしました。

4月8日から10日にかけて、こども園の入園式、小・中学校の入学式が行われました。新入園児、新入生総勢242名の新たな生活がスタートいたしました。

令和最初の5月1日には、片貝中央海岸において、観光協会主催による海開き式が行われ、

海の安全を祈願いたしました。

5月12日には、観光協会と九十九里はまぐりマラソン実行委員会の共催による九十九里はまぐりマラソンが開催され、約1,000人の来場者でにぎわっておりました。参加賞には、はまぐりが配布されるなど、町のPRにつながったところでございます。

5月25日には、豊海小学校の運動会が行われました。晴天に恵まれ、日ごろの練習の成果を発揮しようと生き生きと活動する姿に感動いたしました。

翌5月26日に実施したごみゼロ運動には多くの町民の皆様が参加してくださいました。今後も町民の皆様の御協力をいただきながら、環境美化運動を促進し、ごみのないクリーンなまちづくりに努めてまいります。

5月29日には、千葉工業大学と包括的な連携に関する協定を締結いたしました。千葉工業大学が持つ最先端技術や人的資源を広範囲な分野で相互に活用し、地域社会の発展と人材の育成につなげるものでございます。

これからの予定になりますが、6月16日には、蓮沼海浜公園で開催されます山武消防ポンプ操法大会に第8分団が出場いたします。厳しい訓練の成果を発揮し、迅速かつ機敏な操法技術により、上位入賞することを期待しております。

7月には海水浴場を開設いたします。夏期観光安全対策本部を設置し、海水浴客の安全対策に万全を期してまいります。

8月3日には、ふるさとまつりを予定しております。今回は30回目のまつりでございます。町がにぎわいを増す夏のメインイベントとして、多くの町民によって盛り上がり、心に残るふるさと九十九里町のおまつりになることを期待いたします。

今後の各事業の実施に当たりまして、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、風疹の感染防止対策とかたかいこども園園庭の環境向上に早期に取り組むため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月1日に平成31年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を

改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改める必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に九十九里町町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第3号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,736万5,000円を追加し、予算の総額を53億4,280万3,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、民生費の社会福祉総務費で障害児発達支援の無償化制度への対応のため、障害福祉サービス管理システム改修委託料126万5,000円、障害児通所給付費47万8,000円、児童福祉施設費で幼児教育の無償化制度への対応のため、臨時職員1名に係る経費として141万6,000円、システム改修委託料627万円、商工費の商工業振興費で、消費税率の引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えをするためのプレミアム付商品券事業に係る関係経費として、1億4,122万1,000円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、地方特例交付金で幼児教育の無償化に伴う町負担分として、子ども・子育て支援臨時交付金1,316万1,000円、商工費国庫補助金でプレミアム付商品券に係る事務費、事業費補助金4,122万1,000円、民生費県補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金820万5,000円、また、雑入でプレミアム付商品券売払収入1億円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きますと、777万3,000円の余剰となることから、財政調整基金繰入金を777万3,000円減額いたします。

議案第4号 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成31年4月から、とようみこども園並びにかたかいこども園の2園による運用を開始したことから、こども園を地方自治法第96条第1項第11号及び同法第244条の2第2項の規定する重要な公の施設として定めるため、議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の改正に伴い、九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、九十九里町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い、農業集落排水処理施設使用料を改定するため、九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い、ガス料金の基本料金及び基準単位料金を改定するため、九十九里町ガス供給条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、平成31年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長に任命した中川チエリ税務課長を固定資産評価員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することから、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少と同組合の規約の一部を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、平成30年度に予算計上した農林水産業費の農業費で農業振興事業及び土地改良施設維持管理事業並びに教育費の小学校費で片貝小学校施設管理費、豊海小学校施設整備費、片貝小学校施設整備費及び九十九里小学校施設整備費並びに中学校費で学校施設整備費について、それぞれ平成30年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や

財源内訳を一覧にして報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、町人権擁護委員の齊藤実氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、齊藤実氏の再任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、町人権擁護委員の山本一雄氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、山本一雄氏の再任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては、担当者から説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただけますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は10時30分です。

（午前10時15分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

◎日程第5 一般質問

○議長（浅岡 厚君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により12番、谷川優子君。

（12番 谷川優子君 登壇）

○12番（谷川優子君） 住民の福祉と利益を守る立場に立ち、2019年6月議会の一般質問を行います。

1点目は、交通弱者に対する町の政策についてお伺いいたします。

国は、平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を制定しました。地域公共

交通の維持が困難になっていることを踏まえ、活性化、再生を目的として、地域関係者の連携による取り組みを国が総合的に支援をするとなっています。

また、運転事故死者数の4割が、現在、高齢者と言われ、年々増加しています。免許の自主返納が促されていますが、しかし、免許を返納した後の高齢者にとって、移動手段が大きな問題になります。病院などのアクセスの確保、また、通勤、買い物、住民同士のコミュニティなどに移動制約が余儀なくされます。

また、医者にかかりにくくなり、手おくれになるまで我慢をするなどのこういった問題も出てきています。また、移動制約の増加は沿線地域の過疎化を一段と進め、地域の崩壊をもたらし、限界集落化を進めると言われています。少子高齢化に対応するまちづくりとしても、地域交通が大変重要だと思われませんが、そこでお伺いいたします。

1点目、免許証返納者に対する返納後の町の対策についてお答えください。

また、近隣自治体では試行錯誤しながらも、小型の巡回バスあるいはデマンドなどを実施しています。地域に合った交通システムの組み合わせなどが必要だと思いますが、町は交通弱者対策をどのように考えてられるのか、お答えください。

また、町単独の交通対策には限界があると思います。広域連携による公共交通の活性化も必要だと思いますが、これについても町はどのようなお考えをお持ちなんでしょうか。

九十九里町では、地域公共交通活性化協議会の設置はどのようにされているのかお答えください。

次は、幼児教育・保育の無償化についてお伺いいたします。

安倍政権は、2017年総選挙で掲げた幼児教育の無償化をこの10月に予定し、子育て世代の負担を軽減するとしています。しかし、その財源は逆進性が強い消費税です。保育料は既に所得に応じた傾斜配分がされているため、低所得層では増税による負担のほうが無償化の配分を上回り、負担軽減どころか負担増になります。

今、保護者が求めているのは、全ての子に安心・安全な保育です。政府による国庫負担軽減、規制改革路線のもとで公的保育制度の後退や基準、規制の緩和が進められてまいりました。しかし、その結果、認可保育所不足、保育士不足、待機児童問題はさらに深刻になり、一人一人の子供に寄り添う保育はますます困難になっています。こうしたもとの幼児教育の無償化は、保育の質の悪化をより深刻にする懸念があります。最も子供にとって大事なことは、憲法第25条の生存権や第26条の教育を受ける権利を保障する制度です。そして、この権利を保障するのは、国と自治体の仕事です。

また、食材料費について、3歳から5歳児はこれまでも主食は実費負担でしたが、新たに副食費、おかず代が公定価格から切り出され、実費化されることとなります。また、第2子の保育料を既に無償化している自治体では、食材費の実費化によって、一部利用者の負担が増える可能性もあります。価格から副食分として、切り出される4,500円分の、また減収分が補えず、減収が生じる可能性があるなど、大きな問題が解決されないまま実施されようとしています。

そこで、お伺いいたします。

無償化対象児童数と町の財源負担はどのようになっています、どのくらいでしょうか。

また、給食費実費の保護者負担は、どのくらいいるのでしょうか。今後、町の財政負担はどのようになるのかお答えください。

次は、生活道路の舗装・補修についてお伺いいたします。

自治体が、今、管理する舗装は幹線道路はもとより、交通量は少ないが住民の日常生活により密着している生活道路の安全な管理です。町は住民の交通、歩行空間を確保するための維持管理が求められています。

しかし、費用対効果の視点から、交通量の多い幹線道路の維持が優先的に行われてきました。私自身も日常的にオートバイなどで走っていて、脆弱な舗装構造と思われるポットホールやひび割れ、わだち割れなどに突然タイヤがとられ、自動車、自転車通行の危険を多く感じます。住民からも道路の舗装については、多く相談が寄せられています。町には自動車だけでなく、歩行者や自転車の安全確保のために管理責任があります。

お伺いいたします。

区や住民からの道路補修の要望数はどのくらい町に挙げられているのでしょうか。

生活道路舗装の維持管理は、安全性と快適性の確保のための点検と補修計画が求められると思いますが、要望数に対して改善率はどのくらいでしょうか。

また、生活排水の清掃についてお伺いいたします。

高齢化に伴い、排水の側溝の清掃が大きな負担になっています。町は区任せにせず、町の対策が必要だと思いますが、町の対応はどのように考えているのでしょうか。お答えください。

再質問は自席で行います。

○議長（浅岡 厚君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 谷川優子議員の御質問にお答えします。

初めに、交通弱者に対する公共交通対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の免許返納者に対する町の施策についての御質問ですが、近年、全国的に高齢者による交通事故が多発しております。千葉県下における高齢運転者による交通事故発生件数は、年々増加傾向にあり、平成30年度においては3,878件発生し、全体の24.1%となっております。このような中、千葉県警察において、運転免許の自主返納をした高齢者に対して、日常生活における支援を提供する協賛企業を募集しております。これにより、運転免許を自主返納した方は、路線バス、タクシー、鉄道などにおいて、一部運賃料金が割引になるなどの優遇措置を受けることができます。町といたしましては、この優遇措置を御利用いただけるよう広報媒体を利用し、引き続き周知してまいります。

2点目の巡回バス・デマンドタクシーについての御質問ですが、各自治体では巡回バスやデマンドタクシーなど、その地域に合ったさまざまな交通弱者への取り組みが実践されております。本町においても交通弱者に対する公共交通対策は、喫緊の課題であると認識しております。このため、関係各課による公共交通庁内検討会議を定期的に開催し、本町の状況に合った取り組みについて、調査、研究しておるところでございます。

3点目の広域連携による公共交通の活性化についての御質問ですが、近隣市町で実施している巡回バスやデマンドタクシーは、行政区域内での運行が原則であり、また、民間事業者を圧迫しないよう配慮が必要となります。しかしながら、全国的には広域連携をしている事例もございますので、こういった自治体を参考にし、引き続き本町に合った施策を研究してまいります。

4点目の地域公共交通活性化協議会設置についての御質問ですが、この協議会は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する必要な協議を行うために設置される法定協議会でございます。現在、本町における公共交通の現状や問題点及び課題の抽出に努めているところでございますので、協議会の設置は考えておりません。

次に、幼児教育・保育の無償化についての御質問にお答えします。

1点目の無償化対象児童数・財源についての御質問ですが、今年度、こども園の入所児童数は221名でございます。このうち無償化対象児童は、3歳から5歳児及びゼロ歳児から2歳児のうち住民税非課税世帯の約180名であり、無償化による保育料歳入予算への影響は、

一月当たり約200万円の減収となることを見込んでおります。

2点目の給食費実費の保護者負担についての御質問ですが、これまでも食材料費については、実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化後もこの考え方を維持してまいります。

3点目の国による財源措置後の町負担についての御質問ですが、今年度については全額を臨時交付金として交付されます。また、来年度以降については、現在のところ、地方交付税として措置されることが示されております。幼児教育・保育は、次世代を担う子供たちの健全な育成に非常に重要であることから、今後も安定した教育・保育行政運営に努めてまいります。

次に、生活道路の舗装・補修についての御質問にお答えします。

1点目の住民からの要望数についての御質問ですが、現在、各自治区から町に挙げられている道路整備に係る要望件数は、全体で約370件であり、このうち舗装・補修に係る要望件数は約70件でございます。

2点目の舗装・補修の改善率についての御質問ですが、これまで舗装・補修工事は、国庫補助金の防災・安全社会資本整備交付金を活用し実施してまいりましたが、要望に対して交付額が低く抑えられたことから、工事を予定どおり実施することが困難な状況にありました。このため、今年度実施する舗装・補修工事については、地方債を財源としたことから、前年度と比較すると大幅に増加しており、改善率についても上がるものと考えております。今後においても地方債を活用することにより、事業量を確保し、町道の改善に努めてまいります。

3点目の排水の清掃について及び4点目の排水清掃の高齢化対策の御質問については関連がありますので、一括して答弁させていただきます。生活道路の側溝清掃については、地域の生活環境の清潔保持の観点から各自治区を通して、町民の皆様の御協力のもと実施し、集めた土砂を町が回収しているところでございます。

なお、近隣の自治体においても同じ方法で実施されております。今後も町民の皆様の御協力のもと、各自治区の御理解、御協力を得ながら、地域の快適な生活環境を維持してまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

まず、交通弱者対策について再質問をさせていただきます。

この免許返納後に対する町の対応なんですけれども、例えば、巡回バス、先ほど町長が御答弁いただきましたように、いろいろバスの割引あるいはそういったことを利用してというように、たしか、そういう回答をいただいたと思うんですけれども、でも、現実的にそれが、今、九十九里町の高齢者が置かれている立場に、本当にそれが合っているかどうかだと思うんですよね。巡回バス、デマンドのことなんですけれども、やはり地域の、この九十九里町の特性に応じた、特徴に応じた多様な交通システムの組み合わせ、例えば、他の自治体では試行錯誤しながら小型の巡回バスあるいはデマンド等を走らせるという努力をして、やっているわけなんです。今、現実的に九十九里町の高齢者、免許返納した後の高齢者が先ほど町長の回答したとおりに、それで本当に満足したというか、十分な足の確保ということにつながるのでしょうか。それ、もう一度お答えいただきたいと思います。

今の九十九里町の高齢者の実態に合ったことを考えて答えていただきたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在、町では庁内に持っている公共交通庁内検討会議においてさまざまなケースについて、調査、研究をしているところでございます。平成30年2月に交通弱者対策として優先的に実施すべき対象を検討し、これを対策に位置づけ、検討を進め、具現化に向けて今まで協議してきたところです。その中で現在、町社会福祉協議会が取り組んでおります高齢者外出支援事業の拡充が検討されたところでございます。町社会福祉協議会が独自の事業として取り組んでいる高齢者外出支援事業、これにつきまして、利用者から好評を得ているところでございます。まず、本協議会におきまして、このニーズ把握を行ったところ、回数を月1回から2回に増やしてほしいという住民ニーズがございました。令和元年度は、この回数を増やすことになったと伺っているところでございます。

こうしたことから、町としましても、今年度、この事業に使用する車両の購入の支援を行うこと等を決め、予算化したところでございます。

今後も町社会福祉協議会が実施している本事業サービスの動向を見きわめながら、民間バス事業者やタクシー事業者との競合を十分に考慮しながら、町の実情に合った地域交通が構築できるよう調査、研究を続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

この外出支援、それは決して否定するものではないんです。大変好評だと課長はおっしゃいましたのは、現にそれだけ足が、本当に交通弱者の方が困っているから好評なんです。先ほど、市内の調査、研究をして、今、実施に向けてというような回答をいただいたんですけども、私もこの外出支援ではなくて、この巡回バスだとか、デマンドだとか、いわゆる交通弱者対策に関して、今まで何度も質問をしているわけなんですね、私自身も。ところが、いつも、研究します、いずれ協議会を設置して、前の課長も何度もそういう回答をしているんです。でも、実際それが実現なかなかしない。この市内の調査、研究しているというのは、どういった調査、研究をしているのか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今日まで市内検討会議におきまして、いろいろな話し合いがされたところでございます。その中で一番に町の課題となってくるのが、現行の公共サービスでございます。この事業者あって九十九里町の住民の方々の生活圏が広がり、生活の盾となっていることが、これは否めません。こういったことを注視しながら、九十九里町に合った、そして、豊かな財政ではございませんので、その辺を切り詰めながら、慎重に今、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今、課長がおっしゃったように、確かにそういった企業の路線バスの、そういった話し合いも大事だと思います。ですから、広域連携による公共交通の活性化ということに関して、町はどういった考えをお持ちなのですかということで質問をしたわけなんです。既存の地域公共交通あるいはタクシー、いろいろな組み合わせで、効率的な、あるいは接続、既存の地域公共交通の補完的な新制度の導入等の研究が必要だと思うんですけども、先ほど言ったその調査、研究していると、それから、検討しているというような回答をいただいたので、こういったまちづくりと一体になった、そういった研究はされているのでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

現在、冒頭で御回答させていただきました職員、関係課によります市内検討会議によって、九十九里に合った地域交通というものをいろんな課題を超えながら具現化するために協議を

しているところでございます。そのコミュニケーション、連携というところでございますけれども、こういった町の考え方をまとめまして、千葉県バス対策地域協議会等、そういった場におきまして、国の方々、県の方々に町の実情を訴えながら、そういった環境の整備の知恵をいただきながら、進めているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

関連質問なんですけれども、広域連携による公共交通の活性化について再質問をさせていただきます。

九十九里町という地域柄、病院や買い物あるいは学校あるいは勤務など、単独自治体で完結するのは大変難しい状況だと思うんですよ。それで、広域連携による生活圏の確保が必要だと思いますけれども、それについて、どのように考えているのか。そういった話が、そういった検討の中で、そういった話題も具体的に出ているのかどうか。お答えください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

答えが重複するかもしれませんが、今、九十九里町のこの地域の中で抱えている問題は、やはり、大きな自治体に囲まれた地域性だと考えております。九十九里町の方々は、こういった近くの近隣に買い物や病院、さまざまなサービスを受けていることが、これは現実的な話だと思います。こういった話をした場合に、行政区を超えた公共サービスを考えなければいけません。そうした場合に、今、走っている公共交通等の同意、そういったものが必要になってくるわけでございまして、こういったことがなかなか難しい現状から、新たなそういったサービスに向けた具体的な案が生まれてこないというのが率直なところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

この広域連携に関する質問をさせていただきます。

やはり、ともにそういった企業のいわゆる路線バスの、そういった会社も含めた協働を進めていかなければいけない。庁内の中でどのような話をされているのか、ちょっと課長の答弁では具体的にわからないんですけれども、やはり、そういったことも含めた共同体の話し合い、検討会というのが必要だと思うので、ぜひ事業者あるいは住民とのそういった協議を

具体的に進めていただきたいと思うんですけども、課長、どうでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

さまざまな庁内検討会議、そして、先ほど言いましたいろいろな公共事業者さんが設けていただいている会議等で、具体的な話を今、1つ進めているところがございます。これにつきましては、民間の公共交通の維持確保を図るため、利用を促進することがまず重要であるということがいえると思います。今後、高齢化が進む中、公共交通空白地といわれるエリアが九十九里町にもございます。こういった方々の人の移動を確保するため、既存の公共交通網を補完する取り組みに今、努めているところでございます。具体的には町長答弁で申し上げさせていただきましたが、高齢者外出支援事業に対する支援等も含めまして、作田丘等の公共交通空白地対策として今、具体的に進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今まで私も何度も質問をしているんですけども、回答が同じ回答でいつも終わっていると。最後に、この公共交通について、最後に質問をさせていただきます。

地域公共交通活性化協議会設置について、設置をする気は今のところないと、先ほど町長答弁でそのようにありました。しかし、いろいろ近隣の状況を調べると、例えば平成23年に長南町では、地域公共交通活性化協議会要綱というのもつくっているんですよ。国が2019年にそういった今の交通対策ということで、地域公共交通の活性化の再生に関する法律というのを制定されているわけですね。平成19年にされています。長南町では、もう平成23年にはこういった長南町地域公共交通活性化協議会の要綱というのをつくって、ずっと見てみると何度も改正しながら検討会を開いて、今、長南町ではデマンドあるいはコミュニティバスを走らせています。あるいは一宮もそうです。それから、山武市も東金もそれぞれ試行錯誤しながら、デマンドがいいだろうか、この地域にはデマンドが合っているだろうか、あるいは巡回バスを走らせたほうがいいだろうかということを検討して今、実施しています。

ところが、九十九里町は検討、検討で、検討で立ちどまっていますよね。要綱ももちろんつくらないし、そういった地域公共交通活性化協議会設置をする予定もないと。今この場に来ても、そういう回答をしていると。これでは全然先に進まないんじゃないかと。大変、私は危惧をしています。住民の方も本当に困っています、今。今、このオートバイで走ってい

る、やっぱり、高齢者の方が免許返上しなきゃいけないけれども、この免許を返上しちゃったら、もう私は集まりにも行けないと。友達とのいろいろ集まりにも行かれない。こういった話があるんです。

本当に真剣にこの免許返納のことも含めて、真剣に町として考えていただきたいと思えます。最後にお答えください、これに関して。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

地域公共交通活性化協議会についてのお話だと思います。本協議会は、よりよい地域公共交通を実現するために協議の場を設けるということであり、協議を通じて得られた取り組みや地域目標を実現するための手段であると認識をしているところでございます。これはやはり、地域交通、さまざまな鉄道、バス、タクシー、事業者、住民の方々が一つのテーブルに着き、いろいろなさまざまな問題なり課題を協議する場であると私は認識しているところでございます。こういった環境は今、九十九里町におきましても庁内検討会議で職員がいろいろな意見を交えながら、結論を出しながら、切磋琢磨しながら、いろいろなことを考え、町としての考え方の方針を示しているところでございますが、考え方をいろいろ論議しているところでございます。

そして、今、千葉県が主催となっておりますバス協会のそういったさまざまな会議に赴いて、いろいろな意見を伺ったり、意見を述べたりする場もあり、いろいろと連携、コミュニケーションをする場は整っていると現状では認識をしておりますので、そういった協議会をあえて設置する考えはないということで、お答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

（「回答になっていないな」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 発言に気をつけてください。お静かにお願いします。

○12番（谷川優子君） 次は、幼児教育・保育の無償化の再質問をさせていただきます。

初年度のみ全額国庫負担だと思いますけれども、公立保育園以外は国が2分の1、都道府県、市町村が各4分の1ずつ負担がありますが、公立園に関しては10割負担になるということに今回なっていると思うんですけれども、しかし、これでは公立園よりも民間任せのほうが安上がりで済むんじゃないかと。そういった国の考えになるんじゃないか、町自身もね。結局、この200万、年間2,400万の今後負担が考えられると思うんですけれども、どうでしょ

うか。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 09 分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前 11 時 09 分）

○議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 御回答させていただきます。

今回の国の幼児教育の無償化に対する財源でございますが、本年度10月から3月までの間につきましては、全て国が持つという形で10分の10の補助が交付金としていただけるということで確認はしております。来年度以降につきましては、現在のところ、町長答弁でもさせていただきましたが、交付税措置をされるというお話は聞いておりますが、どのような形になるかという細かい部分までは、まだ県からの説明会も今後予定しておりますので、その中で確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 私自身が調査したところによりますと、その財源の材料として、国は基準財政需要額として出すということになっていると、私はそのように認識しているんですけども、課長はそういったあれはつかんでいないのか、どうなのか。

何が問題なのかというのと、やはり、この基準財政需要額のこの内容ですよね。基準財政需要額は、支出の実績でもなければ、実際に支出しようとする予算額でもない。地方交付税は各地方団体の財源不足を補填することを目的として交付されるものであるから、仮に具体的な実績をその財政需要の算定に用いるとすれば、個別の事情や独自の判断に基づいて行われるものを取り入れることになり、不公平な結果をもたらすことになる。

つまり、この基準財政需要額で出されると、本当にそれが丸々、子供のそういったものに交付税措置として使われるかどうかという大分懸念があるようなんですけれども、それはどうなんでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

町といたしましても、この制度改正により、将来的な財政負担増を懸念しておるところでございます。本年4月に町村会を通じ、国に対して幼児教育無償化に係る財政措置については、全額国費対応するように要望しております。今後、町の負担が軽減されるよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） しっかりそれは言っていたきたいと思うんです。国では、今のところ6カ月は、国は全額負担すると。ただ、今後はそういったことではないと。公立に関してはね。公立以外の園に関しては国が2分の1、市町村あるいは県が4分の1ずつということになっていますけれども、そこはしっかり数字的にお知らせをしてほしいと思います。

次は、給食費実費の保護者負担について再質問をさせていただきます。

対象となるのは、3歳から5歳の子とゼロ歳から2歳のうち住民税非課税世帯の子ということになっています。給食材料費については3歳から5歳まで、これまでも主食は実費負担でしたよね。でも、新たに副食費、おかず代が公定価格から切り出されて実費化されるということになっているんですけれども、これに関しては、例えば無償になったとしても給食費は負担がかかってくるという解釈でいいんですよね。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問に回答させていただきます。

給食費の負担の関係でございますが、今回、新たな制度にかわることによって対応が変わる部分につきましては、2号認定者という形で旧保育所型の3歳以上の児童です。こちらに対する取り扱いが、従前は主食費は別途徴収をさせていただいておりましたが、それ以外について副食費というふうにいわれているものにつきましては、保育料の中に入れておりました。これが特出しされて無償化の対象外という形にされたことにより、新たにこの辺につきましては町のほうでも制度化をしまして、1号の幼稚園同様、給食というような形に変えるのかどうかの検討を今後させていただく予定でございます。食料費につきましては無償化対象外というふうに確認をしておりますので、そのような対応をする予定となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 例えば、九十九里町でも第2子、多子家庭は無償になっている。第2子、第3子は無償だと思うんですね。現在でも保育料は。そういった子供たちの、その給

食費、食費、材料費、それは新たな負担となるのでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

現在、多子軽減を受けている方につきましては副食費も無償化対象となる予定となっております。ですので、負担増という考え方ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今後の町の負担、それから親の負担に関しては十分に気をつけて、きちんとそういったものは表に出してやっていただきたいと思います。

では、最後に、次は生活道路の舗装・補修について再質問をさせていただきます。

歩行者や自転車の安全確保のために町の管理責任があるということは、先ほども申し上げました。生活道路の舗装や補修のために予算が大変少ないようなんですけれども、その財源確保、どのくらいの予算があって、年間どのくらい補修・舗装がされているのでしょうか。お答えください。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

実際どのぐらい工事を実施しているかという御質問なんですけれども、過去3年間においての舗装・補修工事の実績は平成28年度は約550.8m、平成29年度は550.9m、平成30年度は1,102.4mの工事を実施しております。過去5年間の平均で考えますと約760mとなります。今年度につきましては工事費約5,900万円計上してありまして、実施予定が1,800m程度を予定しておる状況です。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 先ほど、予算のほうも幾らぐらい大体年間、毎年道路の、生活道路のね、生活道路の舗装・補修に関しての予算は、大体年間どのくらいでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 幹線道路を含む、まず予算なんですけれども、全体で5,500万でございます。議員の御質問のように生活道路、いわゆる中通りというんですかね、その予算に対しては大体年間300万。これは道路補修のみに限らず、側溝の補修とかも含めて年間300万円ぐらいを計上させていただいております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 300万で500mだ、600mだと生活道路を直しても、本当にそれで、いつになったら住民の十分な応えられる安心・安全な道路になるとお考えですか。

○議長（浅岡 厚君） 谷川議員、質問を変えてください。回数来ていますから。回数が来ていますから、ほかの質問にしてください。

○12番（谷川優子君） やはりきちんと、住民からの安心・安全の求める生活道路、幹線道路は確かにお金をかけて立派な道路をやっているかもしれませんが。でも、その中通り、住民が毎日使う道路というのは、十分に予算をそれなり、計画的な予算を組んでやっていただきたいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

昨年度において、幹線道路21路線、1級町道12路線、2級町道9路線、その他町道25路線、計46路線の舗装状態を把握する路面性状調査を実施したところでございます。補修工事を実施する際には、事業料を確保する観点から、地方債対象とするため、路面性状調査を実施した46路線における各5カ年の修繕計画を作成しておるところでございます。修繕計画の中には議員、御質問のあったとおり、生活道路である中道路としてのその他町道496路線のうち、25路線しか対象にはなっておりません。残り471路線についてはパトロールや情報提供などにより、簡易的なものは応急補修を行い、損傷の激しい箇所などについては部分的な舗装の打ちかえ工事を実施するなど、対応をとっております。

生活道路、いわゆる中道路については、住民の皆様に密着した道路であるとは認識しておりますので、パトロールの強化や自治区などからの情報提供をいただきながら、必要に応じて修繕計画に取り組み、道路の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 最後に排水の側溝について再質問をさせていただきます。

今、排水の側溝の清掃については区にお任せしていると。区でやっていただいているというような回答がされました。しかし、今、現実的に重たいふたを高齢者の人が持ち上げて掃除をするなんていうのは、現実的に無理だと思うんです。だから、業者や何かに、業者にやってもらおうということも一つの選択だと思うんですけども、課長はどのように思われてい

ますか。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 議員の御指摘のとおり、確かに高齢者の方がふたをあけての側溝清掃が大変重労働であることは認識しております。実は先日も、環境系の窓口に高齢者の方が自分では側溝清掃ができないので、業者を紹介してほしいというような相談や、過去には、自治区長からも同じような相談があったと聞いております。大変申しわけないですが、現時点では先ほど町長答弁のあったとおり、自治区を通して町民の皆様の御協力のもと清掃を行っていただき、町はふた上げ機の貸し出し、土のう袋の支給、集積された土砂などの運搬や処分を行っていきたいと考えております。しかし、今後住民の高齢化等の理由で自治区において側溝清掃が困難になることも考えられますことから、町としてもどのような支援ができるのか検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

高齢化もそうなんですけれども、そういった自治区長からそういう相談があったり、住民からそういう相談があるということは、大変な負担になっているという認識をきちんと持っていただきたいと思うんです。ただ業者を紹介するだけではなくて、町の対応として、あれは、排水溝は確かに住民が生活をするために使っていますけれども、あの施設そのものは町の施設だと思うんですね。ですから、私たちも当然、自分たちが使っているものだから、自分たちできれいに草を取ったり、あるいは、やりますけれども、ただ現実的に先ほどから言っているように、あの重たいふたを持ち上げて、もとに戻すということはもう無理なんだと、だとしたら、業者を紹介するのも結構なんですけれども、町として例えば補助金を出すとか、そういったところに、やる地域にはそれなりの補助金を出すとか、そういったことも考えてほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 谷川優子議員、回数、もう3回目になりますから、いいですか。

○12番（谷川優子君） はい。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

他市町村の事例で、議員の御指摘のあったいわゆる補助金等の交付もしている自治体もあると聞いております。先ほどと同じ答弁になってしまいますけれども、今後もさらなる高齢化が進む中で、町としてどのような対策が持てるのか検討してまいりますので、御理解をい

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

今回は私は巡回バスの問題、それから道路問題、これは住民の生活に密着した大変大事な問題ですから、行政はそれを責任がありますので、よく認識して対応していただきたいと思っています。

終わります。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は13時です。

(午前 11時 28分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 59分)

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、古川徹君。

(4番 古川 徹君 登壇)

○4番（古川 徹君） 議長の御承認をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

激動の平成時代も天皇陛下の生前退位により、幕を閉じることになりました。この時代にとって中でも印象深いのは、IT、パソコン、スマートフォン等やAI、人工知能等の技術の発展は素晴らしいことでしたが、一方では残念でありませんが、巨大地震や津波など、自然災害の多い時代にもなってしまいました。改めまして犠牲者の方々に哀悼の意を表しますとともに、余儀なく避難所や仮設住宅にいまなお暮らされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

しかしながら、新天皇陛下の即位により、新時代の令和時代を迎え、気持ちを新たに、初春の令月にして、気淑く風和らぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす。この意味合いは見事に咲き誇る梅の花のように、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そう

した日本でありたいと、このような意味合いがあるそうでございます。

我が町も町民が幸せを感じ、満開の花を咲かせることがいただけるような一翼を担うためにも、行政と議会で力を合わせ、魅力あるまちづくりを目指して、ともに頑張っていかなければなりません。

それでは、質問に入りたいと思います。

1点目、子育て支援「子ども医療費助成の拡充」について。

子ども医療費の助成を高校3年生までの拡充について、今まで再三にわたりお願いをしてきたわけでございますけれども、その進捗状況を改めてお聞きしたいと思います。

2点目、片貝小学校の老朽化に伴い「小学校統廃合」の構想について。

①小学校統廃合についてのアンケート調査を行ったということでございますけれども、どのような形で調査を行ったのか。誰を対象にして調査を行ったのか。その辺を含めて、お伺いしたいと思います。

②新校舎による充実した安全な教育施設整備及び町の多目的利用も考えられます。また、今後の維持管理費もかかってくると思います。そのようなことも含めた構想についてお伺いしてまいりたいと思います。

3点目、子育て環境「海の駅九十九里周辺の多目的広場の整備」について。

①多目的広場公園、要はいわゆる公園施設の整備におくれがあるが、その進捗状況をお聞きしたいと思います。芝生の種まきをして、その芝生がつくまで時間がかかっているということでございますけれども、保護者や、また子供たち、いつになったらできるの、2月、3月にできる予定じゃなかったんですか、そのような声も上がっております。一日も早い整備が必要だと思っておりますが、その辺の進捗状況をお聞きしたいと思います。

②いわしの交流センター周辺施設整備基金を活用し、今現在の遊具設置計画はあると思いますけれども、この整備基金を活用して、どうせ整備のおくれがあるわけですから、遊具の増設を、これを一緒に進めていただいて、魅力あるこの多目的広場、公園施設をつくっていただきたいと思いますが、その辺をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、高齢者の交通手段と交通事故防止対策「乗り合いタクシー」について。

①高齢者の交通手段として、デマンド（乗り合い）タクシーの取り組みは進めてくれているのか。これは、午前中にも谷川議員のほうから質問があったわけでございますけれども、東金市との共同出資で委託事業として進めていただけるような話も前にございました。その

辺も含めてお伺いしたいと思います。

②高齢者の交通事故防止対策についてでございますけれども、皆さんも御存じのように、最近も今までもそうですけれども、高齢者による交通事故が多発しております。その辺についてお伺いしてまいりたいと思います。

なお、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

○議 長（浅岡 厚君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

なお、片貝小学校の老朽化に伴い「小学校統廃合」の構想についての御質問については、後ほど教育長のほうから答弁させていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは初めに、子育て支援「子ども医療費助成の拡充」についての御質問にお答えいたします。

子ども医療費助成を高校3年生までの拡充についての御質問ですが、子ども医療費助成事業は、子育てにおける経済負担を軽減し、子供の健康の向上と福祉の増進を図ることを目的として、健康保険診療扱いで受診した医療費の一部負担金等について助成をする制度でございます。

本町では、平成26年12月から中学生までを対象に制度を拡充したところであります。県内では、現在17市町村が高校生までを助成の対象としております。近隣市町では、山武市や横芝光町が既に制度化しており、さらに東金市が本年8月から入院について高校生までを対象とする決定をしたと聞いております。

このような状況の中、本町においても助成の拡充に向けて具体的な試算を踏まえ、検討をしているところでございます。

次に、子育て環境「海の駅九十九里周辺多目的広場の整備」についての御質問にお答えいたします。

1点目の多目的広場、公園施設整備におくれがあるが、進捗状況をお聞きしたいとの御質問ですが、多目的広場の整備に当たっては、価格面や土壌、気象条件などを考慮し、道路のり面や河川の堤防などに緑化用として利用されている3種混合種子を採用したところであります。

しかしながら、種を植えた後の気温が低かった影響を受け、生育がおくれており、そのこ

とから遊具の設置には至っていない状況でございます。なお、遊具については既に完成しており、今後の生育状況を確認しながら設置いたします。

2点目のいわしの交流センター周辺施設整備基金を活用し、遊具設置計画の遊具増設についての御質問ですが、遊具の増設につきましては、今後の広場の利用状況や利用者のニーズなど総合的に判断した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の交通手段と交通事故防止対策「乗り合いタクシー」についての御質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の交通手段としてデマンドタクシーの取り組みは進めてきているのかとの御質問ですが、高齢者の交通手段の確保は高齢化が加速する中で重要な施策と認識しております。このため、各関係課において、デマンドタクシーの取り組みを含め、高齢者の交通手段の確保について検討を続けているところでございます。町では今年度、町社会福祉協議会が実施している高齢者外出支援事業に対して、車両の更新費用を補助するなど機能の強化を図っているところでございます。

2点目の高齢者の交通事故防止対策についての御質問ですが、高齢化社会の進展に伴い、全国的に高齢のドライバーによる交通事故が増加してきております。

町の対策といたしまして、全国一斉に行われる交通安全運動において、東金警察署や交通安全協会と合同で、町内の主要交差点及び商業施設での監視や啓蒙活動に取り組んでおります。また、カーブミラーなどの交通安全設備を整備する交通安全対策事業を実施し、交通事故防止に努めております。東金警察署や交通安全協会では、高齢者を対象としたキャンペーンの実施、運転免許証自主返納の推進、高齢者に向けた講話や交通安全教室の開催などに取り組んでいるところでございます。引き続き関係機関と連携を図り、高齢者に対する交通事故防止の推進に努めてまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 古川徹議員からの御質問のうち、私からは片貝小学校の老朽化に伴い「小学校統廃合」の構想についての御質問にお答えいたします。

1点目の小学校の統廃合についてのアンケート調査結果についての御質問ですが、初めに、今回教育委員会が行ったアンケートにつきましては、将来にわたる九十九里町の学校施設などの教育環境のあり方を検討する資料とするために、3小学校の保護者や教職員及び教育関

係者に御協力をいただき行ったもので、小学校の統廃合に特化したものではないことをお含みおきください。

今回行ったアンケートにつきましては、514名の方々から回答をいただきました。その中に、今後、九十九里町の小学校の統廃合は必要だと思いますかとの質問に対し、一番多い回答が、統廃合は必要が42.22%、次に、どちらともいえないが38.13%、必要なしが19.07%、無回答が0.58%の結果となりました。

2点目の新校舎による充実した安全な教育施設整備及び町の多目的利用と維持管理構想についての御質問ですが、現在、片貝小学校を含め新校舎の建設計画はありません。

教育委員会といたしましては、今後は学校関係者や教育関係者による意見交換会などを開催し、児童数の将来推計のほかに、さまざまな情報、意見を整理、検討し、子供たちの教育環境を主眼に置いた個別計画を策定し、判断してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

それでは、1点目の子ども医療費について再質問をさせていただきます。

最初に、子ども医療費の助成、高校3年生までの拡大についてですが、先ほども言いましたけど前々から再三お願いしてきました。

町長答弁にはこれはなかったからお聞きしますけれども、前の質問では近隣自治体、私自身が前の質問では、近隣自治体の取り組みの状況を見て質問をしてきたわけですが、もう近隣自治体の動向をうかがいながらとか、そういう問題じゃないと思うんです。先ほど町長からは、県内17市町村の対象引き上げがなされていると。また、東金や山武、横芝光町がこれから、東金についてはこれから行っていく、また横芝光、山武市についてはもう今現在でも行っている、このような状況だと思います。

しかしながら、本町は本町なので、独自の思い切った取り組みが必要じゃありませんか。と申しますのは、御存じのように、町の人口は年々減少しているどころか、月ごとに減少している傾向で、前年度で見ても1万6,235人の人口が前年度末には1万5,899人でマイナス346人です。今年度に入っても5月現在には既にもうマイナス50人、1万5,849人、年間で約400人近くが人口流出となっております。全ての人口減がこの子育て世帯とは限らないのですが、できる限り若年層の流出人口に歯どめをかけ、定住・移住人口に結びつける一つの手

段としても取り組みが肝要だとは思いますが、この問題について、担当課のほうではどのように思考されているのか御答弁をお聞きしたいと思ひます。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それではお答えさせていただきます。

議員が御指摘されたとおり、子育て世代の負担を軽減するということは、少子化が加速する本町において大変重要であるというふうに認識してございます。加えまして、制度の拡充に対して大変期待が大きいということも御承知しているところでございます。そういった中で子ども医療費の拡充に向けましては、持続可能で安定的な制度とするため、財源の確保が重要な課題となっております。

これまでに、町では財源確保に向けて、県への働きかけを行うとともに、本町の対象者数の動向など財政に与える影響等々を精査してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

では課長、この子ども医療費、高校3年生まで助成をした場合で、経費が、前にお聞きしたときは年間約700万ぐらいかかると前の質問で言われておりました。今現在は前より子供たちの人数も少子化の影響もあり減少傾向にあると思ひますので、現在の対象人数で試算してみると、どの程度の経費が必要になるのか教えていただきたいのと、今年度当初予算の子ども医療費助成扶助額でもマイナス267万7,000円の減額予算だったと思ひます。

現在の試算で不足する予算の捻出をどうにかしていただき、これからの子育て世帯の流出を防ぐためにも、また一つでも充実した子育て支援に取り組むためにも、はっきりした答えをいただきたいと思ひます。やるのかやらないのか、取り組みの時期はいつからなのか。御見解をお聞きします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

5月1日現在で、本町の高校生世代、この総数が367人でございます。さらに3年後の推計を見ていきますと300人程度まで減少するというふうに見込んでございます。

これを先進の自治体でございます山武市であるとか、横芝光町の補助の実績、これに当てはめて試算をしてみますと、一般財源からの負担額はおおむね300万円程度、さらに3年後の推計を申し上げますと250万円程度というふうに見込んでございます。

また、子ども医療費の扶助費を決算ベースで申し上げますと、ピーク時の平成28年度が3,448万円でした。これに対しまして、平成30年度の決算見込みで申し上げますと、3,219万円と、対象者数の減少に伴いまして229万円ほどの減額というふうになってございます。議員が御指摘されたとおり、将来的な推計を見ましても、財政負担については減少傾向になるというふうに考察してございます。

こういった状況の中でございますので、現在のところは規則改正であるとか、対象者の方々へのお知らせ等々、制度の拡充に向けましてもさまざまな手続きがございますので、より具体的な検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

高校3年生までの総数が367名、3年後にはさらに300人程度見込まれると。経費も300万から250万くらいになってくるのかなと、そのような答弁だと思います。

じゃ、今年度当初予算の減額分ともう少し捻出した金額ですぐにでも取り組みが可能じゃないですか。今、課長はかなり踏み込んだ取り組みを進めていただいていると言われております。

では、最終決断をする町長にお伺いしますけれども、来年度の当初予算から取り組むとかじゃなく、今言ったようにすぐにでも9月補正、12月補正でも早期な対象拡充を決断していただきたいと思いますが、御答弁をいただけますでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（浅岡 厚君） 町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） それでは、古川徹議員の質問に対して答弁させていただきます。

今できる方向で進めております。ですので、もうしばらくお待ちください。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

町長、ありがとうございます。できる方向で進めてくれているということでございます。ぜひとも、来年度当初予算とは言わないで、9月、12月補正で何とか組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、次に片貝小学校の老朽化に伴い、小学校統廃合の構想についての①の小学校統廃合についてのアンケート調査についてですけれども、どのようにアンケート調査をしていただいたのか、そして回答率はどうか、また意見要望はどうだったのか等は質問した

かったんですが、教育長から先ほど答弁をいただきました。

しかしながら、このアンケートの調査の仕方ですけれども、さっき言われたのは保護者、または教員の方々だったと思いますけれども、そのような調査のとり方でいいのか。このような今すぐにも進めなきゃいけないことをまた段階を踏んでやっているようでは、時間がたつばかりでございます。ですから、やるのであれば、やはり地域の方々、その辺の意見聴取、また説明会、そのようなことも含めて進めていただいたほうが、時間もかからなかったと思います。そのようなお考えはあるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

今、議員のおっしゃったとおり、地域の方々のアンケート、今回実施されておりませんでした。今後、今、質問のございました説明会も含めまして、実施につきまして検討してまいりたいと思いますので、御理解お願いしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

そうですね。だからそのように進めていただいて、一日も早くこの構想について進めていただかないと、また、前倒し、計画倒れみたいなものもありますので、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

それでは②に入ります。

新校舎による充実した安心・安全な教育施設整備。

と申しますのは、今現在ある小学校3校のうち2校は川沿いにあるわけでございます。安心・安全なというのは、やはり川沿いではなく、町の中心部とか、そういったところに持つてくるべきではないかなと思うところもあります。

また、町の多目的利用、町民体育祭だとか、そういったことでも利用されております。教育長からも、子供たちの減少やこの先の出生率を予測しても、統廃合はしなければならない。いろいろなことを考慮すると、町の真ん中に新校舎を建設していくことが必要だと思いますとお聞きしております。今現在では、教育長個人的なお考えなんでしょうけれども、その考え方は私も同感です。

やはりこの先の諸問題を考慮すると、何度も申し上げているように、子供の減少、施設の維持管理、津波対策も兼ねた安心・安全な教育施設整備、それと町での諸行事の利用など、町の財政状況等々を総合的に考えれば、統廃合は避けられないと思います。

ましてや、この片貝小学校、明治6年2月に登録した学校でございます。千葉県内でも一番歴史のある小学校、このようになっているわけでございます。片貝尋常高等小学校、そして片貝国民学校、それから片貝小学校となってきたわけでございますけれども、それだけの147年の歴史のある学校でございます。

どうか、考え方は教育長が言われておりますので、計画を順次進めてくれると思います。町の真ん中に学校を統合したいと。では、この問題を町としてはどう考えているのかお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

学校の統廃合、あるいは新設ですとか、大規模改修、教育長の御意見、私の意見、担当者の意見、個々の意見はいろいろあろうかと思えます。そのような中で、先ほど教育長の答弁にございましたが、今後、学校関係者、教育関係者による意見交換会の場を設けまして、計画を立てていく予定でございます。この意見交換会につきましては、行政からの一方的とするのではなく、地域住民の御理解、御協力の中で意見をいただきながら、今後の教育環境のあり方について方針を決定していきたいと考えております。

ですので、今現在では、教育委員会としては計画的に白紙状態であるという立場で、この意見交換会を開催した中で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

意見交換会等もやっていただけるということでございますけれども、それも時間がかからないようにですよ、ひとつお願いしたいと思います。

今ほど言いましたけれども、やはり自然災害、これは大変怖いものでございます。房総沖地震も予測されている中で、安心・安全な場所に、町の真ん中に教育施設を、ちゃんとしたものをつくる。今のような横長のでかい教室は要らないんです。高さを上げた一時避難所も兼ねた施設、このようなものを新設して、今後の維持費も考え進めていただきたいと思います。

では、新校舎建設には多額の建設費用が見込まれるわけです。現校舎の解体費用もかかることもありますし、早い時期に、これは役場本庁舎建設と同様に、建設基金の条例を定めて計画を進めなければならないと考えますが、いざというときには基金なしでも国などの補助

金の活用で費用を捻出できるのか、御答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、新校舎建設には多大な費用がかかります。仮に新校舎を建てかえることとなりました暁には、関係課との協議が必要となってきますが、国庫補助の活用を計画しながら進めていきたいと考えております。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

だから、私は本当は企画財政課長に聞きたいんですよ、これは。教育委員会じゃなくて、企画財政課長にお答えしてほしいんです。そういうことができるのかと。基金も積み上げないで、国からの補助だとかそういったものですぐ取り組めるのかというところを聞きたかったんですよ。

なぜ私がこういうことを言うというのは、片貝のこの地区に教育施設が何もなくなっちゃう、今ある施設を使っていくとなれば。片貝小学校は老朽化で施設に問題があるのに、今現在でも問題があるのに直さない。お金がない、お金がないって。この校舎を続けて使っていくのであれば、できるように全部補修してくださいよ。できていないんですから。そのようなことで進めていただきたいと思います。この質問を終わります。

次に、子育て環境「海の駅九十九里周辺多目的広場の整備」についての①についてですけれども、私はこの公園施設整備については、海の駅九十九里の建設に当たり、計画時から念願の要望をお願いしてまいりました。

理由としては、本町には子供たちが伸び伸びと遊べる広い公園がないこと、また、海の駅九十九里を通年型で、また家族ぐるみで来ていただけるためにもとお願いしてきました。海の駅九十九里に訪れた来遊客のアンケートにも、公園施設みたいなものがあればという意見もあり、こうして多目的広場として整備を進めてくれたと思います。

計画では、今年の2月から3月には完成するとのことでしたが、芝生の種まきや芝生の芽吹き、根づきの関係でおくれているということで結構な時間が経過しておりますけれども、今現在見てみると、まばらな状態で芝生が出ておりますよね。最近は少しついてきたのかなと。これがいつごろまでかかるのか、その根つきが。それをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

芝生の生育が予定していたよりも遅く、大変御迷惑をおかけしております。申しわけございません。私どもも現地を確認しまして生育状況を見守っております。最近になってようやく気温が上昇し、少しずつですが緑化してきているのを確認しております。完成時期については7月ごろと予想をしておるところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

この芝生についてですけれども、種まきして根づかせる方法、もうこれ、また先ほどの町長の答弁ですと3種混合でやったと。経済面、要するにコスト面を考えて、種まきを選択されたと思いますけれども、その後の管理面や利用面も考えて選択されたのか。芝生の種まきは6種類から7種類ぐらいあり、雑草がつきにくいものや蹴飛ばしたり、踏みにじったりしても、長年傷みにくいものや、また、水まきなどの手間もさほどかからないような天然芝等があると思います。

お聞きしますが、今回の芝生はどのようなことでやられたのか、どの種類でやられたのかとお聞きしたかったんですが、3種混合と言われても、私も芝生屋じゃないので、ぴんこないんですけれども、これが短期間で利用、使用が中断することはないのか、はげちゃって。また公園が使いなくなるようなことはないのか。

そして遊具の設置も含めた、先ほど7月ごろには根づくような話をされていましたが、遊具設置も含めた完成時期はいつごろになるのか。子供たちも、保護者からも、まだできないのと言われております。あわせて御答弁をお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

散布した3種混合種子は芝生というよりは芝草という種類でございます。道路ののり面や河川の堤防などの緑化用として利用されているものでございまして、管理も比較的安易なものとなっております。また長期の利用も可能ということから、採用をしたものでございます。

遊具設置全ての完了までの期間ですが、芝生の生育状況を確認しながら遊具を設置し、7月、夏季のシーズン前までには何とかできるようにはしたいと現在思っております。ただ、芝生の生育状況につきましては、専門家にも相談をしながら、生育状況を確認して対応していきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議 長（浅岡 厚君） 4 番、古川徹君。

○4 番（古川 徹君） 4 番、古川です。

ということは課長、遊具の設置も7月には完成できるということによろしいでしょうか。わかりました。

では続きまして、②に入ります。いわしの交流センター及び周辺施設整備基金を活用し、多目的広場の遊具の設置についてですけれども、遊具については幾つか設置される計画です。今ある、つくっているこの小山、また手づくりのブランコ、またベンチだったと思います。

しかし、よりよい施設にするためには、先ほど町長から順次様子を見ながら、利用状況を見ながら進めていただけるようなことを言われておりましたけれども、また、前の質問では予算の関係上、今後徐々に増やしていくとのことでした。

しかし、基金も1,000万あることなので、基金条例第6条の1にあるいわしの交流センター及びその周辺施設の整備、有効活用及び魅力増進のために必要な経費の財源に充てるときという条例を定めてあります。

この条例を利用して、例えば回転するジャングルジムですとか、またはターザンロープ等、あとはスプリングシーソー、このような遊具というものは余り費用をかけなくても設置できる遊具だと思います。今はやりのクライミング、ああいったものができれば一番いいなと思っています。ザイルクライミングといって、ネット上のものを登っていくもの、ああいったものがあればいいなと思うんですけれども、あれは結構な費用はします。

ですから、意外と安価でできるような遊具の設置、そのようなものを含めて、施設の整備のおくれもあることなので、同時に遊具の増設もしたほうが魅力増進になり、またPRもしやすいと思いますが、どうでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 先ほど町長答弁でもありましたように、今後の広場の利用率、それから利用者の声、地域のニーズ等を総合的に判断した上で遊具の増設について検討をしていきたいと思っています。

なお基金の活用につきましては、海の駅の補修等も今後予想されますので、そういったところの活用も含めた中で検討していきたいと思っていますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（浅岡 厚君） 4 番、古川徹君。

○4 番（古川 徹君） 4 番、古川です。

課長、徐々にじゃなくて、やっぱりやるんだったら最初からやらなきゃだめですよ、何事

も。PRするにも、九十九里町にはこういう施設ができたよ、多目的広場ができたよということをネットでどーんと上げられるような施設、そのような思い切ったことをやらなければいけないと思います。今言ったように海の駅の補修をされることもあると思いますけれども、それに果たして1,000万かかるかといったら、かからないと思いますので、そのようなことを一緒に進めていただきたいと、このように思います。これはもう終わりにします。何回言っても同じになります。

次に、高齢者の交通手段としての①乗り合い（デマンド）タクシーについてですが、デマンドタクシーの取り組みは、先ほども言ったように、東金市との共同出資委託事業として検討ができればということで、前課長からもお聞きしております。その後の検討はされたのか、進展はあるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えをさせていただきます。

デマンドタクシーの地域連携という御質問だと思いますけれども、庁内検討会議の中で協議はさせていただいたところです。

谷川議員の御質問の中でもお答えをさせていただきましたが、その中で課題となったのが、現行のバス事業者、公共交通事業者への連携という壁でございます。こういったところから現状ではその連携については難しいということで、話は進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

ならば、町として高齢者の交通手段はどうされていくのか。先ほどから社会福祉協議会で取り組んでいただいていることの話は聞いております。月1回を2回にしたと、そのような話は聞いておるわけでございますけれども、高齢化率はこれから急速に上昇し、高齢者が増えるわけですから、今でさえ不便な状況なので、ほかの対策が必要だと思います。ほかの対策というものは、先ほど聞いている限りでは見当たりませんが、ほかにあるのであればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

令和元年につきましては、繰り返しになりますけれども、社会福祉協議会の高齢者外出支援事業の拡充の支援、そして現行のバス公共交通事業者の空白地の解消、これは拡充ですけ

れども、全部は解消できませんけれども、解消に向けた努力を今進めているところでございます。

今後でございますけれども、国の補助事業、あるいは県の事業等を注視をしながら、九十九里町が今何ができるのかというところを緊張感を持って庁内検討会議の中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

答えは変わらないんですけども、提案になりますけれども、地元交通機関というのであれば、圧迫をかけないようにとかよく言われますよね。だったら、地元交通機関のタクシーの乗車券の割引券、こういったものを支給するとか、提供するとか、または先ほどの前の質問で小学校の統廃合を進めた中のスクールバス、この通学時間帯以外の利用といった、そういったことで取り組んでいかない限りは無理なんじゃないかと。

スクールバスを確保すれば、今度は通学時間帯以外にはバスがあくわけですよ。その間のバスを利用して、高齢者の乗り合いバス、買い物支援バス、病院行きの支援バス、そういうようなあわせた利用ができると思いますので、そのようなことをこれから考えていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、②の高齢者の交通事故防止対策として、依然として高齢者による悲惨な事故が多く見られます。判断ミスやアクセルとブレーキの踏み間違い等により、尊い命を一瞬で失われてしまう取り返しのつかない事故であります。

今のところ町内ではそのような事故は起きていないと思いますが、私も知人の高齢者には運転を控えた行動を促すものの、やはり車がないといけないからしょうがないじゃないと言われると返す言葉も見つかりません。

すぐにでも交通事故防止対策、または免許証の返納された方々が、それにかわる交通手段対策を考え、高齢者を守っていかなくてはならないのですが、それにはやはりデマンド（乗り合い）タクシーの取り組みや今ほど挙げた2つの提案など、また、これは新たな提案ですけども、1人乗りの小型自動車を例えば何台か町で購入して、その必要に応じてレンタル料金をいただきながら貸し出すとか、また、できることなら独自に、小型自動車を購入する際に、その購入費の一部を助成をするなど、そのような取り組みを国レベルで、町だけでは無理ですから、国にお願いして、そのような事故対策をしたいんだと。そのようなことがで

きないのか、これは一つの提案ですが、町ではどう考えていくのかお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、総務課のほうから高齢者の交通事故及び交通事故に対する対策の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

本町に限らず高齢化が進展する中で、高齢者の交通事故増加というのは日本全国で大きな問題となっており、議員がおっしゃられたとおりでございます。高齢者の交通事故対策については、千葉県などの関係機関と本町におきましても連携を図り、人口減少に向け周知啓発活動に取り組むとともに、警察本部や千葉県並びに交通安全協会が実施する事業への協力にも努めてまいりたいと考えております。

そういう中で取り組みを進めているわけですがけれども、高齢者の交通事故と申しましても、大きく2つに分かれます。1つ目は高齢者の歩行中の交通事故、もう一つが自動車等の運転中、さらには乗車中の事故、大きくこの2つに分かれまして、その原因の一つとしまして、歩行中の事故は、その原因とすれば、横断歩道以外の場所を安易に横断したり、信号無視、走行車両の直前や直後の横断、それから高齢ドライバーの起こす事故とすれば、よく言われますアクセルとブレーキの踏み違い、それから、俗に言う思い込みによる運転です。見えても大丈夫だろう、何とかしないだろうと勝手な思い込みによって事故を引き起こしてしまう。さらには高速道路の逆走と、これも大きな事故の原因となっております。

こういう中で、町ではございませんけれども、千葉県、それから千葉県警察本部におきましては、道路交通法の改正に伴って、70歳以上のドライバーに対する高齢者教習、さらには75歳以上のドライバーに認知機能検査、こういうものが法的に義務づけられたことによりまして、県警本部や交通安全協会では、免許更新の際にそういう講習の実施もし、高齢者の交通安全対策に取り組んでおります。

町につきましても、地元、東金交通安全協会が実施する高齢者対象への交通事故防止に関する講話等についても協力をしながら取り組んでまいりたいと考えております。総務課としては、そのような状況のもと、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） 私からは、先ほど古川議員より御提案をいただきました車両の貸し出し、そういった事業について検討願えないかというような質問について御回答をさ

させていただきます。

今、総務課長の答弁の中にありました高齢者が運転する車両については、安全対策を十分にしたものがあるところと求めているところがございます。そういった車両を通した貸し出し、そういったものについて、国の事業、そういったところを、先ほどの繰り返しになりますけれども、貴重な提案だと認識しておりますので、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

まず総務課のほうですけれども、交通事故防止に対する講話等を行っていただくと、これは前の質問と答えは一緒なんですけれども、そのような取り組みを短期的にやっていただくことをお願いしたいと思います。

先ほど、道路交通法の関係で70歳以上ということであるわけですが、その講習を受けていても事故を起こしてしまう高齢者が現にいるわけですから、それはなぜかといえば、やはりその周りというよりも、その自治体にとって取り組みが進んでいないから、やむを得ず車を運転して事故を起こす場合があるわけですが、そういったことがないように、できる限り講話等、また教室等を開いていただき、やっていただきたいと思っております。

また、企画財政課のほうですけれども、車両の貸し出し、今、御提案した小型の1人乗りの車、こういった活用は今どんどん取り上げられております。あれは結構、ボディは鉄でできていますけれども、これからはスポンジみたいな、布でできたような1人乗りの、ぶつかってもそんなにけがしないような1人乗りの車、このようなことも開発されているということでございますので、このような取り組みは国にお願いしても、またすぐできるわけではございませんから、早いうちにそういった要望を出していただき、このような取り組みができるようにしていただければと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は14時10分です。

（午後 1時53分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時09分)

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、6番、荒木かすみ君。

（6番 荒木かすみ君 登壇）

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木かすみです。

議長のお許しをいただきましたので、令和元年6月定例議会におきまして、一般質問をさせていただきます。

公明党は小さな声を聴く力を大切に、皆様よりお寄せいただいたお声の中から質問をさせていただきます。

前の2議員と重複する項目もございますが、細かな点までお伺いいたしますので、町長並びに御担当の明確な答弁を望みます。

初めに、公共施設の利用促進についてお伺いをいたします。

旧豊海保育所の利用が決まり、本格的に使用に向け動き出しているとのこと、ぜひ有意義に利用されるよう期待をいたします。そこでのコンサルティング業務については、引き続き町発展に寄与できるよう応援をしていきたいと思っております。

ほかにも利用促進を図るべき公共施設がたくさんあります。豊海地域において真亀川総合公園の施設利用についてお伺いをいたします。

建設より時代背景も変わり、使い方も変わってきています。パソコンルームのパソコンも古くなり、ノート型やスマホの普及でそれぞれが個人に通信機器を持つようになりました。環境も大きく変わりました。古い機器が今は撤去となり、学習室のような形となっています。また、このたび、つくも学遊館、正面入った天井の高い場所も高齢者のふれあい、お楽しみ会などに貸し出しをしていたところですが、誰でも有料で使えるようになりました。この10年、20年で少子高齢化が進み、利用される年齢層も上がっています。そこで、児童の利用のほか、高齢者に使いやすく集まりやすい場所へと見直していく必要があるかと思っております。公園施設なども全年齢の使用に耐える見直し等、お考えがあるかをお伺いいたします。

次に、都市公園のあり方についてお伺いいたします。

全面的に公園の遊具が危ない、事故が起きているなどの理由で、撤去になる例があるそうです。鉄製の遊具が置けないなら、ボールの使用の許可やタイヤなどを使った遊具、また高

齢者が体力を強化できるよう、1日いられるような施設になればと考えますが、都市公園の規制緩和などの状況についてお伺いをいたします。

次に、旧オリゾンテの利用についてお伺いをいたします。

3年近く公募をしても使用が決まらない理由として、レストランでは厨房施設費や設備費もかかり、相当な利益が出なければ借り手はいないというのが実情だと言われています。レストラン以外でも検討はされているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、防潮堤についてお伺いをいたします。

漁港区域内の防潮堤の工事の進捗についてお伺いをいたします。先般の行政視察において、浜松の防潮堤を見てまいりましたが、12mの高さと大きな幅の築山のような防潮堤の規模に大変驚きました。遠州灘という場所柄、回遊客も少ない場所で、本町とは条件が違うなというふうに思いました。

そこで、本町における工事がおくれている漁港事務所管轄の防潮堤の工事の進捗についてお伺いをいたします。

また、本町における防潮堤の今後について、地元住民との話し合いを見据えての今後の防潮堤の予定と私ども議員の浅識もあり、どのようにして防潮堤を使っていくのか、今後の全体をお聞かせください。

最後に、交通支援についてお伺いをいたします。

先輩より質問もございましたが、免許返納者、高齢者、障害者など、交通支援が必要な方への取り組みについてお伺いをいたします。

最近起きました高齢の方の事故をきっかけに、免許返納を考えるとという声が増えております。一方では、免許返納後の買い物、病院への交通不便を懸念して返せないという声もあります。そこで、そういった方への支援策に、タクシーの初乗り運賃補助やバス割引券の補助など、ほかの自治体でも工夫をされ、考慮をされている様子です。

本町でも交通不便の方への補助策として必要ではないかと思いますが、当局のお考えをお伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。再質問は小項目に分けて自席にて行います。

○議長（浅岡 厚君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えします。

初めに、公共施設の利用促進についての御質問にお答えします。

1点目の真亀川総合公園の施設利用についての御質問ですが、公園施設とつくも学遊館は、ともに生涯学習施設として御利用いただいております。これらの施設の利用状況については、各種同好会、親子で利用できる子育て支援センター出張ひろばや高齢者の集いの場として開催されるいきいきサロンなど、小さな子どもから高齢者まで幅広く御利用いただいております。

2点目の都市公園のあり方についての御質問ですが、今後の都市公園のあり方として、本町を取り巻くさまざまな社会状況の変化を踏まえ、法令等の範囲内で町民の皆様が都市公園を柔軟に利用できるよう運営協議会などで検討してまいりたいと考えております。

3点目の旧オリゾンテの利用についての御質問ですが、本施設はレストランの運営を目的として設置、整備したものでございます。これまで町ホームページを通じて、レストランなど飲食店としての事業者募集を実施してまいりましたが、現時点でも利用事業者が決定していない状況でございます。このため、レストラン以外での民間活用についても検討を進めており、その過程で複数の事業者の方から御提案をいただき、現地確認にも臨んでいただきました。結果としては、利用事業者を決定するに至っておりませんが、現在も事業実施を検討いただいております。本施設は都市公園内に位置しておりますので、都市公園法で認められる範囲内での活用手法について、引き続き検討をしております。

次に、防潮堤についての御質問にお答えいたします。

1点目の漁港区域内の防潮堤の工事の進捗についての御質問ですが、千葉県銚子漁港事務所を確認したところ、漁港区域内の作田川左岸側の津波対策事業としては、コンクリート被覆工法の堤防が約430m完了しておることとでございます。また、右岸側の片貝海岸隣接部につきましては、平成31年3月に工事発注され、約210mの区間で工事が施工中であるとのこととでございます。漁港周辺については、地域住民との合意形成を図るべく、今後も引き続き地域住民との意見交換会を実施し、理解が得られるよう努めるとのこととでございます。

2点目の本町における防潮堤の今後についての御質問ですが、本町における海岸部の防潮堤の整備については、今年度までを復興事業期間として工事が進められているところとございます。現在県では、防護高さの確保を最優先として、土堤及び有料道路のアンダーパスの囲み堤防等の整備について、順次着手しているところとございます。町では、津波対策事業が早期に完了するよう、あらゆる機会を捉えて、県へ強く働きかけてまいります。

次に、交通支援についての御質問にお答えします。

1点目の免許返納者や高齢者、障害者など交通支援が必要な方への取り組みについての御質問ですが、先ほど谷川議員への答弁でも申し上げましたとおり、免許返納者には路線バスなどの一部運賃料金が割引になるなどの優遇措置がございます。

高齢者に対する取り組みとしては、町社会福祉協議会の高齢者外出支援事業を支援しております。また、障害者の方々に対する取り組みとしては、福祉タクシー事業を実施しております。引き続き、本町に合った対策や取り組みを調査研究しながら、交通支援を実施してまいります。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

それでは、真亀川総合公園の中のつくも学遊館の利用について再質問をさせていただきます。

まず、正面ホールの部分についてお伺いいたします。踊りやカラオケ等に使われる場合に、もともと、そのような仕様になっていないので、施設整備の要望がありました。例えば、ホールは部屋ではなくて天井が高いので、明かり取りの位置のまぶしさとか、音響、カーテンの設備がないなど、使いやすい工夫をしていただけるとありがたいということでございます。また、このほかさまざまな御要望がありますが、こういった要望への御配慮をいただけるかをお伺いいたします。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

つくも学遊館ホールにつきましては、もともとのつくりが講堂ではなく、あくまでもホールなので、天井が高く、高い位置に明かり取りの窓が設置されております。また、ホールには中央公民館講堂のような音響設備もございません。明かり取りの窓につきましても、非常に高い位置に設置されておりますので、使用の都度、塞ぐことは難しいと考えます。音響機器も使用者が持ち込んでいただいているのが現状でございます。

基本的には、使用の際にホールを借りていただく方が自分たちで使いやすいように工夫をしていただき、使用後は原状に戻していただいておりますのが現状でございます。もし使用前に、使い勝手に関する相談があれば、できる限りの御協力はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） わかりました。では、御相談をしていただいてということをお願いしたいと思います。

次に、学習室等について、また全体についてお伺いいたします。

学習室については、前にも御提案させていただいておりますけれども、本好きの方が不要な本などを読み終えた本を置いていただければ、みんなの本棚として回し読みができるのではないかと。また、これは図書館のような大規模なものではなく、捨ててしまうのはもったいないので、捨てる前に置いておける場所を設けていただいたり、つまり本のフードバンクのようなものを、また、傷んだものは廃品倉庫が近くにありますので、こういった使い方、御自由にお持ちくださいとか、読んだら返してくださいとかいうような気軽なものであれば実現できるのではないかとというふうに思います。

2番目に、有志による町の歴史を手づくりの本にさせていただきました。町に関係するものなど気軽に読める場所があればありがたいなというふうに思っております。この点についての答弁もお願いいたします。

また以前にホールにあったテレビが壊れていて、その後に使えるテレビがどこに置かれているのかいないのか、お伺いをいたします。

また、正面ホールも手すりやベンチの補充など、高齢者目線で施設を見直してほしいと思いますが、こういったことへの当局のお考えをお伺いをいたします。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

まず1点目の町民が持ち寄った図書館という御質問ですけれども、これについては検討をさせていただきます。

2点目の気軽に本が読める場所との御質問ですけれども、メディアサロンはどなたでも自由に読書や勉強ができるスペースになっておりますので、御利用をいただければと考えております。

3点目の以前ホールにあったテレビの件ですけれども、壁にかけてあった薄型モニターであると思われま。このモニターはパソコンと接続し、つくも学遊館等の案内板として利用しておりました。故障後は壁から外し、別の場所に保管しております。現在、地上波放送が映るテレビは、災害時等の緊急放送等に備え、つくも学遊館事務室に1台、小体育館ロビーに1台、フィットネスつくもトレーニングルームに1台設置されております。

それと、高齢者目線という御質問ですけれども、今年度つくも学遊館では、和式トイレ

2基を洋式トイレへ改修し、既存の洋式トイレ2基も温便座へ改修をいたします。手すり等の補充についても、ホールの利用者等の御意見を伺いながら検討をさせていただきたいと思
います。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

御答弁ありがとうございました。細かに申しあげました点、御配慮いただきありがとうございます。このメディアルームでの本の置き場所ですが、メディアルームが適切かなという
ふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

トイレの件、大変喜ばれると思います。引き続き、また使いやすい施設としての御配慮を
お願いいたします。

次に、都市公園のあり方について再質問させていただきます。

都市公園のあり方として、子どもも大人も楽しめるような規制の緩和が必要であると考えて
おります。屋外ステージのところでお聞きいたします。屋外ステージという場所の緑の多
いところについて伺います。外の舞台周りの植栽も近年少なくなってきたように思われます。
例えば、希望があれば、趣味のある方にお手伝いをいただき、手づくりのガーデニングや菜
園等植物を植えたりしながら、何人かで集まり憩える場所に使えるのではないかというふう
にも思います。以前に私も花植えのお手伝いをさせていただいたことがあります。この植
えたものがいつ咲くのかなというふうにも楽しみでもありました。

また、この場所は車の来ない散歩コースの整備なども高齢者にとって可能ではないかと考
えます。そういった工夫をされ、定期的に訪れる楽しい場所へと利用促進を要望させていた
だきますが、この点について当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

屋外ステージのある中央広場でございますけれども、議員御提案のあったような家庭菜園
のようなものは不向きであると思われま。現在、屋外ステージの前の花壇等はまちづくり
課環境係の購入した花を分けていただき、公園係の職員の手でパンジー等の花を年1回植
えておる状況でございます。議員より御提案いただいたような住民ボランティアを募って一
緒に花植えをするのがよいのか、どのようなスタイルが一番よいのか、検討をさせていただ
きたいと思

また、真亀川公園施設内には、こどもの広場の周りや公園内中央通路など遊歩道がございます。高齢者の方でも散歩している方も見受けられる状況でございます。公園内は原則車の乗り入れは禁止なので、安心して散歩ができる状況でございます。また、豊海県道を挟んだ反対側に真亀川遊歩道とラブリバー公園があり、地域住民の散歩の場として多くの方々に御利用をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 隣にこども園がありまして、こども園の子どもたちも、あそこは車が通らないで散歩ができるようになっておりますので、交流をしたいというお声もありました。また、高齢者にとっては健康推進のために、絵つきの啓発のパンフレットなんかがあったらいいなというふうにも思いました。ラブリバー公園、なかなか皆さん知らないということもありましたので、ぜひそこら辺の散歩コースもパンフレットなどをつくっていただけたらなというふうに思います。

総じて時代に即した見直しで、高齢者、児童、成人など全年齢利用の有効利用ができるように要望をいたします。

次に旧オリゾンテの利用についてお伺いいたします。

前回は室内における介護予防施設に使えるかというようなお問い合わせもあったことは知っております。また、その場合でも、部屋の使用料金が高いので使い切れないというふうなお声もございました。そこで、NPO法人などへの安価な貸し出しや美術館、博物館など、公共性の高い施設の利用、また軽食など、複数団体の利用等、借りやすい方法が考えられないかをお伺いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えをさせていただきます。

1点目のNPO法人への安価な貸し出しについてでございますが、NPO法人などの収益を目的としない団体への貸し付けに伴い、利用料を減免する場合がございます。同様に議会の皆様にこうした場合については減額等の承認をいただくことが必要となってくるところでございます。

次に、2点目の美術館、博物館などの公共性の高い施設の利用についての御質問でございますが、都市公園法では、公園施設として公園内に設置できる施設を限定しておりますが、美術館、博物館はこのうちの供用施設に該当することとなりますので、設置は可能と考えて

いるところでございます。また都市公園法では、施設として飲食店の設置を認めていることから、同じ施設内で来館者に軽食を提供することについても可能と考えているところでございます。

最後でございますけれども、3点目でございますが、利用しやすい方法があるかというような御質問でございますけれども、これまで議員の皆様からも、公園来園者への休憩場所としての開放はどうかというような御提案をいただいているところでございます。これを受けまして、町でも休憩場所としての活用について検討を行いました。同じ公園内につくも学遊館があり、ロビーでは自由に休憩をいただける環境が整っていること、レストラン棟を休憩場所として活用するためには、光熱水費や浄化槽の管理費など新たなコスト負担が想定されることから、現時点では、休憩場所等の活用には民間事業者への貸し付けによる活用について優先して検討してまいりたいと考えているところでございます。御理解をよろしく願いをいたします。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 訪れる方の休憩場所というのは、確かにあるといえばあるのかもしれないんですけども、ここをもう少し、施設として大がかりなものではなくてもいいので、そういう居心地のいい場所、つまりクールシェアができたり、ちょっと軽食がとれたりというような、そういうところになればいいなというふうに常々考えておりました。空にしておくのは経費だけがかさんでいくので大変もったいないと思いますので、何とか使いやすい方法を御検討いただいて、早く使えるようにしていきたいというふうに思っておりますが、もう一度御回答をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

町として、あの施設を有効に活用することは、これは重要な課題であると考えているところです。試行錯誤を続けているところでございますけれども、今も希望者は何件かあるところでございます。そういった方々と慎重にお話を交えながら、いい貸し出しができるよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 当時建てましたころは、おもてなしの場所としてイタリアンというふうにあったかと思っておりますけれども、今は地元の方が楽しむ場所、そして他地域からの方は、

地元の人が楽しんでいる場所を探してやってくるというスタイルが大変多くなっております。また地方ロケの番組やSNSなどの普及で、場所が悪くても評判になれば遠くでも訪ねてくれるという時代です。そういう情報戦略も活用し、皆が楽しめる場所になるよう、ぜひ前に進めていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

次に、防潮堤について再質問をさせていただきます。

防潮堤に対する知見がさまざまなようで、もし要望があれば住民説明のほか、議員にも勉強会を持っていただければというふうに思っております。この点について当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

海岸における津波対策事業の説明会については、事業主体の千葉県が平成27年2月6日、町議会全員協議会で御説明を行った後、同年同月の28日、豊海地区を対象にサンライズ九十九里で、同年3月7日、片貝地区を対象に中央公民館で住民説明会を開催しております。今年度においても、4月17日に山武土木事務所及び銚子漁港事務所による本町の津波対策事業の概要や進捗状況の説明をいただいたところでございます。

今後も県と連携を図りながら、必要に応じて説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 管轄の違いで防潮堤のつくり方も違っていたり、災害時の対応、強度などにもばらつきがないのかなというふうにさまざまな意見が出ております。経年劣化による損傷やメンテナンスはどこがやるのか、大きな津波が来たときに避難時間が少しでも確保でき、人命が守られるよう効果が期待をされております。

近年、避難行動への明確な数字表記が出ました。5、4、3、2、1。4で全員避難しましょうというような、こういうわかりやすい避難のタイミングも報道されております。調査、訓練もしながら使い方も身につけていきたいって私たちも思っております。それで住民説明会含め丁寧な対応をしていただいて、避難時の対応、適切な対応に結びつくよう要望いたしまして、この件を終わりにします。

次に、交通支援について、先輩方よりも質問ありましたし、古川議員からも質問がございました。ですので、具体的にお伺いをいたします。これは本当に大切な問題なので、各議員が要望していると思いますが、高齢で運転免許のない方、高齢のために免許を返納する場合

が多いということで、高齢者全体についてお伺いいたします。

障害者は障害者手帳をお持ちの方で肢体不自由という方への補助制度があると思います。先ほども御案内いただきました。ですが、要支援1、2、要介護1、2、3の方、また健康で高齢の方への交通支援の状況をお聞かせ願いたいと思います。これは、各課の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうから高齢者福祉の分野からお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、障害者の中には、福祉タクシーの助成事業といたしまして、初乗り助成がございます。要支援、それから要介護のタクシー助成につきましては、現時点におきまして、検討段階でございまして、障害者手帳をお持ちの高齢者の方々がどの程度あって、こういった利用状況になっているのか等々、そういったところから検証を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） この肢体不自由の障害者についてと、介護1、2、3、4、5、この辺どこら辺までが利用できるのか、利用できないのか。そういう方はどうやったら利用していけるのか、そこら辺も少しお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 3回目になりますけれども、それでよろしいですか。

○6番（荒木かすみ君） あともう一つ、すみません。

買い物支援については、関係各位の御尽力に感謝いたします。毎回楽しみにされている方も多く、ひとり暮らしでない方や御家族のいる方も希望があると伺っております。高齢の方が意欲を持って自分のことは自分でしたいと思うことは大切なことなので、出かけたときに自由に出かけられるような体制づくりを支援していただきたい。

また、先ほど古川議員からもありました、電動車椅子のことだと思うんですけども、電動車椅子は介護度何度から使えるのか。そういうこともあわせてもう一度お伺いしたいと思います。

公共交通の競合ということがありましたので、やはり公共交通を使えるようにということで、私も補助券や割引券ということを提案させていただいておりますので、その辺どうやったら前に進めるのかをお願いしたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） 答弁を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

公共交通についてでございますけれども、競合をすることなく、連携を持ってこの町の交通網を維持していくことが大変重要だと考えているところでございます。

先ほど、電動の車椅子等々がございましたけれども、そうした中で高齢の方々が交通対策として有意義に生活ができるよう、検討会議等でいま一度具現化に向けた内容について、踏み込んで協議を今後とも続けていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに答弁ありませんか。先ほどの介護保険の支援の関係で。

健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 電動車椅子が要介護度どのぐらいから使えるのかといったお話だったかと思いますが、電動車椅子であるとか、シルバーカー、いろんなものがあると思います。手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） この件につきましては、また機会を持って質問させていただきますけれども、本当に皆さん困っていらっしゃるということを御理解いただきたいというふうに思います。ですから、ぜひ前に進むように皆さんで考えていただきたいというふうに思っております。

まとめます。健康寿命を保つ上で、生涯現役を目標に交通不便のせいで家に引きこもりがちにならないよう、切れ目のない支援を要望いたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は15時です。

（午後 2時45分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時59分）

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、杉原正一君。

（8番 杉原正一君 登壇）

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

令和元年6月定例会において一般質問をさせていただきます。

現在、九十九里町を取り巻く環境は病院問題、人口減少問題と多々問題があるかのように思います。本日はまず初めに、平成30年度末退職した7名の職員について質問します。

退職した7名は、年齢並びに在職年数及び定年等について質問します。

また、退職した職員の主な理由について質問します。

続きまして、憲法15条2項、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、その全体の奉仕者について質問します。町の職員は全体の奉仕者としての認識を持っているか。

続きまして、町は全体の奉仕者としての人材育成をどのようにしているのか。

3番目に、幼児人口について質問します。

平成31年4月1日現在、ゼロ歳から5歳児の人数をまずお尋ねします。

続きまして、本年出生した月別合計の人数をお尋ねします。少子化ということが大分長く叫ばれているわけですが、町はこの現状認識と対策についてを質問します。

4番目に、海の駅九十九里、収益還元について質問します。

商工会は町に今まで幾ら還元してくれたのか。

続きまして、現在、指定管理者である千葉県観光公社はどのように対応してくれるのかを質問します。

最後に、東千葉メディカルセンターの経営状況について質問します。

30年度の収支はどのようになっているか及び昨年度末、千葉県が追加支援として30億を補助金としてくれたわけですが、この30億をどのように病院は活用しているのかということ質問いたします。

なお、再質問は自席にて行います。よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 杉原正一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 杉原正一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度末に職員7名が退職したことについての御質問にお答えいたします。

1点目の年齢、在職期間、定年についてと2点目の退職の主な理由についての御質問については関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

平成30年度末退職者の年齢は30歳代から70歳代まで、在職期間は1年から39年でございます。退職理由と人数は、定年が1名、勸奨が1名、自己都合が4名、任期満了によるものが1名でございます。

次に、憲法第15条第2項、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」の全体の奉仕者についての御質問にお答えいたします。

1点目の町の職員は全体の奉仕者としての意識を持っているかとの御質問ですが、公務員は憲法により全体の奉仕者であるとされております。また、職員は地方公務員法に基づき、全体の奉仕者として、公共の利益増進のために全力を挙げて職務に専念しなければならないとされております。このことから、職員はこの使命を果たすため、宣誓書により、全体の奉仕者として職務を執行することを宣誓しております。

2点目の全体の奉仕者としての人材育成をどうしているかとの御質問ですが、町では職員の人材育成に関する基本的な方針と具体的な取り組みや推進体制などを示した九十九里町人材育成基本方針を策定しております。この方針に基づき職員研修を行うなど、職員一人一人の能力、資質の向上を図っており、日ごろから法令遵守はもとより、倫理意識の徹底に努めております。

次に、町の幼児人口についての御質問にお答えいたします。

1点目の平成31年4月1日、ゼロ歳から5歳児の年齢ごとの人数との御質問ですが、ゼロ歳児48人、1歳児55人、2歳児59人、3歳児75人、4歳児74人、5歳児74人でございます。

2点目の今年出生した月別及び合計人数との御質問ですが、平成31年1月3人、2月ゼロ人、3月7人、4月1人、合計で11人でございます。

3点目の町の現状認識と対策についての御質問ですが、本町のみならず、全国的に乳幼児の人口が減少している中で、国、県、市町村が取り組むべき重要な課題であると認識しております。このような状況を踏まえ、平成27年度に、九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策を実施しております。町としましても引き続き、出会いの場、子育ての環境など、あらゆる観点から人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海の駅九十九里の利益還元についての御質問にお答えいたします。

1点目の商工会は幾ら還元してくれたかとの御質問ですが、前指定管理者である町商工会からは、平成30年7月に1,000万円の寄附をいただいているところでございます。町といたしましては、この寄附金を原資として、いわしの交流センター及び周辺環境を整備することにより、来遊客へのサービス向上と町民の憩いの空間を創出し、さらなる交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

2点目の千葉県観光公社にどの対応してもらおうかとの御質問ですが、千葉県観光公社から一部の書類を除き実績報告書の提出があり、現在その内容について精査中でございます。今後、この結果に基づき必要に応じて協議してまいります。

次に、東千葉メディカルセンターの経営状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の平成30年度の業務収益についての御質問ですが、理事長の収益を上げることを優先するとの経営方針のもと、手術件数の確保、施設基準に係る上位基準の取得、年度計画を前倒ししての病床の開床などの取り組みにより、収益では計画値を確保する見込みであります。

一方、経費につきましては、患者の増加と医師、看護師の充足に伴い、材料費や人件費が伸びていることから、年度計画を上回る状況であります。その結果、県からの追加財政支援を含め、差し引き損益は17億7,300万円程度になる見込みでございます。

2点目の千葉県からの追加補助金30億円の活用についての御質問ですが、追加財政支援につきましては、センターの財務体質の改善に資する支出に充てるとされております。これを受けてセンターでは、支払い期日の適正化のための支払いに充てるほか、運転資金と経営改善に充てる資金に分けて管理することとでございます。

以上で、杉原正一議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

それでは再質問いたします。

まず初めの職員の退職についてですけれども、定年1名、これはよくわかります。この勸奨というやつ、1名いらっしゃいますけれども、これは何歳ぐらいの人か、それともう少し詳しく説明してください。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問にお答えいたします。

平成30年度末退職者の中の1名、勸奨退職事由の職員でございますが、役場の職員は定年は60歳でございますけれども、55歳を過ぎますと、勸奨退職ということで、俗に言う自己都合ではなく、勸奨扱い、要は後進に道を譲るという扱いで60歳定年と同じ状況でやめられる。これは勸奨退職という公務員の制度でございますけれども、この制度を自分から申しを出て年齢57歳で退職となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 昨日、あるところへ行ったら、産業振興課の係長が5月いっぱいやめたということを聞きました。確認とったら事実だそうですね。それで、ある職員が、杉原さん、今年もたくさんやめているけれども、2年前もやめていますよということで、2年前の5月の広報を見たら、11名やめているんですね。課長が4人ほどやめていて、びっくりしたのが定年の課長が1人もいないと、こういう状況ですね。

2番目の先ほど町長答弁には、そのやめる理由の主な理由ということの回答がありませんでした。この中に病気だとか、結婚のために遠くへ転居するとか、そういう人はいらっしゃるかどうか再質問します。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問の退職事由は自己都合のみでございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

自己都合ということは、ほとんど病気とか結婚で転居、通勤が不可能、そういうことはないかと思うんですよ。それで、おとしの11名、今年先月、係長1名を入れると、20名近く、ちょっとの間でやめちゃうということは、その自己都合の中身がいろいろな人に聞いてみると、さまざまなOBが言うことがあります。1つは行政内、組織の体質の問題、先ほど憲法の問題では、全体の奉仕者としてのそのような指導はやっているということではあるんですけども、その辺がいろいろななか口には出せない問題がある。企業であるならば、リストラでもって早期退職を募るという、将来の利益を上げるためにということがあるんですけども、行政で公務員として勤めた以上は、もう営利目的ということは否定して行政に入ったわけですよ、先ほどの町長の答弁を聞いても。それがちょっと、余りにも1年でやめちゃうとか、若くしてやめちゃう、40代で3人やめちゃう、このような問題はちょっと余りにも行政内で問題があるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員、回数が来ています。もう3回目です。

○8番（杉原正一君） 議長、1回目の答弁で回答がなかったんですよ。

○議 長（浅岡 厚君） 3回目ですから。

○8番（杉原正一君） 今、3回目でしょう。

○議 長（浅岡 厚君） もう3回過ぎていますから。

○8番（杉原正一君） 違う、違う、一番最初は……

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 3時17分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 3時17分）

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

次の問題に入ります。

先ほど町長答弁にもありましたけれども、全体の奉仕者として行政に務めるからには、宣誓的に約束して入ると、そういうことであるのですので、もう少しこの憲法に基づいて人材育成をしていかないとと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、公務員は全体の奉仕者、憲法15条第2項、これに基づき、さらに地方公務員法の規定により、入庁時に公務に宣誓をして入庁しておるということでございます。

これに基づきまして、町としましては、職員の人材育成をいかにすべきかということで、これも答弁書にございましたとおり、人材育成方針に基づき、職員の研修に力を入れているということでございます。

本町における人材育成方針とは、職員の意識改革、能力開発を積極的に行うことで、限られた人員の中で一人一人の能力、可能性を十分に引き出し、活用していくような中長期的な方針でございます。

職員一人一人の能力開発、意欲向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織として総

合力を高めることを目的として、この方針にのっとり、人材育成に取り組んでおるところで
ございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 今の総務課長の答弁のように、ぜひ若い職員等を指導をしていただき
たいと思います。やはりやめていかれるということは、戦力としても人材力としても、新し
く入ったら、やはりすぐ役に立つ部署もあるけれども、そうでない部署もたくさんあるわけ
ですので、今の総務課長の答弁のように、職員のやる気、能力を引き出す、そのところを徹
底して生きがいのある職員になるようにしていただきたいと思います。

次に、今度、幼児の人口について再質問をします。

ゼロ歳児が48名、1歳児が55名、2歳児が59名、3歳が75名、4歳が74名、5歳児も74名
と、今の中学生を聞くと、大体各学年100名以上あるわけですね。小学校もこの前、教育委
員会のほうへ尋ねたら、4年生だけが100名以上いると。急激に最近減ってきちゃっている
わけですけども、特に2番目に質問した1月が3名、2月がゼロ、3月7名、4月が1名、
昨日、答弁5月は出ないだろうと思って聞きましたら2名、だから1月から5カ月間で13名、
平均で3名生まれていないという状況、このままいくと30名も至らないような状況になっ
ちゃうわけでございます。

そこで再質問します。

この現状の認識というか、この現状を見て、今後やはり出生してくる人口を増やす、また、
生まれて現在5歳までいるような人たちが減らないで増やすような方策もとっていかなけれ
ばいけないと思うわけです。この辺の認識と対策について質問します。

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員、最初の質問と同じです。

○8番（杉原正一君） 違う、一番最後の……

○議 長（浅岡 厚君） 最初の質問と同じですので、質問を変えてください。

暫時休憩します。

(午後 3時22分)

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

(午後 3時23分)

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

先ほどの町長答弁をもう少し詳しく説明してください。

○議長（浅岡 厚君） 杉原正一議員の質問に対する答弁ができるようであればお願いいたします。

企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えをさせていただきます。

町の幼児人口についての中の3番目に当たるとは思いますけれども、町の現状認識と対策について関連答弁をさせていただきたいと思います。

議員の御指摘のとおり、出生率の低下は、これは若い方々の転出が大きな要因であると認識しているところでございます。現在、町では総合戦略に基づきまして、移住・定住促進事業を講じているところでございます。今年度、令和元年度につきましては、出会いの促進事業も計画しているところでございます。

小さな一歩ではあるとは思いますが、少しずつこういった対策を繰り広げながら、若い方々に定住していただけるよう、これからも努力を努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 今、若い人たちという言葉があったんですけども、この若い人たちというのは、結婚して子どもを産むような世代を指しているんだか、もう少し具体的にお答えください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） 細かい内容につきましては、手元に資料がございませんので、お答えはできません。

しかしながら、住民課の協力のもと、転出者の方々にアンケート調査をしたものがございます。その中での概要でございますけれども、個人のライフスタイルに合う利便性の高い地域に移り住む傾向があらわれているのも事実でございます。それから、本町の転入転出による人口移動の傾向を分析しますと、10代後半から20代前半の進学、就職期における転出超過が著しい状況にあることがうかがえます。

また一般的に、U・I・Jターンというものがございますけれども、転入が見られる20代後半から30代においても戻ってくる若者が少ない現状がそこであらわれているということで、

そういった点について認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 今の課長の答弁である程度はよくわかりました。

ただ、私たちの耳に入ってくるのは、結婚すると町外へ、東金とかほかへ行っちゃうんだという話をよく聞きます。だから、結婚しても住みたくなるような住宅とか、町並みがやはり九十九里にはないのかなと、こういうことを痛感しています。今すぐどうこうという答弁を求めてもできないと思いますので、次へ移ります。

4番目の海の駅の指定管理者の利益還元についてですけれども、先ほど町長答弁では、昨年1,000万、商工会より寄附してもらったと。今年度も何か要望を商工会に町のほうから出したそうですけれども、これはどのような形で出したのでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

平成28年度までの寄附金後の残金と平成29年度、平成30年4月までの余剰金について協議を行っておりまして、商工会のほうと協議を行いました。現段階で町商工会のほうからの申し入れがございませんので、今年度寄附金額についての御答弁は現段階では差し控えさせていただきます。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 今、課長の答弁で金額がはっきりしていないということを聞いたんですけれども、商工会の役員が言うには、今年の3月31日末現在の現金及び預金に対して、全て町のほうから要望があったと、そのような形で決まったようなことは聞いております。

次の問題に入ります。そうすると、おおよそ聞いた話だと、1,549万から五、六十万くらいですね。観光公社に対する対応なんですけれども、今まで利益はどのくらい出ていますか。かつ、それに対して商工会と同じように対応していくんだかどうか質問します。

○議 長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

観光公社でございますが、現段階、収支報告書が若干おくれておりまして、その旨相談を受け、町も了承しているところでございます。今後、観光公社のほうの会議において、会議後速やかに提出いただけるということでございますので、現段階での収支等についてはお答

えできない状況でございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

観光公社との協定も恐らく毎月利益等は報告を受けるといふ、そういう方向にはなっていないかたんですか。どうでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 報告を受けております。30年の5月から31年3月分トータル分の決算について若干おくと、それに基づいてという話になりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

3回目終わったので、再質問しませんが、一応毎月の収益は出ていると。ただ、トータルはきちんとまだ、決算後報告されていないと。ただ、基本的には3月決算でやったら2カ月後に出不くちやいけないというのが基本であるので、本来なら5月末に出不くちやいけない。これ以上は質問しませんが。

最後の問題に入ります。

先ほど町長答弁で17億7,000万円という数字が出たんですけども、これに対してもう少し詳しく意味を教えてください。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターの平成30年度の決算状況についてということだと思ひますので、お答えをさせていただきます。

現時点で決算見込みベースで申し上げますと、収益が106億5,500万円、これは追加財政支援を含めた額でございます。費用につきましては88億8,200万円でございます、損益が17億7,300万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） そうすると、今の17億7,000万というのは、追加支援金の30億を入れた金額として出したんだかどうか。

それと、当初私が質問しているのは収益と収支。要するに、業務上の単年度の追加支援金

を除いた部分は、またどうなっているんだか教えてください。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それではお答えをさせていただきます。

追加財政支援を除きますと、収益が76億5,500万円というふうになりますので、12億2,700万円のマイナスということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） オープンして6年目ですね。毎年、10億から15億前後の赤字が出てきちゃうと、我が町にとっては非常に大きな負担であることは、もうこれは火を見るより明らかでございます。

そこで、県の追加支援金30億という形で、一旦その案分の金額が町に入ったわけですがけれども、その町に入った金額を全部東千葉メディカルセンターに補助金という形で提供したと思うんですけれども、また、その金額と今後、今、数字は幾らかかかってきたとは思いますが、去年の決算あたりだと30億近く病院に九十九里町が貸し付けしてあると、これに対して、30億もらったお金から将来幾らか還元してもらえるようなことも考えていいんだかどうかをお尋ねします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターに対し県が支援した理由の一つとして、メディカルセンターがさまざまな経営改善に取り組んでいるけれども、手持ちの資金が不足していることから、財務体質を改善するために早期にまとまった金額を支出すると。こういったことから県が30億の一括交付を決めたものでございます。したがって、町への還元という部分ではまた別の話だと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） まとめに入ります。まだ時間がちょっとありますので。

一番初めに、職員の退職の問題を取り上げさせてもらったんですけれども、やはり現職員が、40代の方が今年度と昨年度末を含めて3人やめる、入った人がやめる。これはやはり町にとっては多大なる損失であることは間違いありません。一部の課長初め職員の皆様には、当然その負担もかかるし、新しく入ってきたら当然指導もしていかなきゃいけないと。

片方では、今取り上げたように、病院の累積赤字の問題、全てで70億を超えるような赤字、

それが30億、運よく昨年度もらえたからいいということもあるんですけども、だけど、これはもう17億になっちゃった。30億来たものが2年ともたないわけです。今後どういうふうにしていくかという対策もある。

片方で、今度、出生者、子どもが生まれません。1月から5月で13人しか生まれません。一月平均3人も生まれません。このままだと30人ぐらいしか令和元年度は生まれませんということになる可能性、特にこのゼロ歳、1歳、2歳児はもう50人台しかいない。その上は70人台ですけども、ちょっと余りにもひど過ぎるというような状況に。

人口減少も3月一月で何人減ったかと聞きましたら、66人減ったと。4月だと聞いたら50人減ったと。けさ、5月だと聞いたら22人だと。先ほど別の議員からも人口減少の問題はあったけれども、やはりこれは九十九里の大きな財産であるわけですね。ここは町挙げて、議会もそうですけれども、真剣に取り組んでいかなければならないと、このような問題であります。

それから、海の駅の指定管理の問題ですけども、商工会に行ったときは、これはまだいろいろ、さまざまな問題はあるかもしれないけれども、一応町の業者、ところが観光公社は本社は九十九里にないわけです。人によると、なんだ、観光公社のためにつくったのかというような、このようなことを言う人も現実にはいます。

だから、そのようなことのないように、前産業振興課長が3月の定例会において、ほかの議員が質問したときに、指定管理料は利益とは違いますというようなことを言ったわけです。そうすると、商工会に残るお金は大体この指定管理料の300万が3年間、このくらいかなと。ですから、商工会に対しては町からもうかったお金、どういう言葉かよくわからないけれども、還元しろと。そういうような言葉を発したようですので、観光公社にもやはりそれと同じようなことをしていただいて、住民が納得できるような形をしていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（浅岡 厚君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

あす5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時39分

令和元年第2回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月5日（水曜日）

令和元年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月5日（水）午前9時36分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員（15名）

1番	高木輝一君	2番	鏑田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	15番	古川明君
16番	石橋和雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チェリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 事務局 局長	篠崎肇君

農業委員会
事務局 長

吉 田 洋 一 君

教育委員会
事務局 主幹

内 山 茂 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

木 原 正 幸 君

書

記

伊 藤 さやか 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時36分

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は全員です。これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（浅岡 厚君） 日程第1、6月4日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、9番、善塔道代君。

（9番 善塔道代君 登壇）

○9番（善塔道代君） 9番、善塔道代です。

おはようございます。令和元年6月定例議会において、質問させていただきます。

専門に固執したり、立場が上がったりするほど、現場が見えづらくなることがある。しかし、知恵は現場にある。変革の鍵は最前線にある。だから、一人一人の声から真摯に学ぶ。話すことの2倍聞くために、耳は2つあると言われていています。

それでは、町民の皆様からいただいた声をもとに質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、小中一貫校についてお伺いします。

少子化により多くの学校が統廃合になっております。そうした中で、小学校と中学校を一体化させた義務教育学校などの小中一貫教育校も次々と誕生しています。

小学校と中学校の9年間を一貫させた教育を行おうという試みは、2000年代に入って、広島県呉市や東京都品川区など、各地で、自治体独自の取り組みとして始まりました。

学力向上や小学校とは環境の違った中学校生活になじめない中1ギャップを避けることなどが主な目的でした。制度上はあくまでも別々の学校でしたが、当時から〇〇学園などという通称を使い、一体の学校として運営していたところも少なくありません。小学校と中学校の校長を兼務させる形で、より一体化を図った実態もあります。

先月、町議会視察研修で小中一貫校の浜松市庄内学園を訪問し、勉強させていただきました。

た。やはり少子化が始まり、2校の小学校と1校の中学校が統合し、平成26年4月開校し、小中一貫校の取り組みをされております。

本町の児童・生徒数は、30年度、片貝小学校175人、豊海小学校244人、九十九里小学校172人、3小学校合わせて592人です。中学校の生徒数は329人。合計で921人であり、平成26年の児童・生徒数1,227人から平成30年までの5年間で306人も減少しています。

また、今年度、九十九里小学校の1学年は14人であります。現在、片貝小学校と九十九里小学校は、各学年のほとんどが1クラスです。今後ますます少子化が進む中、切磋琢磨できる教育環境をつくることが重要です。そのような状況から、今後のことをしっかり考えていく必要があります。

そこで、お伺いいたします。1点目に、児童数が減少する中、小学校の統合をどのように考えているのか。

2点目に、小学校の保護者と教職員のアンケート調査の集計結果はどのようなのか。

3点目に、今後、小中一貫校を目指す考えはないのか。当局の見解を求めます。

2項目めに、がん検診の申し込み方法についてお伺いします。

本町では、乳がん・子宮頸がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんなどの検診を実施していただいております。毎年多くの町民さんが、受診されていることと思います。以前から私もがん検診について何度も質問してきました。受診者または受診率を上げるにはどうしたらいいのか、一緒に考えたこともありました。

特に、乳がん・子宮頸がん検診の申し込み方法は、6年ぐらい前までは往復はがきで申し込みしていたため、自宅に往復はがきがない、そういうことで申し込みを忘れてしまい、期限が過ぎて受診できなかった人が多くいたため、2013年12月議会で質問し、受診券の発行をお願いしました。その後、受診券を発行していただき、多くの方が受診され、受診率もアップしたと聞いております。

しかし、今年度の乳がん・子宮がん検診は、また、はがきかファクスでの申し込みが必要となりました。町民から、今まで受診券が配付されてきたので安心して受診していたのに、今年は申し込み方法が変わってしまい、申し込みを忘れてしまって受診できなかった。以前のように受診券を配付してほしいとの声が寄せられました。

そこで1点目に、乳がん・子宮頸がんの受診券の発行はどうしてしなかったのか。

2点目に、乳がん・子宮頸がん検診が5月27日から31日まで実施されていたので、受診者数と状況をお伺いします。

3 項目めに、確定申告の受け付け日程についてお伺いいたします。

確定申告の申告時期は、毎年2月16日から3月15日までの1カ月であり、本町でも保健福祉センターを会場に、税務課の職員が受け付け対応に当たっており、大変ながらもきちんと対応していただいていることに、本当にありがたく感謝しております。

申告時期の1カ月間には、土曜日と日曜日が含まれておりません。しかし、町民の中には、日雇いで働き生活をされている方もおります。平日にお休みをとると1日の給料が入ってきません。そのような方のためにも、受け付け期間を土日のいずれかを拡大していただきたいと思いますが、当局の見解を求めます。

4 項目めに、空き家対策についてお伺いします。

空き家にも種類があり、常時住んでいないが使っている、貸したいのに借り手がない、売りたいのに買い手がない、その他に分類されます。その他とは、例えば、介護施設への入所で空き家になる場合や、所有者が亡くなって空き家になる場合などで、用途がなく、使われていない分類不能のことです。

本町の問題とされている空き家は、その他に分類される空き家ではないでしょうか。徐々に傷んだ空き家は次第に崩れ、倒壊の危険が増したり、屋根材などが飛散したりと、その敷地内だけの影響では済まなくなってきました。また、人がいないと害獣・害虫の温床になりやすく、やがて周辺へ拡散を見せます。さらに、犯罪や放火にもつながります。本町も空き家が増え続けているため、早急に特定空家をはっきりさせるべきだと思います。

そこで3点お伺いいたします。1点目に、昨年6月議会で質問したときに、31年度までに計画を策定したいと考えていると課長から答弁をいただきましたので、空き家対策計画の策定の進捗状況をお聞かせください。

2点目に、住むことのできる空き家と廃屋がどのくらいの状況になっているのか。

3点目に、空き家バンクの登録状況はどうか。答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長（浅岡 厚君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 皆さんおはようございます。

善塔道代議員の御質問にお答えします。

なお、小中一貫校についての御質問については、後ほど教育長から答弁いたさせますので

よろしく申し上げます。

それでは初めに、がん検診の申し込み方法についての御質問にお答えいたします。

1点目の乳がん・子宮頸がん検診の受診券発行についての御質問ですが、町が実施している乳がん・子宮がん検診は、20歳以上の全ての女性を対象に実施しております。その中でも、特に前年度の受診実績がある方を中心に、毎年1,200名に受診券を発送し、御案内をしてきたところでございます。また、平成29年度からは、受診券を申請書に変更し、受診希望日を指定していただくなどの混雑によるトラブルの防止に努め、受診率の向上を図ってきたところでございます。

このような中、今年度の取り組みといたしましては、乳がん・子宮がんが最も発症しやすいとされている40歳から44歳の女性全員に受診勧奨通知等を送付し、受診の勧奨を行ったところでございます。

2点目の今回の検診受診者数についての御質問ですが、今年度は乳がん・子宮がん検診を5月27日から31日までの5日間で実施した結果、受診者数は減少する見込みでございます。町では検診期間中、電話による受診勧奨を行うなど、未受診者の掘り起こしに努めていたところでございます。

今後、より一層の周知・啓発活動に力を入れるとともに、受診機会の拡大を図ってまいります。

次に、確定申告の受け付け日程についての御質問にお答えいたします。

確定申告の受け付け期間、土日への拡大についての御質問ですが、平成30年分における確定申告書の提出件数は3,148件であり、その約半数が町の申告会場での受け付けとなっております。

e-Taxの普及による電子申告の増加も現状としてございますが、町の申告会場での受け付け割合が高いことから、今後、申告の状況を踏まえ、受け付け日程について検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策計画の策定についての御質問にお答えいたします。

1点目の空き家等計画の策定についての御質問ですが、空家等対策計画は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画であり、その作成は町の責務でございます。

町では、本計画の来年度中の策定に向けて、今年度は現地調査や意向調査の内容を分析するとともに、空き家等対策協議会を設置し、計画の策定及び実施に関する協議を進めてまいります。

2点目の住むことのできる空き家と廃屋の状況についての御質問ですが、本町が実施している調査は、町内全域の空き家の把握と、廃屋を含む管理不全の空き家について、立入調査を実施するものであり、住むことのできる空き家の状況は把握しておりません。

3点目の空き家バンクの登録状況についての御質問ですが、平成29年3月の制度開始からこれまで5件の物件登録がございました。そのうち2件は売買契約が成立、1件は登録を取り下げられ、現在は2件の登録がある状況でございます。

また、現在登録に向けた申請が2件あり、今後、登録状況は増える見込みでございます。引き続き、空き家バンク制度の周知を図り、移住・定住につながるよう努めてまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（浅岡 厚君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは、小中一貫校についての御質問にお答えをいたします。

1点目の児童数が減少する中、小学校の統合をどのように考えているのかとの御質問ですが、教育活動を十分に展開できる施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むためにも、安全・安心な施設づくりが重要であると考えております。

このことから、現在は個別計画の策定に向けて必要となる基礎資料の収集を行っており、その一つとして、小学校の保護者と教職員等にアンケートを実施いたしました。今後は、学校関係者や教育関係者による意見交換会などを開催し、児童数の将来推計のほかに、さまざまな情報、意見を整理・検討し、子どもたちの教育環境を主眼に置いた個別計画を策定し、判断してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

2点目のアンケート調査の結果はどうかとの御質問ですが、小学校の保護者や教職員等に御協力をいただき、514名の方々から回答をいただきました。その中から主なアンケート結果についてお答えいたします。

初めに「あなたが考える小学校1クラス当たりの適正な児童数は何人だと思われますか」との質問に対し、一番多い回答は「21名から30名」で56.81%、次に「15名から20名」で36.97%でございました。

続きまして、「現状で、このまま少子化が進行した場合、将来的に小中一貫教育を考えるべきだと思いますか」との質問に対し、「思う」が53.5%、「思わない」が44.36%、無回答が2.14%でございました。

また、小中一貫校の質問に関連して「小中一貫教育への移行はどのように考えるべきだと思いますか」との質問に対し、「少子化の傾向と施設の状況を考え段階的に実施すべき」が82.33%、「3小学校1中学校の現状から直ぐに移行すべき」が17.32%、無回答が0.35%でございました。

3点目の小中一貫校を目指す考えはないのかとの御質問ですが、現在のところ考えてはおりませんが、1点目の質問の中でお答えいたしました意見交換会等の中で、今後検討してまいりますので御理解をお願いいたします。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

再質問は1項目ずつ、1点ずつ質問してまいりますのでお願いいたします。

初めに、小中一貫校についての小学校の統合についてですが、3月議会でも、また昨日も同僚議員から同じ質問が出ておりました。小学校の統合は喫緊の課題であり、大変重要な問題だと認識しております。

先ほど、教育長答弁の中でも、個別計画を策定していくようなこともありましたし、3月議会でも同僚議員のほうからの質問の中にも同じ答弁がありました。

この個別計画をいつまでに策定するのか、目標を明確にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

予定としましては、本年度に教育環境に関する意見交換会、先ほど教育長答弁にもございましたが、意見交換会の立ち上げを準備し、順次進めてまいります予定でございます。

今後、教育行政にとりまして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、この問題に関しましては非常に重要な案件であると考えておりますので、慎重に進めていくとともに早期策定に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

意見交換会とは、3小学校が別々にやっていくのか、それとも一緒になって意見交換会するのか、個別計画というのは各小学校ごとの個別計画のことだと思っているんですけども、意見交換会の意味をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

今、意見交換会ということでお答えさせていただいているんですが、仮称という形で、これにつきましては昨日もお答えさせていただいたんですが、教育関係者あるいはPTA、住民の方を含めた中で、今後の教育行政、教育環境のあり方について方向性を御検討いただきたいと思っている会議の場でございます。

○議長（浅岡 厚君） 別々か、一緒か。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） 失礼しました。

別々ではなく、小中一貫校あるいは統合、そういったものを含めた中でいろいろ御検討をいただく場として考えておりまして、別々にやる考えではございません。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） やはり目標を、きのうも同僚議員のほうから話がありましたけれども、何事も目標を決めていかなければ先に進みませんので、しっかりと目標を決めていただきたいと思っています。まずは、いつまでに個別計画を策定するのか、しっかりと目標を決め、5年後または7年後、節があると思うんですけれども、までに統合するとか、考えていかないと、先に進まないと思いますので、意見交換会をした中で、また個別計画を策定して、何年後には統合になって、何年後こうしていくというものをしっかりと決めていただきたいと思っています。

また、その間に、先ほどもあったように、意見交換会や保護者説明会なども何度も開いていただき、子どもたちの学び舎を築いていただきたいと思います。

それでは、アンケート調査についてですが、個別計画に必要となる基礎資料の一つとして、小学校の保護者と教職員にアンケートを実施された結果は、先ほど教育長から詳しく答弁いただきましたので、これから立ち上げる検討委員会などでぜひ生かしていただきたいと思います。

次に、小中一貫校についてですが、文部科学省の調査では、一貫教育の実践校のうち9割近くが結果が認められると回答、利点として、1、中学校入学に伴う環境の変化で不登校などを起こす中1ギャップの解消、2、子どもの学力や生活態度の向上、3、小・中学校の教員同士の交流による授業内容の改善などが挙げられています。

少子化で一人っ子が増える中、中学生が小学生を弟や妹のように気に向け、小学生が悩みを相談するなど、情操面でもよい影響があるなどの声が寄せられているそうです。

先ほどのアンケートの中に、「将来的に小中一貫教育を考えるべきだと思いますか」との質問に53.5%の方が「思う」とあったように、小学校の統合は必要不可欠です。統合と同時に小中一貫教育を目指す必要があると思いますが、いかがでしょうか。再度答弁をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

小中一貫校につきまして、アンケートの中で53.5%と多くの方が必要であると考えていただいているということでございます。小中一貫校につきましては、将来、学校環境を検討する上で一つの選択肢として重要な事項であると考えておりますので、先ほどお答えしました意見交換会の中で、一貫校につきましても検討の中の一つの材料として御検討いただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、今回行いましたアンケート結果につきましても、大変貴重な御意見として、そういった会議の場で参考資料として提出させていただきたいと考えております。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） いずれにしても、小学校の統廃合、統合や小中一貫校になったときには、通学手段を考えるべきだと思いますが、いかが考えているのか答弁をお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

仮に、小学校の統廃合あるいは小中一貫校となった場合に、通学区域が相当広がることが考えられますので、スクールバス等の交通手段が必要になってくると考えております。教育委員会としましても、交通支援の問題もあわせて今後検討していく必要があると考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

小学校の統合にはいろいろな考えがあります。しかし、私は新しく校舎を建設するのではなく、現在の中学校に増設して、3小学校を一つに統合させる。そうすれば、児童・生徒が切磋琢磨して学ぶことができます。また、津波の心配もありません。統合したときに一貫校になった長南町のように、本町も小中一貫校を目指して、一貫校の取り組みを考えるべきだと強く望みます。

それでは、2項目めのがん検診の申し込み方法の受診券発行についてですが、40歳から44

歳の方に申請書を送付したと、町長答弁ありましたけれども、今までなかったことなので、これはすごくいいことだと思いますので、これは続けていただきたいと思います。

平成25年度は、受診券を申請書に変え、希望日を指定したことはわかっております。でも、そのときは申請書が配付され、同封のはがきに希望日を記入して投函したと思います。混雑の緩和を図るといふならば、昨年と同様に申請書を配付することはできなかったのか、再度答弁をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それではお答えさせていただきます。

町では、平成29年度から30年度にかけて、過去の受診実績に基づいて申請書を送付いたしました。受診の御案内をするとともに、検診をするに当たっては申し込みが必要になる旨の周知を図ってまいりました。加えて、検診前の3月、4月には広報、ホームページ、それから防災行政無線、安全・安心メールによる情報の発信、加えて、さらにはこども園であるとか小・中学校を通じて保護者の方々に案内をしてきたところでございます。

こういった取り組みによりまして、乳がん・子宮がん検診につきましては、事前の申し込みが必要であるということがある程度周知されたものと判断をいたしまして、今年度につきましては、重点的に取り組む事項として、乳がん・子宮がんが発生しやすいとされた40代前半の方々にのみ申請書の発送をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

確かに、広報やホームページで案内をしていただいたと思いますが、でも、二、三回受診券を受け取ったら、今回もまた受診券が配付されてくると思うのは当然だと思うんですね。

それが、事前に申し込みが必要だと、皆さんが周知を図ってわかったと思っているというのはちょっとどうかなというふうに思うんですけれども、山武郡市内の自治体では、一度がん検診を受けた方には、その後は毎年役所のほうから受診券が個別に配付されています。これは山武郡市内だけじゃなくて、私も調べてほかもみんなあったんで、26年度以降、この受診券を発行してくださいと頼んだんですけれども、また前に戻っているような状況、やっぱりそれは行政側が考えることであって、町民が受診するには、一度そういうふうに行き渡らなければならぬ、そうなんじゃないかなと、また来るんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、担当職員が苦勞されていることはわかっておりますが、近隣がどのような取り組みを

しているのか、混雑があるならどのように改善しているのか、調査することも必要だと思います。もう一度検討すべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 議員御指摘のとおりでございます、近隣におきましては過去の受診の記録を見て個別に案内をしているようでございます。

本町におきましても、今回、重点的に取り組むべき事項、これとはまた別に受診券の発送も含めて案内方法についても、改善させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） よろしくをお願いいたします。

次に、検診受診者数についてですが、希望者が昨年度を下回ったことから、過去の実績を見て、電話勧奨しているというように町長から答弁いただきましたけれども、やはり何度も言うように受診券があれば受診していただけます。受診率向上のために、一番実施すべきことは対象者個人に対する個人受診勧奨、再勧奨するコール・リコールはとても大事なことです。コール・リコールは続けていただきたいと思います。

今回、希望者は何人ぐらい下回ったのかお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

今回、申し込みの状況を見て、過去の受診者の方々を中心に電話勧奨させていただいたところでございますが、例年と比較いたしますと、おおむね100名程度減少が見込まれているといった状況でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

100名程度、100名もやっぱり減少してしまったということはとても残念なことだと思います。今まで一生懸命苦勞して受診率を上げようとやっけて、たくさんの方が受けていただいて、健康ということもありながら、やってきてくださったことが、ここで100名も受けられなかったというのは本当に残念じゃないかなと思っております。

一生懸命取り組んでいただいていることは、先ほども言ったように、本当に職員の方がやっけてくださっていることはわかっていますが、受診者が少なくなったことは逆効果だったと思いますので、今後の取り組みをお聞かせください。

○議 長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 今回、新たな取り組みにチャレンジさせていただきまして、反省点も多々見えてまいりました。翌年度以降の受診者の向上に向けまして、受診者の利便性の向上であるとか事務処理の簡素化、こういったところの改善に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

何度も言いますけれども、受診率を上げるということも含めて、受診券を個別に配付していただくことを強く願います。

それでは、確定申告の受け付け日程についてですが、仕事を休めないから、仕事の帰りに税務署のポストに投函する。しかし、書き方がよくわからない、また、間違っただけで申告してしまったなどの声がありました。間違っただけで申告し、多額の税金を納めてしまった人もいます。税金を納めないと督促は来ますが、間違っただけで納めたものは戻ってきません。町で対応していただければ、間違えることもなく安心して申告できます。例えば日曜日の午前中、また、隔週で日曜日に持ってもらおうとか、そういうふうに対応していただけたらいいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

○議 長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

申告される方につきましては、給与所得者や年金所得者、また自営の方などがいらっしゃいます。町県民税の申告につきましては、申告期間後であっても随時税務課にて受け付けをしております、郵送での提出も可能としております。

ですが、所得税の確定申告につきましては、町の職員が受け付けできる期間は3月15日までと限られているため、確定申告を町の申告会場にて提出するためには、議員おっしゃったように、仕事を休まざるを得ない方もいらっしゃると思います。

e-Taxは、会場に出向く申告とは違い、自分の都合のよい時間に申告することができる便利なものがございますので、時間的余裕のない方や雇用形態により平日休めない方等にお勧めしたい申告方法でございます。とはいえ、皆さんがe-Taxを利用できるかということそうではないと思っております。

申告は課税の原点でございます。申告しやすい体制づくりは重要なことだと思いますので、

休日の受け付けや受け付け時間の延長等を検討してまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、課長からe-Taxの話が出ましたけれども、やはりe-Taxで申告する人ってなかなかいないですね。まして自営の人、先ほど私が言ったように、日雇いで働いている人って、そういうことはできない——できないって失礼ですけども、やってはいないよと思うんですね。

やはり職員の方が丁寧に教えてくださって申告する、それが本当にきちんとした申告だと思いますので、課長、今言ってくくださったように、検討ですけども、できれば、来年1回ちょっと日曜日に、午前中とか、持っていただいて、すぐにはたくさんの方が来るとは思いません。ですけども、何か前に聞いたことで、平成26年まで日曜日に行っていたというふうに聞きました。どういう状況でやめたのか、先ほどのe-Taxが出たからやめたのか、状況はわかりませんが、確かに日曜日に来る方は、このときも少なかったと思います。少ないからやめたのかどうかというのもちょっとわからないんですけども、やはり困っている人のことを考えて、税の申告というのは必要ですので、町民のためにも、再度、できれば日曜日に持っていただきたいとお願いいたします。

それでは、空き家対策について。策定ですけども、先ほど町長答弁ありましたように、意向調査をしたと、しているというのかな、意向調査とはアンケート調査のことだと思いますんですけども、昨年から実施しているようですが、いつごろからいつごろまで実施したのか。また、この意向調査の状況はどうか答弁をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

意向調査ですけども、昨年11月と12月、今年2月の計3回実施しております。

また、調査の状況ですけども、データベース化した329件の空き家と思われる建物のうち、所有者不明、取り壊し済み、不動産会社管理、所在地と住所地が同一、所有者が重複しているなどの85名を除いた244件に対し、郵送によるアンケート調査を実施いたしました。このうち、宛先不明で返送されたものが30件ありまして、この宛先不明を除きますと、送付件数は214件となり、このうち回答があったものは117件でございました。回答率は54.7%でございました。

調査内容といたしましては、全部で4問の質問の構成となっております、問い1が、対象空き家の現状と空き家となった要因についての質問で、建物がどのような状態になっているのか。空き家の建築時期、空き家になった理由等になります。問い2が、対象空き家の管理についてで、空き家の管理者、管理の頻度、年間維持費など、問い3が、対象空き家の今後の活用について、問い4が、対象空き家の提供や賃貸についてなどの内容となっております。

このアンケート結果の中から、特定空家等の判定に関する主な回答について御説明申し上げますと、問い1の(1)で「建物はどのような状態となっているのか」の問いに対しまして、「利用していない」が58%、「時々利用している」が17%でありましたので、「利用していない」「時々利用している」を合わせると75%を占めており、空き家等の多くが常時利用されていない状態であると思います。

また、問い3の(1)で「空き家等の今後の活用についてどのようにお考えですか」の問いに対しましては、「売却した、または売却してもよい」「住宅を解体したい」「賃貸したい、または賃貸してよい」などの、空き家の解消に向けた回答が多くあるものの、「予定なし」というような回答も多く見受けられました。

また、問い3の(2)で「今後の活用について困っている事や心配事はありますか」の問いに対しましては、「今後利用予定はないのでどうしたらよいかわからない」が最も多く、次いで「賃貸、売却したいが相手が見つからない」「荷物が置かれたままでその処分に困っている」「リフォームしないと使用できない」「解体したいが解体費用の支出が困難で解体ができない」「庭の手入れなどができない」「管理に困っている」などの回答でございました。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、アンケート調査の結果というか、教えていただきましたけれども、54%の方が回答してくださったということで、宛名不明で返ってきたものが30件あるということですが、この30件は今後どのような対応をしていくのか。

また、空き家等対策協議会を今年度に立ち上げるようですが、昨年質問したときの中で、酒々井町の例をお伝えしましたが、酒々井町は何度も協議会を行い、空き家等対策計画スケジュールを立てたようですが、本町も策定までのスケジュールをしっかりと立てて取り組みを

していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、31年度までに空家等対策計画は策定できなかったもので、前回答弁の中に31年度までやるというような答弁いただきましたけれども、今できていない、策定できなかったもので、いつになったら計画ができるのか、再度答弁いただきます。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

宛先不明で返ってきたものが30件ございました。この30件につきましては、追跡調査を実施いたします。具体的には、法務局により土地及び家屋の所有者を確認し、その所有者の住所地の市役所に照会いたします。追跡調査で判明したものにつきましては、再度意向調査を実施したいと考えております。

それと、今後のスケジュールの御質問ですけれども、各調査を分析してから、計画案を作成することになりますが、具体的には、現地調査で判明した空き家と思われる建物について、1枚の地図に空き家の位置を落とす作業を今年7月末までに実施いたします。

また、意向調査の集計分析につきましては、現在行っておりますので、8月までに終了する見込みでございます。

空き家等対策協議会につきましては、今年9月ごろに設立することで準備を進めており、協議会において、計画案に対しまして御意見をいただきまして、パブリックコメントの実施後に計画が決定します。来年4月ごろに空家等対策計画を策定する予定でございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、スケジュールを細かく教えていただきまして、日程ですよ、1枚ずつの地図に落としていくのを7月までに実施していくということで、8月までに意向調査の分析していくと、本当に一つ一つ細かくわかるように説明していただきました。来年4月ごろに空家等対策計画が策定できるということいいんですよ。

もう既に、東金市や山武市は計画が策定されています。本町も意向調査の分析を早急に行い、しっかりと協議会を開催し、策定計画に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

空き家状況についてですけれども、先ほど答弁で、住むことのできる空き家の状況を把握していないとのことなので、何件ぐらいあるかと聞いてもわかりませんよね。わかりまし

た。

でも、アンケートの中には、住めるか、住めないかとかいろいろ状況を聞いていると思うんですけども、そういうところから少し調べることはできないのかなと思うんですよね。空き家というのは、空き家ですから、調べるのも一つなんだと思うんですよ。やはり私たちが見ると、空き家というのは、あいている家は空き家、住めても住めなくても空き家、廃屋も空き家と思いますので、縦割りじゃなくというか、まちづくり課はただ廃屋、住めないような状況のことが、特定空家をしなきゃいけないから、そうなんですけれども、住めるような空き家を、こうやってアンケートしたなら、そこも調査を本当はするべきだと思うんですけれども。

それで、昨年、329件の空き家等をデータベース化されましたが、この先、ますます空き家が増えると思いますが、どのような対策を考えているのか見解を求めます。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

今後の対策についての御質問ですけれども、住民等から情報提供や、空き家等パトロールにより発見した管理不全な空き家について、所有者等を調査し適正管理に向けた注意喚起を実施いたします。

注意喚起後も、管理不全な状態が改善されず特定空家等と認定された空き家につきましては、周辺の影響や危険性を勘案し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた必要な措置を講じることになります。

措置につきましては、特定空家等の所有者等に対しまして、行政指導、助言、指導、勧告、その後、行政処分、命令、行政代執行等を行う計画となっております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

その対策をしっかりと行っていただきたいと思います。本当に増える一方で、これは多分九十九里町だけじゃなくて、どこの自治体も空き家は進んでいて、頭を痛めていると思います。

だからこそ、策定計画を早目にして、特定空家というものを明確にしていかなきゃいけないと思うんで、ごめんなさい、これは3年前から言わせていただいていますけれども、さっきの教育委員会の小中一貫校の統合のこともありますように、何でも明確というか、目標を

きちんと定めなければ、やっぱりそのまま流されて、やらなきゃいけないのはわかっているけれども、ほかの業務もあっておくれになってしまう。そうすると、やはり国からも言われているところもあるけれども、よその自治体におくれをとってしまいますので、そういう面でも対策を考えていただいているなら、しっかりとそれに取り組んでいただきたいと思います。

人口減少などによる空き家対策等は喫緊の課題です。今後は、立入調査を実施するようですので、しっかり調査をお願いいたします。

また、空き家バンクについては、ホームページでも登録件数がありますが、平成29年度に制度が開始してから約2年で5件の物件登録があった。その中の2件は売買契約が成立された。また、先ほど町長から登録に向けた申請が今現在2件あると御答弁いただきました。少しずつですが、増えている状況なのかなと思います。

この空き家バンクについて、空き家バンクやっているのはいいんですけども、空き家バンクにもう少し、税務課の固定資産税納付の中に空き家のを入れてくださって、結構周知が図られたと思うんですけども、今後はどのように、空き家バンクのことをもう少しやっていけることがあるのか答弁いただければありがたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えさせていただきます。

これまでは各自治体において空き家バンクの取り組みは行っておりましたが、現状では、自治体ごとにそれぞれ設置され、開示情報の項目がわかりづらいなど、課題も指摘されているところがございます。このため国土交通省では平成29年度より開示情報の標準化を図りつつ、各自治体の空き家などの情報を集約した全国版空き家・空き地バンクを開始したところがございます。

これまで、2社のサイトが運営され、利用する機会があったわけでしたが、一定の費用がかかるということで、九十九里町としても慎重に検討していたわけですが、平成31年2月にその1社がサイト利用料を完全無料化するという情報が入ってきております。こういったところを確認しながら、こういったサイトに登録できるかを現在検討しているところがございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

移住・定住促進、また地域活性化という観点から、空き家バンクが活用されることを期待

いたします。これからも引き続き努力していただきたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時31分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

○議長（浅岡 厚君） 順次発言を許します。

通告順により、1番、高木輝一君。

（1番 高木輝一君 登壇）

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

令和元年第2回定例会において、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

まずその前に、先般、5月16日、17日の議会行政視察研修、これに参加して、小中一貫教育について、それと防災対策について、この2点を視察研修させていただきました。その2点について、私が感じているところを少し発言させていただきます。

小中一貫教育については、当町は小学校、中学校合計で921名です。1学年を平均すると約100名という状況です。これはやはり減少傾向にあるということは認識していかなければなりません。昨日、一般質問の中で答弁いただいた、ゼロ歳児から5歳児の6年間の中でどのくらい生まれているのかということを経算しますと385人という状況です。1学年当たり64人です。ですから、今の現状の100人から将来を見据えた場合には、50人、60人の体制になってしまうということだと思います。

そして、今年に入ってやはりもっと減少が進んで30人前後になるのではないかなということが見込まれております。

このような中で、ここ数年、とようみこども園、かたかいこども園を増築並びに改修、それと旧かたかいこども園の取り壊し除去工事、こういったものを5億円近くかけて増築改修がされていますけれども、この件について、本当に一貫校を考えるのであれば、今までのこの何年間の動きが本当に妥当なのかどうか、私は非常に疑問に思います。

それで、今回の研修の中で、当町の人口の減少が進展している中、将来ビジョンを見据えて、当町のあるべき姿について、私は再検討すべきだと思っております。一部の町の識者だけで、委員会等が開催されているように聞いておりますけれども、やはり民間のノウハウ等を吸収する中で、この町としてどのように対応していくのか、検討していくのか、ここを考えていかなければならないと思っております。行政運営が旧態依然とした体制でいいのかどうか。やはり私は今の体制から脱却していかなければならないと考えております。

そういったところで、当町の財政力の厳しい状況の中で、課題も山積していると思います。小中一貫校、この開校に向けた環境整備、これは検討することは重要だとは思っております。しかしながら、当町の財政力、財政健全化を指向していく上では、優先順位が私は違うのではないかなと感じております。

そして、防災対策について、今回、浜松市沿岸域防潮堤整備について視察研修しましたけれども、当町における事業総額、事業規模、施工技術、こういったものが比較できる対象ではなかったのではないかなと思います。帰ってきまして、この町を考えた場合に10項目ほど疑問点、今やっていること、この九十九里町における防潮堤工事、これについて幾つか疑問が出てきました。幾つかちょっと申し上げますと……

○議長（浅岡 厚君） 高木議員、通告どおりに。

○1番（高木輝一君） はい。ただ、これは視察研修における感想を申し上げているので、もうしばらく話をさせください。

防潮堤等の事業計画規模と事業計画予算について、町民への周知が徹底されているのかどうか。

2番目として、防潮堤等の事業計画における進捗状況、これがどうなのか。

○議長（浅岡 厚君） 高木議員、通告どおりの質問してください。

○1番（高木輝一君） そうしましたらば、感想は控えさせていただきますけれども。

今回の質問の中では、東千葉メディカルセンターの取り組み方針について。

1項目めとして平成30年度の決算状況、これがどうなのか。2番目として経営改善に向けた具体的施策についてどうなのか。3番目として政策的医療分野（救急科・周産期科・小児科）の収支状況の開示について、3点をお尋ねします。

2項目めとして、海の駅九十九里の運営状況と会計処理についてお尋ねします。

1番目として、昨年5月から本年度の3月、11カ月間の運営実績、これがどうなのか。きのうも質問がありましたけれども、少し具体的に、数字は毎月届いているわけですから、

それに基づいて、報告はいただきたいと私は思っております。

2番目として、前指定管理者からの剰余金の返還状況、これがどうなのか。

3番目として、次期指定管理者選定手続、これが今どういうふうに進んでいるのかお尋ねします。

3項目め、九十九里沖洋上風力発電事業についてお尋ねします。

これについては、今回質問させていただきますけれども、九十九里浜沿岸と洋上については、私は九十九里町の宝だと思っております。将来を展望する上で、この沿岸と洋上は町にとって非常に大事だと思っております。最重要だと思っております。どのように町として活用していくのか。その辺を再質問の中でお尋ねさせていただきます。

九十九里町の将来ビジョンを見据えた中で、九十九里沖洋上風力発電事業は、当地域において非常に有効だと私は考えております。しかしながら、町は、国や県とどのように協議して現在に至っているのか全く町民には知らされていない状況だと、私は思っております。この交渉経緯を今回明確に回答していただきたいと考えております。

そして、本年1月1日から銚子沖の洋上風力発電、これが営業運転をスタートしたということが報じられておりますけれども、首都圏に近い交通アクセスのよいところは、銚子よりも私は九十九里だと思っております。そして、九十九里浜沿岸は面積も広く、そして利用価値が大きいものだと考えております。

ですから、今、発電事業についていろいろ——2011年3月11日の東日本大震災により福島原発の事故が発生しましたがけれども、原子力に頼るのが本当にいいのか。火力発電、これはやはり公害等が出てこようかと思えます。そういったことを踏まえて本当にいいのか。あと太陽光発電、水力発電等があるかと思えますけれども、今回、電力エネルギーを考えた場合に、九十九里沖洋上風力発電が私は最適であるという中で、3項目質問させていただきます。

1番目として導入推進に向けた町の考え方について、2番目として検討会議開催回数と経過説明について、3番目として漁業、観光事業者との調整状況等についてお尋ねします。よろしく願いいたします。

なお、再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 高木輝一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 高木輝一議員の御質問にお答えします。

初めに、東千葉メディカルセンターの取り組み方針についての御質問にお答えします。

1点目の平成30年度の決算状況についての御質問ですが、杉原議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、理事長の収益を上げることを優先するとの経営方針のもと、手術件数の確保、施設基準に係る上位基準の取得、年度計画を前倒ししての病床の開床などの取り組みにより、収益では計画値を確保する見込みであります。

一方、経費につきましては、患者の増加と医師、看護師の充足に伴い、材料費や人件費が伸びていることから、年度計画を上回る状況であります。

その結果、県からの追加財政支援を含め差し引き損益は17億7,300万円程度になる見込みでございます。

2点目の経営改善に向けた具体的施策についての御質問ですが、今年度の増収に向けた経営改善については、脳卒中ケアユニットの新設に伴う施設基準の取得やICUの増床を計画しているところでございます。また、一部未開床となっております6階病棟についても、稼働状況と看護師の充足状況等を勘案しながら、開床を予定しているとのことでございます。

なお、将来的な増収策として、地域医療連携を強化し、退院支援などを充実させていくことを前提に、地域包括ケア病床の一般病床化についても検討してまいりたいとのことでございます。

また、耳鼻咽喉科や病理診断科の開設や看護補助者の採用、人件費の抑制などの経営改善策を進めていくと聞いております。

3点目の政策的医療分野（救急科・周産期科・小児科）の収支状況開示についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターは3次救急の特性上、病棟や外来、手術など部門をまたぐ医師、看護師の人件費の振り分けが困難であるほか、材料費につきましても、薬剤費、診療材費、給食材料費など部門ごとに実際に使用された経費の把握が必要となります。東千葉メディカルセンターの経営状況を的確に把握するためにも、政策的医療分野の収支を計算することは大変重要であると認識しておりますので、引き続きどのような対応が可能か協議してまいります。

次に、海の駅九十九里の運営状況と会計処理についての御質問にお答えいたします。

1点目の昨年5月から3月、11カ月間の運営実績についての御質問ですが、指定管理者である千葉県観光公社から一部の書類を除き実績報告書の提出があり、現在、その内容について精査中でございます。

2点目の前指定管理者からの剰余金返還状況についての御質問ですが、以前の定例会でも御答弁しておりますが、海の駅九十九里の平成28年度までの利益剰余金のうち、1,000万円を平成30年7月に御寄附いただいたところでございます。

3点目の次期指定管理者選定手続き等についての御質問ですが、既に募集要項等の周知と施設概要説明会を終了したところであります。

現在は、応募書類の受け付けを開始しており、今後、書類審査やプレゼンテーションなどを経て、候補者の選定へと進んでいく予定でございます。

次に、九十九里沖洋上風力発電事業についての御質問にお答えします。

1点目の導入推進に向けた町の考え方についての御質問ですが、以前より議会全員協議会でも御報告しておりますとおり、千葉県主導による千葉県洋上風力発電導入可能性検討会議に積極的に参加し、本町の沖合である九十九里浜沖に洋上風力発電が導入できるよう、引き続き研究してまいりたいと考えております。

2点目の検討会議開催回数と経過説明についての御質問ですが、千葉県主導による検討会議は、平成29年度から5回開催されております。内容については、洋上風力発電の取り組みや導入可能性のある候補海域の条件などについて検討しているところでございます。

3点目の漁業、観光事業者との調整状況等についての御質問ですが、導入の可能性等を検討している段階でございますので、町としては、漁業、観光事業者との調整等は行っておりません。

なお、本年4月1日に洋上風力発電を促進する新法が施行され、この新法に基づき、国では都道府県に対して有望な区域に関する情報提供を求めているところでございます。

以上で高木輝一議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。再質問に入らせていただきます。

まず、東千葉メディカルセンターの取り組み方針についてお尋ねします。

1項目め、平成30年度の決算状況についてですけれども、千葉県の追加財政支援が3月に30億円入っておるわけですが、この30億円を除いた数値でやはり現状どうなのかというものを比較しなければ、見えてこない。要は、17億7,000万黒字になりました。それは何の要因だと思ったら、30億円を入れて17億7,000万のプラスだと。そうすると、逆を返せば30億が入らなかつたら12億3,000万、もっと医業収支で考えれば、マイナスの13億円になると思います。

今までの赤字の累積額が57億円、それに今回、医業収支マイナス13億円ということを考えて、5年間で70億円の累積赤字になろうかと思えます。

そういったところを、やはり町民にきちっと知らせる義務が行政に私はあるかと思うんです。30億円を除いた実際の5年間の決算状況がどうなのか。先般も全員協議会の中で、リース物件がちょうど5年経過しますとリースアップするものがあるんですね。再契約すると安くはなりますけれども、新規契約になりますとまたもとに、振り出しに戻るという状況かと思えます。

ですので、私は町民への周知ということの中で、広報に5年間の、30億円を除いた収支状況がどうなのか。そして、リース物件については、議会議員全員に現状どうなのかというようなところを開示すべきだと私は考えておりますけれども、これについては要望とさせていただきます。

2点目として、経営改善に向けた具体的施策について、どういうふうを考えているのか。先ほども申しあげましたけれども、平成30年度の月平均の医業収益、これは5億5,900万円です。片や、医業費用にすると月平均6億6,800万円になろうかと思えます。先日いただいた月次の経営状況報告書、その中で算出しますとそういうふうな数字になるかと思えます。

ですから、この医業収益と医業費用をプラスマイナスしますと、単純に毎月マイナス1億900万になろうかと思えます。毎月1億円の赤字が出ていると。

ですから、30億円を県から支援いただいたとしても2年——30年度もこの分を6億ぐらい使っているかと思えますので、残り24億と仮定しますと、31年度、32年度、これで資金は枯渇するというふうに思われます。

そういった中で、新年度に入って経営改善策、本当に経営改善をするのかというのが、全員協議会の中で聞く中でも、本当にできるのか、毎月1億円は赤字がまだまだ出てくるんじゃないかなという感じが私はしております。

そういった中で、経営改善会議、あとは地域医療連携、こういった会議の開催が実際にどういうふうにされるのか。そのことと、もう一つ、町として経営改善をどのように推進していくのか、その辺の答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

東千葉メディカルセンターの経営改善につきましては、先ほど町長答弁で申し上げたとおり、法人による一層の努力が欠かせないものというふうを考えてございます。

また、今後県からの追加財政支援を活用いたしまして、センターの経営努力と合わせて設立団体といたしましても東金市から県に対して要望、それから提案いたしました3項目の実現に向けて、県と継続的な協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、経営健全化会議につきましては、決算処理を経まして、7月上旬ごろに1回目の開催を予定しているほか、今年度、4回の開催を計画しております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

もうちょっと経営改善に向けて、今年度どうやっていくのか、具体的な施策を次の定例会にでもお示しいただけると、私はありがたいと思います。本当にできるのかというのが、皆さんも疑問だと思っていると私は思っています。1億円赤字が出ていて、これを半減できる方法を皆さんで考えたことありますか。考えましょうよ。これが、やはり行政と議会の役目ですよ。

そして、自治体病院の使命、役割、いろいろな情報が出ています。しかしながら、この役割をきちっと運営していってもらえる、そういった体制をみんなで作っていかないと、私はいけないと思っていますので、その辺はまた次回等、機会があれば質問させていただきます。

3番目として、政策的医療分野（救急科・周産期科・小児科）の収支状況開示についてということで、この3科の収支状況が出ない限り、次の千葉県への追加財政支援交渉は、私はできないと思っています。ですので、これをやはり県に打診していく上では、この3科の収支状況を開示しなければ、私は次に進まないと思っています。それがまず第1点。

そして、前回、東金市が中心となって千葉県に対する要望事項が3点出たかと思えますけれども、この内容が2次医療圏関係自治体との財政支援を含めた医療連携、そして政策医療の提供に対する新たな支援制度の創設、そして累積赤字の取り扱いや解消に向けた対応策、これをどういうふうに県と交渉していくのかということが、この中身が私は大事だと思っています。

そういった中で、私は、町長として、設立団体として、どのように推進していくのか、考え方を示していただかないといけないと思っています。ですので、この件について町長に答弁をいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 高木輝一議員の質問に対する答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） それでは、高木輝一議員の御質問にお答えいたします。

町長として、設立団体として、どのように推進していくのかという御質問でございますが、救急医療、急性期医療を核とした地域の中核病院という基本理念を堅持していくためには、今回の県からの追加財政支援による財務体質の改善が図られたとしても、なお、資金不足が生じるなどの不測の事態に備え、東金市から県への要望事項の実現に向けて、引き続き東金市と連携し県に対して粘り強く働きかけてまいりたいという考えでございます。よろしくお願ひします。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

ぜひよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

東千葉メディカルセンターを考えた場合には、自治体病院の使命、役割、これがどうなのかということが非常に大事だと思います。そういった中で、地域に不足している医療、これに積極的に取り組むこと、そして地域の医療機関や行政機関と連携を図って、公平公正な医療を提供するということと、もう一つが地域住民の健康の維持増進を図って、地域の発展に貢献するということですので、やはり赤字を何とか解消していかないといけないということを私は常々思っておりますので、その辺を踏まえた中で、ぜひ積極的な取り組みの御検討を、新たな検討をしていただきたいと思います。私は思っております。

次に入ります。海の駅九十九里の運営状況と会計処理について再質問させていただきます。

まず1番目、昨年5月から3月、11カ月の運営実績についてということで、実績報告の提出はあったということで説明を受けておりますけれども、精査中だから現状では開示できないということの説明ですけれども、私は何を精査しているのかよくわかりません。そういった中で、単純に売上高、売上原価、あと販売費、一般管理費、どのようにかかっているのか、単純に計算すれば収支は出てきます。そういったことも開示できないのかどうか、再質問させていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁の中にもありましたように、一部の書類の未提出ということでございますが、それにつきましては収支報告書ということになります。観光公社と内容につきまして協議を済ませており、町も了承し、遅延する旨を了解したところでありますので、提出次第と

ということになりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

きょうはだめですか、無理……出してくださいよ、本当に。町長、どうなんですか。これ数字を、だって、前回、前の指定管理者のときには、結構、月の売り上げとか、来場者数とか、常時出ていたじゃないですか。そういったことを踏まえれば、何で今回、決算が終わらないと出せねえんだというような状況というのは、私はちょっと理解できないです。ですから、この辺はもう改善、開示をするということが非常に大事になってきますので、ぜひよろしくをお願いします。

そういった回答が出ないので、次へ進んじゃいますけれども、残念です。

前指定管理者からの剰余金返還状況について、これは3点ほど質問させていただきます。

まず、昨年4月、単純に1カ月の実績報告とその報告内容の説明があるのかどうか。多分、決算は終わっているのですが、この内容精査も完了しているかと私は思っていますけれども、その辺の答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 平成30年4月の1カ月分の実績報告書でございますが、既に提出いただいております。報告内容としましては収支決算ということになります。内容につきましても、聞き取り調査を終了しており、完了しておりますのでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

それであれば、説明していただけますか、よろしくをお願いします。数字を説明していただけますか。昨年4月の1カ月分の実績、収支状況、プラスなのか、マイナスなのか。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

(午前11時20分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

(午前11時20分)

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 報告は受けておりまして、赤字決算ということで、今手元に数字がありませんので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

そうしますと、前指定管理者からの剰余金の返還状況についてお尋ねをしますけれども……。

（発言する者あり）

○1番（高木輝一君） いや、違いますよ。ああ、そうか、3回になっちゃった、まずいな。じゃ、少し長目に質問します、ごめんなさい。

平成27年度から29年度、3年間の剰余金が2,165万円だと思います。そして、前には海の駅運営安定引当預金、今は会館修繕建設引当預金800万円というふうになっておりますけれども、合計すると2,965万円になろうかと思えます。前回、1,000万寄附ということでお話をいただいているんですけども、私は寄附ではないと。要は、平成28年12月9日に、千葉県商工労働部経済政策課が発表された九十九里町商工会による補助金不正受給及び流用事件ということなので寄附ではないと、返還と、納付義務があるというふうに再三申し上げております。

今回、幾らプラスして納付がいただけるのか。2,965万の1,000万納付済みですので1,965万円、それと4月がプラスマイナス幾らなんだかわかりませんが、その状況を踏まえて、幾ら町に納付されるのか。その辺を、具体的に説明を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時23分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前11時24分）

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

3つ目として、次期指定管理者選定手続き、これについては答弁いただいて、要は厳正な取り扱いを、手続きをしていただきたいということで要望します。

続きまして、大きな項目、3項目め、九十九里沖洋上風力発電事業について。

まず1点目、導入推進に向けた町の考え方について質問いたします。

当初、全員協議会で積極的に私は説明をしていたんじゃないかなと、その状況からすると、少しトーンダウンしているようなことだと思いますけれども、その辺が実際どうなのか。

全員協議会の説明書の中で、町として、関係課が連携して検討していく体制づくりを整備し、実現に向け主体的に取り組みますと明記されているんです。関係課というのはまちづくり課、産業振興課、企画財政課の3課ということで書いてありました。そして、漁業関係者や観光事業者、その調整は産業振興課がやっていきますと。推進していく上で一番重要になる課だと私は思っておりますけれども、千葉県主導との説明がありましたけれども、町が主体的に私は動かなければ何の進展もないんじゃないかなと。

県に言われたままで、先ほども銚子沖の、今年1月1日からスタートしたということで報道されていますけれども、やはり町にとって積極的にこの取り組みを推進していかなければ、私はいけないというふうに思っております。千葉県から洋上風力発電事業導入について打診があったから進めてきた事項なのかどうか。私は、当初からの取り組み経緯について、町当局から答弁を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

この事業は、国のエネルギー政策の一つとして研究推進が進められ、千葉県銚子沖に洋上風況観測タワー、それから洋上風車が設置され、実証研究が行われたところでございます。その結果、洋上風力発電事業を導入する適地として、風資源に恵まれた遠浅の地形を有する九十九里浜沖のポテンシャルが高く評価されたところであります。

この評価を受け、千葉県において関係市町村や漁業関係者を対象とした導入可能性に係る勉強会や、先進地の視察が開催され、千葉県洋上風力発電導入可能性検討会議が設置されたところでございます。

町としましては、この検討会議に積極的に参加し、この九十九里浜沖での洋上風力発電事業の導入につきまして、まちづくり課、産業振興課、企画財政課の3課が共同で調査研究を行うこととしたところであります。

しかし、現在は産業振興課、私どものほうが主体となって専門職員を配置し、千葉県洋上風力導入可能性検討会議に参加し、県や漁業組合などと導入実現に向けて調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

そうしましたらば、平成30年度の動き、国、千葉県との交渉がどういうふうになっているのか。そして、31年度本年度、本年度において実際にこの事業が進められるのか。その辺も含めて回答いただきたいことと、それと、千葉県主導により検討会議が5回開催されたというふうに説明を受けましたけれども、庁舎内において検討会議の開催計画とか推進体制、そういうものの強化、これがどういうふうになっているのか。

本当に推進していく体制にあるのかどうか。町の考え方を、本当のところどうなんですかこれ、前年度はどういうことで、やめるようになっちゃったのか。31年度は本当に進めていくのか。本当に検討会議をやっているんですか、これ。そういうことをきちっと説明してください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 千葉県と国の動向というところでございますが、今、国のほうで千葉県のほうへ候補海域についての打診を受けているかと思い、調査中であると思えます。

それから、検討会議というのは町の中の検討会議でよろしいですか。町の中の検討会議においては、県で行われた検討会議の結果を庁議において報告させていただいております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

県の検討会議、町の検討会議、具体的に本当に進んでいるのか、町長にもう一回質問させていただいてよろしいですか。その辺の今の、これからどういうふうに進めていくのか。メリット・デメリットを踏まえた中で、どういうふう洋上風力発電を推進していくのか。町長に答弁をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） ただいまの高木輝一議員の御質問に対してお答えします。

ただいま、産業振興課の篠崎課長が言ったとおり、そのように今進めております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

ぜひ、この推進を、九十九里沖ですので、いろんな地域の連携もあろうかと思えますけれども、ぜひ、検討会議を積極的に開催していただいて、この九十九里町の洋上、沿岸、それをどういうふうに活用していくのかということは、この町を推進していく上で非常に左右されることだと私は思っておりますので、ぜひともよろしく申し上げます。

先ほど、町長答弁の中で、新法という、その内容について、新たに聞いたものですから、その項目について、どういう内容なのか、課長に説明をお願いしたいことと、それと漁業関係者、観光事業者との調整をどういうふうに行っているのか、その辺を含めて答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 新法につきましては、後ほど御回答させていただきたいと思えます。

それから、漁業、観光事業者との調整でございますが、洋上風力事業については地元貢献、それから共生策によって本町の地域の活性化につながるということから、導入に対して九十九里漁業協同組合からも、町と一緒に積極的に取り組んでいきたいとの要望があり、町としても主体的に取り組んでいく考えでありますので御理解をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この九十九里沖洋上風力発電事業、これについて、最後に、この話を持ちかけたのは千葉県なのか、あるいは行政の担当課なのか、漁業関係者、観光事業者、そういった方々なのか、どの辺からまず第一声が上がったのか、その辺をお尋ねします。

○議長（浅岡 厚君） それでいいですか。3番でしょう、もう。それでいいですか、質問、ほかはないですか。

○1番（高木輝一君） それにあわせて質問させていただきます。

今回の件で漁業関係者、観光事業者に対して、本当に説明責任を果たしているのかどうか、この辺は町長にお尋ねしたいと思います。ですから、3項目。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 導入についてですが、先ほども御説明させていただきましたが、九十九里浜沖のポテンシャルが高く評価されたというところで、沿岸市町村それから漁業協同組合等によって検討会議がされておまして、その中での推進ということになると思

います。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 37 分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前 11 時 37 分）

○議 長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 現段階では、まだ候補海域が決まっておりませんので、そのようなどころまでの話にはまだ至っておりませんので御理解をお願いいたします。

○議 長（浅岡 厚君） 1 番、高木輝一君。

○1 番（高木輝一君） 1 番、高木です。

最後までいろいろしゃべらせていただいて、ありがとうございました。

しかしながら、進めていく上で、やはり漁業関係者、観光事業者との話し合いは、協議は本当にしっかりと進めていっていただかなければ、町の発展はないと私は確信しておりますので、その辺、協議を含めて、みんなが、皆さんが理解できる体制づくりをぜひお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は13時です。

（午前 11 時 38 分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 零時 58 分）

○議 長（浅岡 厚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許します。

通告順により、2 番、鍵田貴俊君。

（2 番 鍵田貴俊君 登壇）

○2 番（鍵田貴俊君） 2 番、鍵田です。

議長の御承認をいただきましたので、令和元年第2回定例会における一般質問を行います。
具体的な質問の前に、今回の通告に至った背景の一端について一言述べさせていただきます。

現在、世の中の動きは目まぐるしいスピードで変化しているように感じます。例えば、携帯電話の普及は、今や小学生まで持つようになりました。最近では、AIいわゆる人工知能という言葉が使われ始めていますが、このAIも何年か先には、私たちの身近に普及してくるかもしれません。

そのような社会の進展の中、足元に目をやり、5年後、10年後における本町の未来を考えてみると、私たちの子どもや孫の世代のために、今、どのような礎を残してやれるか非常に気になるところであります。

それは財政上のことでもあり、公共施設の老朽化、高齢化に伴う医療、介護、そしてまた、防災上の問題など、いずれも短期的な施策では対応できない課題ばかりが目につくような気がします。

そこで今回の質問では、それらのうちから、私なりに今のうちに種をまいたり苗を植えたりする対応が必要と思われる項目を選び、今回通告させていただきました。

質問事項は大きく3つの項目について伺います。

まず、最初の項目は、ふるさと納税新制度への取り組み方針についてであります。

いつもながら話題となることですが、御存じのとおり、本町の財政状況は収入総額の約6割が国、県からの依存財源であり、一定の自由度が見込まれる自主財源はおよそ3割か4割と言われております。

そのような中、ふるさと納税制度は6月より新制度となり、新たな規制が加えられました。本町にとって今はまだ寄附額はさほどではないかもしれませんが、今後、公平な一定のルールのもとでアピールできるチャンスが訪れたと言っても過言ではないのではないのでしょうか。そこで考えられることは、ふるさと納税新制度に関して、まさに町の発展と産業振興の起爆剤にできないかというところであります。

そこでまず伺います。返礼品数を今後増加させるなど、さらに充実させるお考えはあるのかお聞かせください。

今や寄附をいただく対象者は、本町を応援してくれる方々はもちろんですが、返礼品のラインナップの魅力により寄附をいただく割合も多いと聞きます。そうすると、返礼品や自治体情報などをより多くPRしつつ、返礼品の発送事務なども手がけてくれる納税サイトの存

在は欠かせません。しかし、複数のサイトと契約する場合、費用対効果も気になります。

そこで次に、現在、3つの納税サイトと契約していますが、今後もこれらを継続していくのかお考えをお聞かせください。

ふるさと納税は、本町においては「いわしのまち九十九里応援寄附」としております。そして、制度のスタート後間もない平成21年3月に、いわしの町九十九里応援寄附条例と、同条例寄附規則を制定しております。そして、その施行規則の中において寄附への御報告と運用状況の公表をうたっております。九十九里町を応援してくれる方々、また返礼品に魅力を感じていただける方々については、リピーターとしての期待も持てますので、これらの対応は大変ですが、非常に大事であると思います。

そこで、ふるさと納税に関する最後の質問として、寄附者への報告と運用状況の公表についてお伺いします。それらの対応はこれまでどのように運用してきたのでしょうか。また、今後もどのような形で対応される予定なのか。当局のお考えを御説明ください。

次に、大きな項目の2つ目、特定健康診査の充実と健診データの活用策についてお聞きします。

先ごろ発表された九十九里町健康増進計画によれば、特定健診の受診率についてはここ数年着実に向上しているものの、およそ39%前後で推移しているということですが、裏返すと約6割の方が未受診ということになります。受診者数も未受診者数も割合だけですとわかりづらいので、少し古いデータを引っ張り出して、平成25年度のデータを見てみたところ、健診対象者約4,600人のうち、受診者は1,600人で、3,000人が未受診者となっております。

そこでまず、町として受診率の向上策について、どのような対策を立てられておられるのかお考えをお聞かせください。

健診データなどにより町民の健康度を把握するためには、健診データの全体平均等を過去から年々蓄積して、受診者全体の傾向を把握しなければ、必要な施策は本来見えてこないのではないかと思います。その上で改善が必要な場合は、目標データを掲げて、それに向けて具体的な各施策を推進していくことが有効ではないでしょうか。

現在行われている住民の健康向上につながる各施策や事業は多岐にわたっており、充実も図られております。例えば、具体的なものを幾つか挙げると、公民館、学遊館などで開催されている各種体操教室、あるいはポールウォーキング教室など、また、介護予防の観点から行われている健康づくり教室、うえるかむ教室など、また、フィットネス施設の充実などがあります。

なお、フィットネスつくもは、本年5月から、シルバーデーが月1回から2回に拡充されております。また5月からは健康ポイント事業もスタートしました。

しかしながら、これらの事業を行った結果として、町民の健康度の向上にどのくらい寄与しているのかがどうも見えてきません。つまり客観的に健診データなどの数値により成果が見えてこないということでもあります。

そこで、次にお伺いします。健康ポイント事業などの各事業成果を町民の健康データにいかんにか反映させ、把握されるのかについて御説明ください。

最後に、大きな項目の3つ目、津波対策として県が進める防潮堤設置工法に対する町の見解についてお聞きします。

現在、片貝海岸を中心として、県が進める防潮堤設置工事は、本町の人命、財産を守る上で最低限必要な対策であることは明らかですので、まず、防護の高さを確保するという現状の工法は一見理解できます。しかしながら、ある機会に、担当される山武土木事務所と現地を立ち会い視察した際には、土堤頂上部は3mほどの幅員を確保する図面となっておりますが、のり面は海側・陸側とも芝を張る計画と説明を受けました。したがって、津波対策としながらも、土堤のままでは、防護の高さを確保しても強度の点において、いざというときに役に立たないのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。土堤はコンクリートによる被覆が必要であると思いますが、町の御見解をお聞かせください。

ここで、観光資源と防災対策のかかわり合いについて、感じているところを一言お話しさせていただきます。

現在、市街地から本町の海岸までは、東金九十九里有料道路から波乗り道路を経て片貝までのアクセスが可能になったことにより、観光面、特に入り込み客数ではその恩恵ははかり知れない面があると思います。一方、波乗り道路のかさ上げにより陸地から海岸線を見ることは、アンダーパスをくぐらない限り不可能です。昔、高村光太郎の夫人智恵子が療養のために滞在した際、千鳥と遊ぶ様子をうたった「智恵子抄」が真亀海岸の近くにありますが、今ではその石碑の脇に立っても海を眺めることはできません。

しかしながら、防災をとるか、自然をとるかといえば、答えは明らかです。したがって、このようなことはある程度やむを得ない事情だと思いますが、少なくとも現在工事中の堤防に関しては、可能な範囲で、本町にとっては貴重な観光資源である海岸の魅力を少しでも残したいと思うのは、私だけでしょうか。

そこで、次にお伺いします。海岸線の魅力を生かすため、防潮堤頂上部を歩行可能とする考えについて当局の御見解をお聞かせください。

本町を含む近隣自治体では、海岸に松林が点在します。特に白子町、山武市などの海岸では県が管理する松林として、県が主体となり、地元はもちろんですが、県内の多くの企業や団体からボランティアを募り、植林などにより、防災にも役立つということから、松林の復活、維持、管理を行っております。本町を含む海岸一帯がその昔白砂青松を有していたことは間違いのない事実だと思いますが、本町ではいつから松林が少なくなったのか定かではありませんが、歴史を含む過去からのさまざまな要因があったと思います。

そこで最後に伺います。将来的に、防潮堤周辺に官民で植栽を行い、自然との調和を残す考えについて、町の御見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（浅岡 厚君） 鎌田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鎌田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税新制度への取り組み方針についての御質問にお答えいたします。

1点目の返礼品目数を今後増加させるなど、さらに充実される考えはあるかとの御質問ですが、返礼品は4月1日現在、昨年度より19品目増加の47品目となっており、今後さらに充実させたいと考えております。

2点目の現在3つの納税サイトと契約しているが、今後もこれらを継続するののかとの御質問ですが、昨年度、ふるさと納税のポータルサイトへの掲載を1サイトから3サイトへと増やしたところ、寄附額は増加しておりますので、サイトを増やすことは一定の費用対効果があると考えております。今後も、引き続き費用対効果を検証しながら、3つの納税サイトを活用して事業を進めてまいります。

3点目のふるさと納税に関する寄附者への報告、運用状況の公表についての御質問ですが、今年度寄附者への報告及び運用状況の公表として、利用いただいているポータルサイトへの掲載はもとより、町ホームページ及び町広報紙へ掲載を予定しているところでございます。

次に、特定健康診査の充実と健康データの活用策についての御質問にお答えいたします。

1点目の受診率の向上策についての御質問ですが、特定健康診査については、受診対象者全員への受診券の送付、広報紙やホームページへの掲載などを実施し、受診率の向上を図ってきたところでございます。今年度は新たに人工知能を用いて、対象者の特徴を分析した上で、タイプ別に受診を促すメッセージ性を持たせた勧奨通知を送付し、受診意欲の向上を図ります。

2点目の健康ポイント事業などの各事業成果を町民の健康データにいかに関与させ把握するかとの御質問ですが、健康ポイント事業については、国民健康保険に加入されている被保険者の健康意識の向上と、特定健診の受診などへの動機づけや定着化を図ることを目的に、今年度から始めたところでございます。

特定健診の結果については、その結果に基づき、特定保健指導を実施するとともに、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定するデータヘルス計画の基礎資料として活用し、町民のより一層の健康の保持・増進を図っておるところでございます。

次に、津波対策として県が進める防潮堤設置工法に対する町の見解についての御質問にお答えいたします。

1点目の土堤にコンクリート被覆は必要ではないかとの御質問ですが、現在、県では防護高さの確保を優先し、土堤の工事を進めているところでございます。町としては、堤防を超える津波に対して粘り強い構造とするためには、コンクリートなどで被覆する必要があることから、防護高さの確保が完了した後は、コンクリート被覆が早期に実現できるよう県に要望してまいります。

2点目の海岸線の魅力を生かすため、防潮堤頂上部を歩行可能にする考えについての御質問ですが、現在進められている土堤の頂上部は、幅が3mあり、2m幅の舗装をするよう計画されており、歩行は可能となっております。

3点目の将来的に防潮堤周辺に官民で植栽を行い、自然との調和を残す考えについての御質問ですが、強い潮風を受けるとともに、地下水位が高い海岸線という生育環境の問題や植栽後の維持管理などの観点から、今後の検討課題であると考えております。

以上で鎌田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

それでは、ただいまいただいた御答弁に関連し、再質問させていただきます。

それではまず、返礼品目数の充実策に関連して再質問します。

先ほどの町長の御答弁では、現在の返礼品目数は47品目と伺いましたが、私がサイトを見た中では、一つのサイトでは上限が38品目だったような気がします。いずれにしても、近隣の市町村に比べれば大分少ないように感じます。例えば東金市は57品目、大網白里市は53品目、山武市は66品目などです。しかし、これだけを見てしまうと、市と町という自治体規模の差とも受け取れますが、一方、白子町も54品目、一宮町は84品目となっており、どうやら自治体規模の差だけとは言えない状況です。

ちなみに29年度の実績で申し上げますと、白子町は寄附件数、寄附額が約4,300件で6,000万円。一宮町に至っては寄附件数は4,000件ですが、寄附金額は1億100万円となっております。一方、本町のそれはどうかといいますと、300件で375万円でした。

そこで、お伺いします。今申し上げたこれら近隣自治体と本町の実績を比較分析した上で、どのような御見解をお持ちになるかを聞かせください。

なお、30年度における本町の実績については、4月に照会させていただきましたが、集計中ということで、まだ御回答いただいておりますので、もしその点もわかればあわせてお答えください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えさせていただきます。

まず、平成30年度の実績についてから御説明をさせていただきます。寄附件数は593件、寄附額につきましては905万円という増加傾向の結果となったところでございます。

1点目のほかの自治体から九十九里町の実情について大分差がございます。その点についてでございますけれども、年間を通した品目が当町については余り多くないこと、そういったことが大きな要因であると考えております。そして、魅力ある、こういった品目も少ないのではないかとということで、今、日々、そういった品目の追加について、課内で協議しながら、令和元年度はその辺の充実を図っていきたくと努めているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） ただいま御答弁いただき、本町においては返礼品目の魅力だとか、対象の品目数も少ないというような御答弁だったと思いますが、私は現在のふるさと納税制度について、寄附される方が、御縁のあるふるさとを応援するという原点というべき一面も大事にすべきだとは思いますが、6月からの新制度、つまり同じ条件で競える土俵の中で、返礼品の数に比例して寄附額が増えている現実を踏まえまして、もう少し具体的にお聞きした

いと思います。

それでは、お聞きします。例えば返礼品として追加していく具体的なものとして、これから申し上げる品目などは検討できないのかどうか、御意見があればお聞かせください。例えばハマグリ、ナガラミ、こういったものは当然、冷凍加工が必要になると思いますが、あと海の駅の食事券、あるいは地引き網を体験できる利用券、また、あえて追加すれば「くくりん」のグッズなど、そういったものは果たしてどうなのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えさせていただきます。

昨年10月に、事業者に対しまして説明会等を行いながら、新しい品目、魅力ある品目の開発に努めてきたところでございます。その中に、ハマグリ、ナガラミの急速冷凍処理による年間提供についても考えられたところでございますが、各関係団体をお願いしたところ、よいお返事をいただけなかったことが実情でございます。

2点目の海の駅フードコートの食事券の提供についてでございます。この件につきましても、昨年度協議していきたくところでございますけれども、町内のほかの店舗で同様の食事券提供を行っておりますが、年間1件から3件程度の需要にとどまっているのが現状でございます。

次に、また、海の駅九十九里の提供をする物品に対しましていろいろお願いしたところでもございますが、なかなかよい御返事をいただけないのが現状です。

これからもこういったものについて、改めて協力をいただきながら、よりよい九十九里町に合った魅力ある品目をそろえていければと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） これまで、返礼品を増やしてどうかという観点からお聞きしました。

しかしながら、ただ返礼品数を増やそうと努力するだけではうまく成果が得られないのではないかという気がします。それは返礼品を提供していただく町内の生産者または事業者の方々の協力が不可欠だからです。また、生産者、事業者の方々に対しては、単に町の施策に協力してほしいというだけでもうまくいかないのかなど。少なからず自社製品のPRや売り上げ収益にも貢献していると感じてもらうことが必要ではないでしょうか。つまり、これからは生産者、事業者の方々と町、いわゆるウイン・ウインの認識を共有できなければ、これからさらに一層協力を得ることは難しいと思います。

なお、収益に貢献しているかなど、立ち入ったことはなかなか聞きにくいこともあると思いますので、今後、生産者や事業者の皆さんへアンケートをお願いしてみるのも一つの方法だと考えますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは次に、納税サイトとの契約状況に関して再質問します。

先ほど町長の御答弁で、現在「ふるさとチョイス」「さとふる」「ふるまる」という3つの納税サイトと契約しているわけですが、それなりに費用対効果が得られているという御答弁だったと思います。調べますと、このうち「さとふる」については、先ほど47件とか38件とか話が出ましたが、「さとふる」は返礼品の品目が9件、そのうち受け付け終了が6件、つまり実質的に返礼品が3件と、他の2つのサイトと比べ極端に返礼品が少なくなっています。返礼品の掲載状況だけで見ると9件しか掲載のない「さとふる」は契約効果が薄いように見えますが、費用対効果はどうなのでしょう。

そこで、お伺いします。「さとふる」については、費用はそれほどかからないからそのままでもいいということなのか。ということはつまりサイトとの契約は、ベースとなる契約料がないのか、または方法として寄附申し込みがあった場合のみ、歩合制として、申し込み件数または寄附額に応じてサイト側に支払う仕組みなのか。もし、わかればお答えください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えさせていただきます。

確かに「さとふる」につきましては、その品目が少ない状況にあることは否めません。これにつきましては、その商品を管理する会社とのつながりがございます。前段にお話ししました「ふるさとチョイス」そして「ふるまる」につきましては、その連携が整っているところなんでございますけれども、「さとふる」につきましてはほかの商品の管理業者とのつながりがございまして、その辺のコミュニケーションの関係があるということが最大の要因であると認識しているところでございます。

費用対効果につきましては年々増えているところでございまして、平成29年度につきましては215万4,918円、そして平成30年度につきましては455万1,578円と大きく伸びているところでございます。

これからもこの3つのサイトを有効に活用しながら、そして品目につきましても、今御指摘のとおり、一つのサイトが余りにも少ないという現状もございますので、その辺は業者のほうに要望しながら、このふるさと納税の事業が広く展開するように努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

行政の方から見れば、そんな細かいことを詮索する必要があるのかと指摘されそうですが、あくまで、要は費用対効果の点で3つのサイトと契約を維持する必要があるかという観点で確認させていただいたところでは。

そこで、ついでにもう少し踏み込んだ質問をさせていただきます。例えば、1万円の寄附額の申し込みがあった場合に、返礼品に3,000円を充当し、さらに、事務費全体を5割の5,000円以内に抑えるということになりますと、差額の費用2,000円のうち、サイト側に事務費として幾らぐらい支払うようになるのか、もしもわかりましたら御説明願います。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えさせていただきます。

経費につきましては、サイト側と、先ほどの御答弁で申し上げました商品管理会社への経費が主なものございます。

以上でございます

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） いずれにしても、それぞれのサイトに特色があるようですので、どのサイトを活用するのがよいのか一概には言えないと思いますが、寄附総額のうちどのサイトで幾らの申し込みがあったのか。今後、サイト別の寄附額なども検証していく必要があると思いますので御検討ください。

次に、ふるさと納税に関する最後の質問として、寄附者への報告と運用状況の公表に関して再質問させていただきます。

いわしの町九十九里応援寄附条例は、その第10条の中で、毎年1回この条例の運用について公表するとしております。先ほど町長の御答弁で、今後、ホームページとかポータルサイトを通じて公表していくということですが、そこで、先ほど、平成30年度の実績を伺いましたが、それはいつごろどのように公表する見込みなのかお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えさせていただきます。

できるだけ早い時期、7月以降、そういった内容につきまして公表を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） さらにもう1点伺います。

寄附者への報告とか、あるいは寄附者の氏名等を公表する場合、個々の寄附者に了解を得るなど、膨大な事務が生ずると思いますが、具体的に寄附者へどのようにコンタクトするのでしょうか。方法をお聞かせください。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えさせていただきます。

納税者に対しまして、お礼と、あるいは九十九里町等のあらゆるパンフレット等を郵送する機会がございます。そういった機会を通して、こういった事業への内容につきまして、結果報告等をさせていただくようになっております。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） ふるさと納税について、本町は過去においては自治体間の競争上不利な面もあったかもしれませんが、新制度としてのルールが明確になった今、ピンチをチャンスにして、同じ土俵で競うことが可能になりました。先ほども申し上げましたが、そこで冒頭に申し上げました将来的な自由度のある財源確保のため、引き続きの御努力をぜひお願いしたいと思います。

それでは次に、特定健診の受診率向上策に関して再質問させていただきます。

先ほどの御答弁の中で、受診率向上策として、今年度、人工知能を活用し、対象者の特徴に合わせた勧奨通知を行うと御説明いただきましたが、人工知能を活用した勧奨通知とはどのようなものかもう少し御説明ください。

さらに、人工知能を活用し特定健診対象者へ、仮に個別にはがきとか封書を送付するというのは、一定の効果が見込めるとは思いますが、対象者の入力作業や郵便費などの負担が大きくなるのでしょうか、あわせて御答弁ください。

○議 長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 国民健康保険の平成30年度の制度改正で始まりました保険者努力支援制度では、平成28年、29年の前倒しも含め、結果として評価の低い項目が幾つかございます。重複服薬や個人の健康づくりへの取り組み、そして特定健診、特定保健指導の受診率でございます。

そこで、令和元年度予算では、評価の低い指標の底上げを図るため、幾つかの保健事業を計画し予算化いたしました。人工知能 A I を活用した特定健診受診率向上の勧奨通知も、その取り組みの一つでございます。今年度は2回の勧奨通知の送付を予定しております。1回目は、6月10日から始まります特定健診の集団健診受診票通知に合わせまして、ちょうど本日発送になります。2回目は、集団健診の日程終了後に個別検診の受診勧奨を中心に、秋ごろを予定しております。

では、通知の具体的な内容なんですが、全く受診経験のない未受診者の方と、受けたり受けなかったり受診が不定期な方とで内容を分けております。全く受診経験のない方には、申し込みが不要であり費用もかからないこと、血液検査と尿検査を中心とした健診で、1時間程度の健診時間で済むこと、健診の結果、長引く病気の兆候やリスクを調べることができるなど、基本的な情報を送ります。不定期ではありますが、受診経験のある方は、問診等により心理分析ができますので、この御案内に4つのパターンを用意し、個人の特性に応じたリーフレットを送付いたします。

2回目につきましては、集団健診終了後の未受診者の特性を分析し通知いたしますので、内容はまだ未定でございます。

費用やそのための労力はどうなのかという御質問についてですが、まず費用ですけれども、令和元年度予算で約323万円の予算を見積もりしておりますが、この事業は千葉県国保連合会が実施する保健事業で、国の特別調整交付金の対象となるため、基本的に町の支出はございません。

次に、入力作業と労力の件ですが、従前では、勧奨事業としまして、同じく国保連合会の保健事業で電話勧奨事業を実施しておりました。保健師等の資格のある方を派遣していただき、電話で未受診者に受診勧奨していただくわけですが、電話がつながれば一定の効果が得られるよい事業ではありますが、その方にお渡しする資料の作成にはかなりの労力を必要としておりました。

今回、A I を活用した勧奨事業ですが、対象者は3,997人、通知者は約2,800人です。連続して3年間受診されている800人程度の方や、施設入所や長期入院、また4月1日以降の資格の喪失等の方などを除きまして、通知の対象が2,800人程度になっております。これについては、データの作成や突合に一定の労力はかかりますが、勧奨すべき対象者は人工知能が選別いたしますので、紙による資料作成をする手間が省け、比較すれば少ない労力で実施できる事業だと言えると思います。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 冒頭申し上げました町健康増進計画によれば、平成30年10月に実施したアンケートでは、年1回以上何らかの手段により健康診断を受けているという方は73.6%、日常において意識的に体を動かすよう心がけている方は73.9%と、いずれも健康を意識している割合が7割を超えているということです。つまり町民の方々の健康への関心度は非常に高いということが言えます。

それでいて、なぜ受診率が低いのか。その要因を考えてみますと、一つには、健診対象者の把握方法が統一されていないため、受診率の算定に計算上影響を及ぼしているのではないかと予想ができます。国民健康保険加入者、またそれらの方のうち、人間ドック助成事業の利用者、がん検診対象者など、さらに加えて、対象年齢や施設入居の方々など、さまざまな階層の方々を把握しつつ、対象者としてどのように管理していくのか、問題点はいろいろあると考えられます。

そこで、この健診対象者を系統的に容易に把握する方法がないのかどうか。この点について担当部署の御意見があればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） データにつきましては、今年度、健康管理システムが健康福祉課において新システムになるに当たり、健康福祉課、住民課で協議いたしまして、新しいシステムには特定健診のデータを取り込むことが必要と考え、令和元年度予算において現在作業中でございます。

しかしながら、全てのデータを抽出できるようになるかどうかは、現在作業中ということもあり、即答が難しいところです。予算の範囲内ということもございますので、優先順位をつけて有効利用できるよう両課で連携を図り、検討してまいります。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 今御答弁いただいたとおり、一概に受診率の向上といっても、対象者の統一的な管理など困難な御苦勞があることはよくわかりました。幸い国や県でも多分向かう方向は同じであると思いますので、受診結果を管理する手間はあるものの、省力化を図りながら受診率を向上させていくという難問に、ぜひこれからも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、ポイント事業などの各事業成果を町民の健康データにいかにかに反映させ、把握するか

に関連して再質問します。

先ほど、特定健診の結果について、町長の御答弁でデータヘルス計画の基礎資料として活用していると御答弁いただきました。平成28年から29年度に実施された町データヘルス計画では、データによる中長期目標とともに、特定保健指導実施者のヘモグロビンA1c改善度を2ポイント改善させるなど、具体的な目標も掲げて取り組んでおられました。このデータヘルス計画の考え方を、特定保健指導実施者だけでなく、広く住民全体の健康データ管理、ひいては健康度把握に今後活用できないのでしょうか。御見解があればお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 現在、健康診断は健康保険の単位で実施されています。40歳以上74歳までの特定健診は、国民健康保険とそれ以外の被用者保険がそれぞれ実施しております。

九十九里町の国民健康保険のデータヘルス計画は、保険者ごとに作成するため、国民健康保険の場合は年齢構成が高く、被用者保険では60歳以上の就業者は今現在さほど多くないことが推定されるため、年齢構成が低いと言えます。そのため、国保のデータヘルス計画の数値をそのまま町全体に活用することは難しい面もありますが、国民健康保険が地域保険であることから、データにはある程度の地域性が見られます。

九十九里町は公共交通機関が余りありませんので車社会であり、生活の中で運動量、例えば歩く習慣が少ない傾向がございます。あるいは現在高血圧症を発症している御家族がいる家庭では、もしかしたら、塩分の多い食事となっている可能性も考えられます。

このように生活習慣や食事が共通した方がある程度年齢を重ねると、同じような健康状態になる可能性もあるかと考えますが、データの活用には専門的な知識が必要ですので、今後も健康福祉課と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） 先ほど、受診率の向上に係る議論をさせていただきましたが、健康への関心はあるが、実際には受診されない対象者の方々に対しては、単なる受診の呼びかけではなく、健康度向上に関する具体的なデータを示しながら関心度を高めていくことが必要ではないでしょうか。

例えば町として健康度改善宣言を行い、他の市町村と比べ改善が必要と思われる診断項目について、町全体として目標を掲げるとか、具体的な事例を挙げれば、メタボ該当者の割合は現状21.3%で、県内ワースト1位ですが、これを県の平均並みの15%台に乗せるとか、あ

るいは血糖値に係るヘモグロビンA1cの数値、これは基準範囲が5.5以内ということですが、この数値が5.6以上の判定者は、現在本町では67%の割合で、県内ワースト2位ということですが、これを50%割合まで改善していくと、そういったことですが、そして特定健診未受診者に対しては、先ほどの勧奨通知とあわせ何らかの形で町民の平均的な健康レベルを知らせ、みずから把握しているデータを比較できる環境へつなげていくことが、ひいては受診率の向上にもつながるのではないかと思います。

時間が迫ってまいりましたので、最後に、健康ポイント事業についての要望をお話しして健診に係る質問を終わります。

特定健診やがん検診への受診、フィットネスつくもの利用、また身近な取り組みも申告できるなど、健康増進に役立つとともに、参加しやすい工夫がされていると、その点は評価しますが、一方、今後さらに工夫が必要と思われる点も考えられます。具体的には同事業への参加者数が、実施期間の終了時の12月にならないと把握できない仕組みです。今のやり方では実施期間中に何名の住民が取り組んでいるのか把握が困難であると思います。事業に参加するスタート時にまず参加するかどうかの申告をしてもらうスタイルにすれば、事業期間中の参加実数を把握でき、状況によってはさらなる参加を呼びかけることも可能となるのではないのでしょうか。

以上、一つの意見として、次回以降の事業の参考にしていただければと思います。

次に、大項目3番目の防潮堤設置工事に関連して再質問させていただきます。

町としても防護高さの確保が完了した後に、コンクリート被覆が早期に実現するよう県に対し要望していくと御答弁いただきました。しかしながら、現時点における県の説明はコンクリート被覆を見越した上での1期工事、2期工事といった説明はなく、コンクリート被覆の要望に応じてくれるかどうかは全く不透明な状態です。そこで、県の来年度の予算策定期等と考え合わせると、来年3月に見込まれる堤防完成後に要望を働きかけるのでは遅いと考えますが、町の御見解をお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁でもございましたように、現在工事实施中の、防護高さの確保を優先とする土堤整備工事につきましては、今年度までの海岸復興事業により実施されております。今後、土堤整備工事が完了した後に、海岸復興事業以外の補助事業によりコンクリート被覆工事が実施されることが考えられます。

町といたしましても、早期にコンクリート被覆に対する予算の確保と工事の実施について、県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 先ほど、町長の御答弁で、土堤の頂上部は3mの幅員と2m幅の舗装をする計画なので歩行は可能であると御答弁いただきました。その御答弁を聞いて、質問中の歩行可能という表現がちょっと適切ではなかったと反省しておりますが、またおわびします。

そもそも、海岸線の魅力を生かすため、防潮堤頂上部を歩行可能にできるかという質問は、海岸を訪れた来遊客が海岸を眺めながら遊歩道として歩けるかという趣旨でありまして、堤防そのものの強度を保ったりメンテナンスを行うためだけの頂上部の幅員では、本町の海岸線の魅力とはつながりません。

そこで改めてお聞きしますが、町として堤防頂上部に海岸線の魅力を維持するための遊歩道にできるよう県に交渉していくお考えはあるかどうかお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほども御答弁いたしました。現在実施されております防潮堤の整備については、海岸復興事業により行われているものであります。町といたしましても、防潮堤の頂上部の幅員は3m確保されており、歩行も可能であることから、歩道としての機能は果たせるものと考えておりますが、まずは海岸保全施設としての管理用道路として整備された道路が、遊歩道としての位置づけが可能なのかを県に確認させていただきます。

その後、遊歩道としての位置づけが難しいとのことであれば、遊歩道として活用させていただけるよう要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） どうも、いろんな質問をさせていただいても、海岸復興事業、これが前面だという感触ですけれども、最後に、将来的に防潮堤周辺への植栽を行い、自然との調和を残す考えに関して再質問します。

今回、大項目として、津波対策に関する質問は、その工法などいろいろな難題を抱える中、そもそも町としてどのような見解をお持ちかとお聞きしました。したがって、私としては、

県の対応をしんしゃくしてのお考えではなく、町として率直にどうあるべきと考えるかをお聞きしたかったわけです。

そこでお伺いします。この植栽に係る提案については、今後の検討課題ではなく、考え方として、または将来的な方向として、この提案に同意できる、同意できない、別の方法があるぐらいしか御答弁の選択肢はないように思いますが、この点について再度お答えいただけますでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

本町の大きな観光資源である九十九里浜は、日本の白砂青松100選や渚百選に選定されるなど、我が国を代表する海岸であります。植栽を行うことは、景観上同意はできます。しかしながら、県では、再々申しているように、海岸復興事業に伴った景観に関する整備は行わないものと考えられますが、九十九里浜という恵まれた自然との調和を生かすために、県に交渉していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 時間がそろそろまいりますので、まとめさせていただきますが、先ほど町長の御答弁の中で、植栽後の維持管理面のことに触れられておられました。私は、植栽後の維持管理は当然県が行うべき考えます。したがって、町が検討課題として捉えるのではなく、県に要望していくスタンスを持つかどうかということだと思います。多分、県としても、町にそのような考えがなければ、県のほうから積極的に、例えば植栽もぜひやりましょうということとは絶対に言わないということだと思います。

そこで、防災に主軸を置いた現在の海岸復興事業をそれだけに終わらせるのではなく、さらに、無味乾燥な土堤だけを残すのではなく、これを機に長期の展望に立ちながら、堤防周辺の植栽に関しても粘り強く継続して県に交渉していただくことを、最後に要望しまして、以上で今回の質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

再開は14時10分です。

（午後 1時55分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 2時08分）

○議 長（浅岡 厚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許します。

通告順により、10番、細田一男君。

（10番 細田一男君 登壇）

○10番（細田一男君） 10番、細田一男。

令和元年第2回九十九里町議会定例会において、通告してあります6項目について一般質問を行います。

天皇の生前退位により、平成も31年4月30日をもって終わり、5月1日より元号の改元が行われ、令和の時代の幕あけとなりました。日本中祝賀ムードで盛り上がっております。1カ月余り経過した今日では、少し落ちつきを取り戻した感があります。

私たちが新しい時代の幕あけを機に、心新たに町行政運営の発展、推進に精進していかねばならないと思います。

それでは質問に入らせていただきますが、町長、執行部の皆様の簡潔で明瞭、前向きな、誠意のある答弁をお願いいたします。

そして、後の質問に関連いたしますので、町長にお願い、確認しておきたいと思います。

町長は4年前の町長選挙の中で、町民有権者に、住民主体のまちづくりを政策公約として掲げておりました。1、人づくり、2、環境づくり、3、九十九里町に合った防災づくり、4、介護予防拠点づくり、5、子育て支援を充実させる、6、空き地・空き家対策づくり、7、区長会と連絡を密にしたまちづくりを行っていくと公約されておると思います。間違いなく記憶にあらうかと思いますが、この後の質問の中でお答えいただければと思います。

それでは、1点目に、町が38団体に支出している補助金の金額の算定についてお尋ねします。

それぞれの所管する課、総務課が8団体、企画財政課が2団体、社会福祉課が2団体、健康福祉課が2団体、まちづくり課が2団体、産業振興課が15団体、教育委員会が8団体、ほかに県との関連のある団体が8団体ありますが、38団体の29年度の小計が4,880万4,000円、30年度の小計が4,904万6,000円。毎年毎年同じような金額で推移しておるように見られますが、どこの部署で金額を決定しておるのか答弁を求めます。

2点目に、県道飯岡一宮線、通称産業道路の排水路の悪臭対策についてお尋ねいたします。

この問題は、定例会が開催されるたびに、再三再四にわたり質問しております。同じよう

な答弁の繰り返しとなっております。その後の進捗状況はどのようになっておるのか答弁を求めます。

3点目に、県道飯岡一宮線にかかる作田川架橋の建設計画についてをお尋ねいたします。

この問題も定例会が開催されるたびに、再三再四にわたり質問してまいりました。その後の進捗状況はどのようになっておるのか答弁を求めます。

4点目に、東千葉メディカルセンターの運営状況についてお尋ねいたします。

先般、千葉県より追加支援として30億円が支出されております。その後の支援について、どのように取り組んでおるか。そして、山武長生夷隅の医療圏における構成自治体の支援参画については、どのように取り組んでおるのか答弁を求めます。

5点目に、防災対策についてお尋ねいたします。

昨日、荒木議員より片貝漁港内の防潮堤について、先ほどは鎌田議員より片貝中央海岸付近の防潮堤——正式には防潮堤ではありません、防災対策について同じような質問があり、答弁をお聞きしておりましたが、視点、方向性を変えて、町の防災対策についてお尋ねいたします。

東日本大震災発生から8年が経過し、九十九里町においては現在も津波対策工事が講じられている最中です。昨年3月、県銚子漁港事務所から、片貝漁港区域の津波対策について、地域住民説明会が開催されましたが、説明資料等の不足及びこれまで自治区長と住民との間で打ち合わせを行ってきたなどと虚偽の説明があり、住民との間の合意には至っておりません。

その後、改めて、県銚子漁港事務所による説明会を持ち続けましたが、回答がないため、昨年10月に小関納屋自治区内の有志により、九十九里町小関納屋地区津波対策検討会を立ち上げ、町及び県銚子漁港事務所と2回意見交換会を行ってきました。結果は、国や県が示す方針、計画とは大きく異なった基本的な考え方及び設計施工方法に問題があることが判明いたしました。地域住民及び議会の合意がない中、既に一部工事が始まっており、大きな社会問題にまで発展する可能性があります。この問題に対して、町長はどのように考えておるのか答弁を求めます。

6点目に、防災会議についてお尋ねいたします。

九十九里町には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、九十九里町防災会議（以下防災会議という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とすることが条例で制定されております。

その中を見ると、第2条第1項に「九十九里町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。」、2項に「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」、その後3項、4項がありますが省略いたします。

第3条には「防災会議は、会長及び委員をもって組織する。」、2項には「会長は、町長をもって充てる。」、3項には「会長は、会務を総理する。」、4項は省略して、5項に「委員は、次に掲げる者をもって充てる。（1）指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者。（2）千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者。（3）千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者。（4）町長がその部内の職員のうちから指名する者。（5）教育長。（6）消防長及び消防団長。（7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。（8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者。」あとの条項は省略いたします。

このように条例で定めた中で、平成23年8月8日月曜日に初回の会議が開催されており、その後、平成26年7月14日月曜日に第1回、平成27年2月25日水曜日に第2回、平成27年3月28日月曜日に第3回の会議が開催されております。

町長においては、平成27年9月に町長に就任されておりますが、就任後に防災会議を何度開催されておるのか答弁を求めます。

次に、町の地域防災計画についてお尋ねいたします。

九十九里町には防災会議による九十九里町地域防災計画が作成されておりますが、その中の第2章第4節に津波に強いまちづくりの推進がうたわれており、第1項目に津波防護施設の整備、関係機関、県山武土木事務所、銚子漁港事務所がうたわれており、第1節に津波防護施設の整備、1項に道路の津波対策、県は津波による被害を軽減するため、九十九里有料道路をかさ上げする、2項に河川・海岸の津波対策の中で、県は津波による浸水対策として、土塁等による海岸堤防、漁港への防護壁の整備及び真亀川、作田川の河川のかさ上げを実施するとなっております。

県は町とこのような協議を進めて、防災計画を推進しております。ということは、町は了解しているということになりますが、町長はどのように捉えておるのか答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（浅岡 厚君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町補助金の金額の算定方法についての御質問にお答えします。

町から38団体に支出している補助金の額はどのように算出しているのかとの御質問ですが、予算編成に当たり、団体を所管する担当課において、公益上の必要性を判断し、補助目的や内容、補助額等が時代に即しているのか、町の政策目的に合致しているのか、また、補助の効果や決算状況について確認、検証し、ゼロベースから補助額を算出しております。

次に、県道飯岡一宮線の排水路の整備状況についての御質問にお答えします。

産業道路の悪臭対策はどのようになっておるのかとの御質問ですが、悪臭対策については、産業道路を所管する千葉県山武土木事務所において、昨年度までに粟生地先から片貝地先までの900m区間について清掃を行っております。

また、この対策にあわせて町は海水循環施設を整備し、粟生納屋地先の分水嶺地点にくみ上げた海水を放流し、悪臭の主原因である生活雑排水等の滞留を防いでおります。

今後も、排水路清掃の要望について、引き続き県へ働きかけてまいります。

次に、県道飯岡一宮線にかかる作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況はどのようになっておるのかとの御質問ですが、作田川架橋の建設について、昨年11月に小関地区の隣接する地権者の御意見を伺ったところであり、これを踏まえ、県では検討を進めていると聞いております。

次に、東千葉メディカルセンターの運営状況についての御質問にお答えします。

県から財政追加支援は受けられたが、その後の支援状況はどのように考えておるのかとの御質問ですが、県では、東千葉メディカルセンターに対し、人的支援や財政的支援などの包括的支援を行うこととしております。今回の追加財政支援も、この包括的支援の一環だと認識しております。

このため、追加財政支援による財務体質の改善が図られたとしても、なお資金不足等が生じるなどの不測の事態に備えて、設立団体として、県と協議を継続してまいります。

次に、防災対策についての御質問にお答えします。

防潮堤の建設が進められていますが、その後の進捗状況についてはどうなっておるのかとの御質問ですが、昨日、荒木かすみ議員に答弁したとおり、海岸部の津波対策においては、防護高さの確保を最優先として、今年度までを復興事業期間として順次工事が進められているところがございます。町では、引き続き県に対して、津波対策事業が早期に完了するよう、

強く働きかけてまいります。

次に、防災会議についての御質問にお答えいたします。

1点目の運営開催状況についての御質問ですが、本町の防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、九十九里町地域防災計画の策定及び推進のために設置されております。

東日本大震災を初めとする国内で発生した大災害の対応や教訓から、国及び都道府県では、防災計画の修正が行われました。これを受け、町地域防災計画の国、県との整合や改定を行うため、九十九里町防災会議を平成23年度から平成27年度までに合計4回開催いたしました。

2点目の町の地域防災計画についての御質問ですが、地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村防災会議が作成する計画でございます。

この計画は、大規模災害から住民の生命、身体及び財産の保護や被害の軽減を目的とし、国の防災計画及び県地域防災計画と整合性を図るとともに、地域の特性、環境に応じた計画として作成されております。

町では、地震、津波、風水害などを想定し、防災関係機関と連携、住民の協力のもとに予防対策及び災害対策を進めております。

以上で細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

ただいま、町長よりるる御答弁いただきました。それでは再質問を行います。一問一答で行いますので、先ほども申し上げましたが、町長、執行部の誠意のある答弁をお願いいたします。

1点目の38団体に支給されている補助金の金額について、今、町長答弁いただきましたが、38団体それぞれ本町の基幹産業である産業の推進役だと思っておりますが、そういった中で、先ほども答弁がありました。補助金の金額、それは各事業の質の中身を精査して金額を決めていると。質の精査というのはどこでやっているのかなんですね。所管の課長くらいでやっているのか、あるいは月の第1、第3水曜日に庁議、課長会議が開催されておると聞いておりますが、その中でもんでいるのか、あるいは企画財政課の課で判断しているのか、その点について。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えさせていただきます。

町補助金等交付規則によりまして、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等

を行い、交付を決定しているところでございます。

また、額の確定につきましては、報告書の書類審査及び必要に応じた現地調査により、事業等の成果が交付決定の内容に沿っているものかということを中心に、適合するかを判断しているところでございます。

これは最終的には町長が決定するところでございますけれども、専決という事項がございまして、100万円未満につきましては副町長、そして50万未満については企画財政課長、10万円以下につきましては各担当課長となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

ただいま御答弁いただきました。そうすると、察するに、先ほども同僚議員から質問の一端があつたんですけれども、商工会において年間400万前後の補助金が支出されておると思いますが、それも今のような状況で算出しているのか。

先ほど来、商工会さん、指定管理者として3年間、海の駅の指定管理をしていただいたんですが、5年間契約で途中で3年間で指定管理者からおりと。その中で、聞くところによると3年間で2,890万でこぼこの管理手数料という名目の利益が上がったと。そのうち、昨年度、1,000万は寄附という名目で、町に寄附金として納入していると。残ったお金の最終的な処理というか、そういうものは3月まで事業の締めが決まらないうちには最終的な数字が出ないということで、そのときには、そういう最終的な決算が出ないんで、昨年度、その年度は400万を予算計上して、補助金は計上されたと。最終的に、そういう利益剰余金は商工会内部でそれぞれ処理されて、1科目には建設基金積立金、それは500万かな……800万。その後、昨年度、運営安定引当金で700万円かな……500万だけ、700万、800万。

（発言する者あり）

○10番（細田一男君） 変わってないよ。2科目になっていますよね。2科目になっていますよ。私も総会に出て聞いているんです。数字は今議長から、はっきりと言っていたけれども。

そういったお金はあるんだから、さっき、補助金は事業の支出を見て査定しているというんであれば、本当だったら5年契約でやっていたのを3年でおりにしまったんだから、上がってきた剰余金は、私は全て町に返還すべきだと、返すべきだと思いますよ。

だって、途中で1,000万入れているんだから、その1,000万は何でそれで1,000万になった

のか。1,000万の根拠というのはどういうふうになったのか、私は疑問ではないです。寄附という名目で出したんだけど、だったら、剰余金は全部町に返還すべきだと私は思います。その点どうですか。

○議長（浅岡 厚君） 補助金について……。

○10番（細田一男君） だから、400万の補助金に関連しているから、今聞いているんで。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 2時34分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 2時34分）

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 町の商工会への補助金の目的については、地域経済の振興、商工会員の育成及びそれらに必要な経費に対して交付するものであると認識しております。支出方法につきましては、九十九里町商工会補助金要綱に基づいて予算の範囲内で支出を予定しております。

なお、補助金の申請時の収支予算及び実績報告の収支決算、事業報告等の内容を精査し、補助金の支出が適正であるかを審査して支出していくというところでございます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番。

そういう要綱云々なんて、そういうことで処理されるのであれば、これ以上質問しても無理かと思えますけれども、財源がない中で、補助金を精査しながら本町は動いているわけだ。そういった中で、そういう利益が上がったような団体から、お金も上がったなら返還してくれという、私は返還できると思う、返還していただけたらと思っている。だけれども、返還していただけないのであれば、これ以上聞いてもいたし方ないんで、質問は終わりにしますけれども。

2点目、県道飯岡一宮線排水路の悪臭対策について。

昨年度、栗生から片貝方面に向けて900m、排水路の汚泥のしゅんせつを県にやってもらったと。それで、今、栗生納屋の分水嶺付近に海水を取り入れて流していると。県にお願いしてというんだけど、これは、私は議員になってからずっと質問しているんだけど、

1 cmも進んでいないんだよね。

いつも言うように、県道飯岡一宮線、通称産業道路は県道なのよ。県道に降った雨水が排水路に流れてくるんだから、当然、これは県がやるべきだと私は思いますよ。そういった行政の所管、これは担当課長は所管だから行くのは普通だと思うんだけど、これは町長の仕事ですよ。町長は何度も何度も足を運んで、県にやってくれと、県道だから整備してくれ、掃除してくれというお願いするのが普通だと思うんです。課長ぐらいが言っても県は動きませんよ、申しわけないけれども。ねえ、課長。町長、どうですか。また貝殻になっちゃった。

じゃ、答弁がないんで、3点目に移ります。県道飯岡一宮線から作田川架橋の建設計画について。

先ほど申しあげました。この問題も私が議員になってから再三再四、もう12回か13回ぐらい質問しています。地域の住民の意向の調査を持って県のほうにお願いしたら、県が検討してくれるという回答をもらってきたという町長答弁があったんだけど、町長、それは間違いないですか。答弁をお願いします。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

定例会のたびに議員より御心配をいただき、本当に心苦しく思います。しかしながら、大きな進展がなく、本当に申しわけなく思っております。町としましても、引き続き県と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

課長、課長答弁では町長のおながが見えないのよ。課長は課長の立場で今答弁されているんだけど、前々回、やっぱり同じ質問したとき、町長は、県道飯岡一宮線バイパス促進期成同盟、それを通じて県に要望を出してきましたという答弁もあったんだけど、県道飯岡一宮線バイパス期成同盟の事務局はどこにあるんじゃないですか、ここに。その要望書の内容を本当は知りたいんだけど、ここにある、飯岡一宮線の中心にあるこの九十九里に事務所があるのに、要望書を期成同盟に、6月28日、29日、本年度の通常総会、定例会か何か、この近辺の場所で開催されると今確認できたんだけど、町長、地元で事務局のある首長が、地元の理解を得てくださいと、県当局から、堂本時代から、森田県知事時代からずっと本町に来ていると思うんですよ。そういった地元の理解を得ないうちに県にお願いに行ったって、県に帰されちゃうでしょうよ。これはずっと同じ質問ですよ、町長。これは町

長の仕事ですよ、町長の仕事、どうですか、答弁。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 2時41分）

○議 長（浅岡 厚君） それでは再開いたします。

（午後 2時42分）

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの細田議員からの質問に対する執行部の回答を求めます。
暫時休憩します。

（午後 2時42分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 2時43分）

○議 長（浅岡 厚君） 町長、答弁をお願いします。

町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） それでは、細田議員の質問に対し、答弁させていただきます。

県に対してはあらゆる機会を捉えて、早期着手、早期完成を強く要望しております。心配
しないでください。

（「地元に対する……」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 町長、地元に対する理解のやつ、そっちですが。

町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいま細田議員のほうから地元の理解ということがありました。

それは十分県のほうにも伝えてあります。地元の理解がなければ、県が幾らやろうとしても
できないので、理解していただいた中で進めていただきたいということをお願いします。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番。

何かちょっと興奮して少し声が大きくなっちゃったんですけども、町長、地元の理解を
得て、1回行って、あの隣接は13軒あるんだけど、前回聞いたときには8割ぐらいに担

当課が会えたと。それで、7軒は、もうやったほうがいいんじゃないですかという前向きな回答があったと、1軒はどっちでもないという中間ぐらい、残りはそのまま残っている。じゃ、13軒行って8軒までいけたんだから、残りの5軒は再度行かなきゃ。それが地元の理解を得るということでしょう。

数字を出して申しわけない。13軒あるうちの8軒が確認とれて、7軒がいい意向だと。じゃ、13対7で半分ぐらいかな、だったら、それが地元の意向なんですか。今までそうじゃないですよ。地元は全然、反対も賛成も出していなかったんです。ただ、迷惑施設だから、それに対してきちんと説明してくれということで反対ののろしを上げた。その当時の方たちは、13軒のうち、もう8軒ぐらい亡くなっているんですよ。今、せがれさんなんですよ、後継者ですよ。だったら、そういう地元の意向は、後継者に意向を聞くべきでしょうよ。過去の人はいないんだから。それが地元の意向を聞くということなんです。それをやってくれと私はお願いしているんです、再三再四。今回で13回目ぐらいかな、どうですか、町長。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

地元の意向調査ですけれども、議員のおっしゃったとおり、大半の方が特に反対はしていません。1軒の方が環境問題について不安を持っていると。その方については、先日、日には今手元にないんで、たしか先月だったと思います。町のほうで出向いて、心配事について4点ほど確認はとってあります。それで県のほうに報告して、県のほうでその回答ができるかどうかを確認した上で、再度訪問して理解を得たいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議 長（浅岡 厚君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） それでは、細田議員に一つお願いがございます。地元でございますので、ぜひ協力してください。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 町長、確かに、私はあの近辺に住んでいる、地元といえば地元ですよ。こんな小さい町が地元……それはまずいよ、町長。前々町長もそうだったんだけど、おめえ、地元だからまとめろよ、こんな小さい町、全議員さん、全職員さんは地元ですよ。そんな考え方で行政運営されちゃ困るな。

次に移ります。4点目、東千葉メディカルセンターの運営状況について、再質問いたします。

先ほど来、県から追加支援として30億支出していただきました。30億は多分、聞くところによると、一、二年の間に赤字の補填で消滅しちゃうだろうと。累積赤字が、先ほどもあったんだけど、本年度で70億ぐらいになるのかな。それへすぐ30億はその累積赤字には行けないけれども、1年間の運営費のマイナス面に少しずつ補填していくんだと思うんですけども、じゃ、その後はどうなんですか、町長、その後は県のほうにまたお願いに行く方策は今考えておりますか。その点について。

○議 長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターにつきましては、急性期医療であるとか、3次救急医療の提供に軸足を置いた施設でありまして、開院以降、山武地域の管外搬送率の減少であるとか、長生地域からの搬送も増加しておりまして、救命救急センターを有する中核病院として、今、住民生活に欠くことのできない病院であるというふうに認識してございます。

この病院が将来にわたって安定した医療を提供していくためには、法人による可能な限りの経営改善の取り組みに加えまして、今回、追加財政支援に係る協議の際に、県に対して東金市から要望いたしました事項の実現が必要であるというふうに考えてございます。したがって、まずは設立団体として、東金市とともに実務者レベルからの協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

ただいま課長のほうから答弁いただきました。大変厳しい場所にいる課長さんに答弁いただきました。先ほども申し上げましたけど、追加支援、その後の支援、あわせて山武長生夷隅医療圏に足かせ手かせとなっている第3次救急、一番経費のかかる第3次救急を応援していただければ、東千葉メディカルセンターの運営、経営は非常に厳しい道をたどると思います。

町長、山武長生夷隅医療圏、今、課長答弁の中に、長生方面の自治体からの救急搬送も増えていると。確かに増えてくれることはまことにいいことなんですけれども、患者が増えるんじゃないかと、山武長生夷隅の医療圏の自治体に3次救急を運営する中での支援、参画等をお願いできるように、再度、町長の御努力で要望を出して行って、なるべく参画に向いてくれるように支援のお願いをしていただけるようお願いいたします。

5 点目、防災対策についてお尋ねいたします。

今御答弁いただきました。昨日、荒木議員より片貝漁港内の防潮堤について、先ほど鏝田議員よりも片貝中央海岸付近の防潮堤、私が先ほど申し上げた、片貝中央海岸付近の防潮堤らしきもの、あれは防潮堤でございません。

先ほど町長答弁にもありましたが、九十九里町には地域防災計画がうたわれております。その中で、片貝中央海岸にある津波防護施設等の整備は、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面について、以下のような点に配慮しながら実施すると。例えば砂丘で、今ある、あれは砂山ですよ、先ほど来、鏝田議員の質問に対して答弁があったんだけど、県は盛んに、これは T P は幾つなの、3 m 工事するのかな。

高さだけなんか一生懸命県がやってくれているというんだけど、あれは砂山であって、この中にもうたわれているんだけど、千葉県において、旭市から一宮町の九十九里エリアというのは九十九里海岸、の中で旭市、山武市、本町、あれ、山武市だな、作田の向こう、山武市になるのかな、あれ。先般行った、北部林業の行っている防潮堤、あるいは白子町にもそういう工事があるんだけど、これは防災対策事業だから。

先ほど、鏝田議員のときに、海岸復旧事業、違うでしょう。復興事業、違うよ、課長、町長。防災対策事業でやっているんでしょう。本町の地域計画、この頭に、さっき申し上げたんだけど、第 1 項に津波防御施設の整備、これを所管するのは県、山武土木、銚子漁港事務所、2 項目めに津波避難体制の整備は、本町の総務課とか健康福祉課、まちづくり課、その各課がやっている。あの場所の砂山は県がやる、山武土木やってくれている。やってくれているんだけど、その原資は国土交通省、国家予算が出ているのよ。

国家予算をいかに千葉県、山武土木事務所が本町の防災対策の工事に予算を持ってきてくれるかということは非常に大事なことです。県にお願いしますと言って、県に意向は伝えます、お願いします。堅牢になれるように、今のあれが終わったら。

今やっている海の駅の営業エリアを外れた中央海岸、自然公園センター、あれから南、あれも同じような工事でやるんでしょう。そうすると、波乗り道路を利用して、T P 6 でかさ上げをしてくれた工事は、須原あたりから来ると商工会館の前の交差点に向かっては T P 1 m ぐらいになっちゃう。

そうすると、ああいう砂山で防災事業だということでやっていくと、砂山の防護堤しかできないわけよ。一宮から屋形ぐらいまで T P 6 でずうっと持ってきて、何であそこへ下がっ

て、目の前にあんな弱い、砂山らしき、防潮堤らしきものができるのですか。理屈に合わないじゃないですか。弱いところをつくっちゃうんだよ。そうでしょう。

九十九里沿岸の津波対策で、防災対策でやっている工事は、九十九里に来たら何であんな砂山になっちゃう、あんな工事になっちゃうのよ。おかしいじゃないですか。

先般も山武土木事務所をお願いしたけれども、九十九里を生けすにするのかと、私は言いましたよ。そんな防災工事じゃ、防災対策じゃないよ、と思いますよ。どうですか、その点。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、一般的な防潮堤の定義としまして、天端及びのり面をコンクリートやアスファルトで完全に被覆した堤防のことを防潮堤と呼ぶことで、町も認識しております。

しかしながら、先ほどから申しているように、県は、まずは高さの確保ということで工事を進めておりますので、工事終了後、引き続きコンクリート被覆について早期に実現できるように要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。時間的にはないんだけど、まだあるかな。

課長、町長、国土交通省の防災対策事業は2年後に終わるのよ。2年後に予算が終わるのよ。今から予算要求したって2年後にもらえるかどうかわからないんです。

先ほども鎌田議員からの質問で、県に要望していくと。県じゃないのよ、国なのよ。県はもう国に持っていつているのよ。旭市から一宮にかけて、国はもうお金を出しちゃっているの、4億4,000万。それをもう一回、高さだけ維持して、後々には堅牢なものに、県が持ってきますか。町長はもうそれで答えちゃっているんだよ。町長はこれでいいですよと答えているんだから。それで県は進めているんだから。

我々は地元説明会で聞くと、まだ全然計画が進められてないんですよ、まだ2年前の計画ですよと、持ってきた資料で説明しているでしょう。逆コースでしょうよ。我々が要望したから、水産庁に行っているのよ、銚子漁港事務所は。どういう回答をもらったか後で聞きたいんだけど。

そういう行政運営をしちゃだめだよ。県と同じじゃないですか、何もやっていないと言いつつ、3日たったら地元に戻って回覧板を回してくれて、工事を始めている。そんな行政がある

かというんだよ。県のやり方、国のやり方、同じような行政運営しちゃいけないよと私は思います。

加えて、片貝漁港の津波対策、問題点が3つほどあるんですけども、漁港内につくっていただける防潮堤、我々が取り上げているんですけども、何度も申し上げているように、作田川の左岸側というの、向こう側、北側ね、あそこはT P 6で来ているの。こっちもT P 6、波乗り道路、ずっと今T P 6で来ているの。片貝漁港については4mと。おかしいでしょう。先ほど申し上げたように、何で同じ高さでいかないの。同じようなものでいかないのよ。

あとは、作田川の右岸左岸の護岸の堤防、あれも1.2mが、1.2mから1mぐらい高さが低い。じゃ、あそこを、先般の東日本大震災では津波が作田川を遡上したわけだ。たとえ6mだって、4mだって、1m低かったらそこに遡上した津波は流れていくでしょうよ。

そういったところを県と協議しながら、対案にはないんですけども、同じような規模の、高さの、強度のあるような防災施設をつくってくれるように、目を向けてくれるように、町長にお願いしているんですよ。どうですか、町長。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 細田議員の片貝漁港区域内の防災対策でございますが、先ほどのまちづくり課長と同じく、なかなか進展しなく、町民の皆様には迷惑をかけていることは事実でございます。

町としましても銚子漁港事務所に、地元の意見を聞きながら、要望を出しておるところでございます。

現在の進捗ですが、作田川左岸につきましては総延長516.5mに対して、残り42.9mとなっております。また、右岸側につきましては総延長306mに対して、残り90.4mを残すところとなっております。しかしながら、漁港区域内の工事につきましてはまだ着手できない状況でございます。

私も4月以降に産業振興課へ着任し、すぐに銚子漁港事務所へ出向き、強い要望を出しております。今後、今月中にも漁港事務所のほうから新たな回答が得られるものと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田一男。

質問をまとめます。町長、防災対策については、私も議員の皆様をお願いしているんですけども、定例会終了後に、議員の有志で勉強会、意見交換会を予定しております。以前から

ずっと同じような質問を並べて出しましたが、前町長もそうだ。でも、同じ質問、同じ答弁の繰り返し、私が要望していることに前町長も何も行動してくれなかった、実行してくれなかったというのが私は残念、まことに残念です。私も町長に期待して4年間応援してきたつもりなんですけれども、先ほど来お願いしているように、もっともっと前向きに、町民の生命、財産を守るために町長は九十九里町のリーダーを務めているわけなんですから、自分の奥さんや子供や町民を守るために、もっともっと足をまめにして行動してくれることをお願いして、質問を終わります。

◎日程第2 休会の件

○議長（浅岡 厚君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、あす6日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（浅岡 厚君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時06分

令和元年第2回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月7日（金曜日）

令和元年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月7日（金）午前9時55分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 4号 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 9号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 13 報告第 1号 平成30年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 15 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 16 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

日程第17 請願第 2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願書

日程第18 議会改革推進特別委員会最終報告について

日程第19 議会広報特別委員会報告について

日程第20 議員派遣の件

追加日程第 1 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

追加日程第 2 発議第 2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書につい
て

追加日程第 3 議案第12号 契約の締結について

追加日程第 4 発議第 3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

出席議員 (15名)

1番	高木輝一君	2番	鏈田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	15番	古川明君
16番	石橋和雄君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君

社会福祉課長	山口 義 則 君	産業振興課長	篠崎 英 行 君
まちづくり課長	古川 富 康 君	会計管理者	南部 雄 一 君
ガス課長	中村 吉 徳 君	教育委員会 教育事務局 会長	篠崎 肇 君
農業委員会 農事事務局 会長	吉田 洋 一 君	教育委員会 教育事務局 主幹	内山 茂 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原 正 幸 君	書 記	伊藤 さやか 君
------	----------	-----	----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時55分

- 議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 諸般の報告

- 議 長（浅岡 厚君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

教育福祉常任委員会委員長より、九十九里町議会会議規則第94条の規定に基づき、委員会審査報告があり、これを受理いたしました。

また、議会改革推進特別委員会及び議会広報特別委員会の各委員長より、九十九里町議会会議規則第77条の規定に基づき、報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議 長（浅岡 厚君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

- 議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

- 12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

この専決処分なんですけれども、ページ数、4ページの歳出の部分で児童福祉費、グラウンド整備工事費が128万4,000円というふうに専決処分の対象になっていますけれども、これは当初予算で組むことがなぜできなかったのか、お答えいただきたいと思います。

- 議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

- 社会福祉課長（山口義則君） 御説明させていただきます。

ただいまの質問ですが、本工事ですが、かたかいこども園の建設工事完了後、新たに整備した園舎の南側駐車場から園庭内に入出入りする際、園庭内に土砂がむき出しになっている箇所があり、強風時など、砂ぼこりなど、建物内や近隣への影響が出る可能性が大きかったこととあわせて、雨天時の保護者、園児の歩行動線上の足元の悪さがちょっと発覚しましたので、それを解消するために早急に対応をさせていただいたものでございます。当初からは、ちょっとその辺については工事区域の対象外だったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 対象外だから専決処分ということに今回なったんでしょうけれども、でも当初よりそういう状況はつかんでいなかったということはどういうことなのか。最初からそれはわかっていたことで、ぽっとそういうふうになったわけではないと思うんですけども、設計の段階でどのように対応されたのかお答えください。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 今回、こども園の工事の関係につきましては、建物をメインとした整備を行っていた関係で、影響外のグラウンドのほうの部分までは設計のほうで見ていなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） いや、それはおかしいんじゃないですかね。駐車場だとか、いろいろ最初からそういった問題もあるわけで、それが気がつかなかったというのは、設計の段階でどういった見積もりをされて、どういうふうになったのか。もうちょっと納得できるように御説明していただきたいと思うんですけども。

○議長（浅岡 厚君） 3回目ですが、それでいいですね。最後の質問でいいですね。

社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

今回の張り芝工事の必要性につきましては、こども園建設工事完了後に判明したものであります。当該箇所は従前から張り芝等がない場所であるとともに、今回の建物工事の敷地として、直接的には関係しない箇所でしたが、工事関係車両の搬出入のために鉄板による養生をして利用していた部分があったため、工事完了後、鉄板等の除去により、その必要性が判明し、レベル合わせの整地から、水はけが悪い状況が把握できたことが原因というふうに判

断しております。そのために当初からちょっと見られなかったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この4ページの、やはり今、谷川議員が質問されたところのグラウンド整備工事128万4,000円の件ですけれども、これ当初、かたかいこども園除却工事、税込みで5,292万円。これだけの費用かかっているにもかかわらず、南側の駐車場の、この128万4,000円、これが入ってなかったというのはおかしいじゃないですかよ。これ関連工事ですよ、絶対に全部。設計段階で本当にこれが……。

（発言する者あり）

○1番（高木輝一君） 違う、あれ南側……

（発言する者あり）

○1番（高木輝一君） 新しいほうですか、新しいほうの。それは大変失礼しました。

もう一回、じゃ後で質問します。そこじゃなくて。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

谷川議員の質問にちょっと関連するんですけれども、設計施工の管理料というのは全ての設計施工の管理料だと思うんですよ。今課長、建物だけでそこは見えないというのは、それは工事ミスだよ、設計ミスだよと私は思うんですけれども、その点どうですか。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

設計ミスというようにお話でしたが、今回こども園の整備関係につきましては既に済んでいるんですが、こちらについては建物の整備をメインにしたところでございまして、それ以外の旧からの園庭、ここの部分については工事範囲外という観点を持って、新たな駐車場整備のところは別ですが、園庭内の部分については工事対象外というところがございましたので、これについては当初からは切り離れたものというふうに判断していただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

その内容はほぼ予想できるんだけれども、駐車場整備はたしかあれ民地借りて出入りができるように民地を借りているんだよね。南側から入っていたものを東側から入れるようにしたんだね。それは私が前課長にお願いしてやってもらったんだけれども、その出入りするグラウンドの中に、今鉄板でどうのこうのとっているんだけれども、工事屋さんが入って、多少はでこぼこができたとか、壁砂が上に上がってきちゃって、そういうことができたと思うんだよね。

それで追加で出してきたと思うんだけれども、それだったら、その工事やった、受けた業者が賠償というか、整備し直して返さなきゃいけないでしょうよ。お金もうけさせてもらっているんだから。そのお金の利益の中から、そういったものが発生したときは、それは町に賠償じゃないけれども、きちんとした返還というか、そういう形をとらなきゃいけないでしょうよ。またとようみこども園と同じことやって。

それはまた同じ答弁だと思うんだけれども、我々完成間際かな、何度か我々議会が見に行ったときに、旧園舎と新しい園舎の間に溝ができていて、ここで子どもたちが転ぶんじゃないかと、ちょうど大人だって転ぶようなあれがあったんだけれども、あれはこれはまずいから直して、もう一回整備したほうがいいじゃないかと言って、私確認とっていないんだけれども、何かベニヤでやったとか、そのままなのか、どっちかな。現場で指摘してあるわけよ、これはまずいよと、子どもたちが危ないよ、けがするよと。その点はどうなの。こんな工事足すよりもそっちのほうが大事じゃないの。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前10時10分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前10時10分）

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

ただいまの旧園舎棟……

（発言する者あり）

○社会福祉課長（山口義則君） 旧園舎棟の部分については、今ちょっと手元に資料がござい

ませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

ただし、指摘された部分については、改修されているというような形は伝え聞いておりますので、念のため確認をさせていただきたいと思っております。

それと、今回の工事の関係については、再三お話しさせていただいておりますが、当初設計には入っていなかったものです、もちろん。その中で今回、建物工事完了検査後に、その部分が、旧グラウンドと新しく園舎部分の近くの部分のグラウンドのレベルの調整のために発覚したというところがございますので、その辺については、当初見ていなかった工事部分ということで別工事ということで発注させていただいたことについて御理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

課長、さっき申し上げたでしょう、予想はつきますよと。出入り口の駐車場と出入り口の整備は予算の設計の段階に入っていたけれども、工事をやっていた段階で園庭の中に車が入りして、陥没ができて、その上に乾いた砂が飛ぶようになったから、これ追加出したんでしょう。違うの、首振っている、違うの。

じゃ何でそんな出てきたのよ。最初の設計に入っていないで、何で追加が出てきちゃうのよ、じゃ。おかしいじゃん。目に見えないあれが出てきたから、追加で出してきたんでしょう。最初の予算で完了しましたと。完了して引き渡しが終わって、スタートした時点で、そういう工事跡のでこぼこができて、砂ぼこりがたつからといって、追加の工事出したということでしょう。違うの、でしょう。俺そうやって今聞いたんだけれども、違うかな。どうなんですか、3回目になっちゃうからさ、きちんと教えてくださいよ。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 御回答させていただきます。

先ほどもちょっと申したとおり、工事搬入車両の関係があるんですが、その前に鉄板でその部分については養生をさせていただいております。この養生した鉄板を剥がした跡ということなので、それによって、工事によってのぼこぼこということでの解消ではないということで御理解いただきたいと思います。鉄板養生、剥がしたところの跡の部分のところに土砂がむき出しになっていた部分がありましたので、その工事ということで切り離して対応させていただいたものでございます。

（発言する者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前10時14分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前10時16分）

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

先ほど間違っって本当申しわけございません。勘違いしました。

それで、専決の4ページ、グラウンド整備工事128万4,000円ということですけども、これ金額云々じゃないんですよ。実際問題に、この、ただ単純に128万4,000円の説明ではだめなんです。きちっと見積もり、どういうふうなところをきちっと原因を、金額云々じゃなくて、私は説明を図面でも、どこの位置を具体的にやっぱり説明する義務があると思いますよ。その辺、課長どうですか。前課長でもいいですよ。

○議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

ただいまの図面の提示という、事前に工事関係の資料関係を提示すべきだったということですが、今回期間がない中で進めなければいけなかったところもありましたので、この辺についてはその時間もなかったということで御理解いただきたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

こういう問題を、今までかたかいこども園が増築並びに改修工事幾らかかっていますか。今課長、手元にありますか。

時間がなかったというのは、これ説明じゃないですよ。一回これ取り下げてくださいよ。それからですよ。もう一回やり直さないでだめですよ。きちっと見積もりなり図面なり、なぜこういうふうになったのか、やっぱり説明する義務がありますよ。その辺いかがでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

今回再三説明させていただいていますが、工事完了後、どうしても保護者の利便性、周辺への影響等を考えた中で、必要な工事をさせていただいたところでございます。この辺については御理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

私は当初のかたかいこども園の増築並びに園舎の改修、この資金が幾らかかっているのかということをもまず第一に質問しました。それについて答えしないんですか。答えようとしないうんですか。おかしいですよ、もう一回答弁を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

今現在、かたかいこども園の事業費の資料が手元にございませんで、後ほど提示させていただきます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

4ページの今言われている児童福祉施設費のグラウンド整備工事ですけれども、課長、もうちょっとわかりやすく説明していただくと私たちも理解ができるんですけれども、要するに建設時にはこういったが想定できなかったということが言いたいんだと思うんですよ、先ほどから聞いていると。

砂が飛散して近隣の住民に影響が出て苦情が出ているという現状はあるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

現実に隣接地の方からの砂の飛散に対する苦情等がありましたので、これに対しても対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

ですから、今のような説明をしていただけると、私もちょっと聞いた話ですから、ちょっと知っていたんですけれども、そうしないと皆さんも理解できませんよ、これは。最初から

想定していたものだったら、当然当初の計画のときに言われているように盛るべきだと思うし、そのときは想定ができなかったと。やってみたらこういう被害が出てしまったと。そういうことでこういう専決をしたんだという説明を受けるのであれば、私も納得はできるんですけども、今の説明を受けている中では私もちょっと説明不足かなと感じましたので、ちょっと再度お聞きしたんですけども、高さとか何とかというよりも、一番の原因はやはりその苦情問題じゃないんですか。

園内の歩行をするにも支障が出ると思いますから、そのようなことで芝生を張りつけるためのこの金額だと、そういうことですかね。もう一回御答弁ください。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

ただいま古川議員からお話あったとおり、でも内容は、主な理由ですが、先ほど来説明させていただいたのは、その経緯的な細かい部分をちょっと説明させていただいておりましたので、その辺については説明不足というところもありましたので、御勘弁いただきたいと思えます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（浅岡 厚君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チエリ君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、改正概要を説明していただきましたけれども、説明のところではほとんど令和と出ているんですけれども、この紙面上全部、施行日が平成になっているんですね。条例改正などで、条例は残るものですよね。これはどういうことなのか、平成のままなのか、令和に直さなきゃいけないんだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

この条例改正は平成31年3月29日にしております。ですので、この段階ではまだ令和という元号はわかっておりませんので、平成の記載となっております。

説明させていただいたこの概要ですけれども、これについては、この説明、わかりやすくするためにつくりました資料でございまして、条文の中に出てくる平成につきましては、読みかえをしていただくということで、これが変わったことにより、再度また作り直すということはないということになります。読みかえでということになります。

○議長（浅岡 厚君） よろしいですか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

じゃ、これは国もそのようになっているんですか。そうですか。

やっぱり条例だから、条例は残るもので、きちんとそういったものをしなきゃいけないんだと思ったんですけれども、国がそうしているから、同じく町もこれでいいということなんですか。再度お願いします。

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） お答えいたします。

国の改正、県のほうからのこの概要等、条例の改正につきまして送られてきているものを
もとに改正をしているものでございます。同様の処理をしているものでございます。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

質問というより、ちょっと今の説明の中で確認がとりづらかったんで、2ページの附則第
22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告、その
中の規定の整備、仮換地等は特定仮換地等、特定の内容を再度。

○議 長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） お答えいたします。

特定仮換地とは、土地区画整理事業と市街地開発事業、都市計画事業ですよ。この計画
に基づいて指定された仮換地です。通常の仮換地が土地区画整理事業に基づいたものとなる
と思いますが、さらに市街地開発事業、都市計画事業、こちらのほうともあわせて基づいた
ものというものが特定仮換地ということになります。よろしいでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 端的に考えて、東日本大震災時に受けた、例えば津波等の、例えば
区画整理、土地区画というのは多分農地だと思うんですけども、そういった田畑が塩害等
の被害に遭ったときに申告すれば、それは軽減されるということかな。

○議 長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） 震災時の減額につきましては、平成23年度に限ってということ
で、別途軽減の条例を設けて軽減しているところです。これにつきましては、今議員のおっ
しゃったものとは違うものになります。いいでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） よろしいですか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 細田です。

平成23年って、震災は23年じゃないの。震災は23年、23年で法は改正されている。その後
に何でこの東日本大震災が出てくるのかな。だって23年、東日本大震災時における仮換地
の問題というのは、そのときにもう解決しているんでしょう。限度終わっているでしょう、
だって23年に申告して、軽減を受けている可能性があるんだから。あったんだから、実際。

申告が1件もなかったということなんだろうと思うんだけど、それで何でこの東日本大震災時に係るが出てくるかという問題。

東日本大震災当時に受けたような被害があったときということかな。そのように解釈できるのかな。例えば、去年とかに新しい地震、津波等に本町で被害を受けたと。そのときには、その23年に施行されたのかな、その申告の軽減と同じく申告すれば軽減がされると、そういうことなのかな。あくまでこれ東日本大震災と出ていると、震災とかそういうものに限ってくるんだろうけれども、それちょっと……。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前10時45分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいま御説明いたしました、この仮換地等を特定仮換地等に改めるわけですが、これが新たにできた、新設された条例ではなく、条例の一部改正でございます。町のほうは標準的な条例改正を行ってきておりますので、あわせて改正をしておきませんと、今後改正があったときとかに、今度改正ができなくなってしまうので、改正をしております。現在、町ではこれに該当するものはありませんが、改正は必要でございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 2番、鏝田です。

町税条例の改正って、いろいろ細部にわたって細かいところまで間違わないようにやると結構大変だと思うんですが、今回も20項目以上の対応があったと。

その中で、ふるさと納税の見直しによる対応、法律改正にあわせて改正というところが4項目ぐらいあるようなんですが、個人の町民税の寄附金、税額控除に関しては、最近新聞等で成田市、白井市で見直した結果、ちょっとミスが見つかったという報道がされています。余計なことかもしれないんですが、本町ではその辺の見直し、あるいは見直しているのであれば、その結果どうだったのか教えていただきたい。

○議 長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） 御質問にお答えいたします。

当町でも成田市であった件が新聞に掲載しているのを確認しております。改めて確認をしておりますが、当町では控除の漏れはなく、正確に処理されていることを確認しております。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

すみません、今のように、説明がなかなかできないようなこともありましたので、4月、5月に限っては通年議会というの必要なのかなというふうにも思いましたけれども、何か全員協議会のようなもので説明していただければ、もう少しわかりがいいのかなというふうに思うんですけれども、この辺どうでしょうか。

○議 長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） 条例改正について詳しく全協でというお声でありますけれども、議員の皆さんからそのようにしていただいて、詳しくわかればということであれば、うちのほうとしましては、全協をやることについては特に異議はないところでございます。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

再開は11時5分です。

(午前10時50分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

◎日程第4 議案第3号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）

○議長（浅岡 厚君） 日程第4、議案第3号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

8ページ、9ページにわたっての民生費補正に関してなんですけれども、臨時職員の賃金等が載っています。地方分権一括法が制定されて、事務の仕事が各自治体にたくさんおりてきていると思うんですね。臨時、臨時ではなくて、きちっとした職員を手当てするべきではないかと思うんです。

まして、特に健康福祉課のほうでは、私も何度も言っているんですけれども、健康福祉課のほうでは介護保険、あるいはいろいろ後期高齢だとか、そういった子育て支援や何かの仕事がたくさんおりてきていると思うんです。

ですので、どうなんでしょうか。今回も広報で退職した職員が7人かな、いたようなんですけれども、きちっとしたそういった臨時ではなく、正規の職員を雇用する方向では考えていないんでしょうかね。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 若干補正予算書の中身とは離れますが、お答えをさせていただきます。

ただいまの議案となっております2号補正、この中の職員、正規職員に係る分の臨時職員については、8ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の臨時職員1名、それから、2目老人福祉費の臨時職員が1名、これ以外、下に出てくる臨時職員は正規職員分ではございませんので御注意いただきたいと思います。

今の2名につきましては、議員おっしゃるとおり、定数に欠員が出た等あれば、正規職員とし採用を行い、その業務を行う。これはそのとおりでございます。しかし、今回この2名分につきましては、新規採用の業務が終わり、年度末に急遽2名の退職が出たということで、採用の補充ができなかったということで急遽臨時職員を2名取り扱うというものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

確かに補正予算の数字の話なんですけれども、やはりこの数字の中にいろいろ職員の動きとか、そういったのが読み取れると思うんですね。

例えば、最後に15人分の残業手当が入っているというような説明だったんですけれども、本来、残業をしなくてもいいような、そういった体制。要は臨時職員を雇い、また、そして正職は残業しなきゃいけないという、そういった状況の中で、やはり人間関係がぎくしゃくすることもあるでしょうし、そういったことが実際退職との関係は何とも私のほうは原因はわからないにしても、もう少し九十九里町は臨時ではなくて正職員を増やして、そして、正職員の中で対応できるような体制を、この補正予算の中で通じて、私は行政のほうにお願いしたいと思いますけれども、お答えいただけたらと思います。

○議長（浅岡 厚君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本予算の中での時間外につきましては、正規職員分の時間外ではございませんので、それは後ほど企画財政課長のほうから説明をさせます。それ以外の議員がおっしゃるとおり、正規職員をカバーすべきは、これは総務課としてもきちんと前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（浅岡 厚君） 答弁はいいですか、それだけですか。

企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今回、大きな事業が3つほどあるということで冒頭説明させていただきましたけれども、プレミアム付商品券事業に係る人件費でございます。これに対して職員の時間外が盛られております。

続きまして、幼児教育の無償化に伴う事務費として人件費が盛られております。事業については時間外については、今、2点でございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

先ほど総務課長より、これは正職の残業手当ではないという説明だったと思うんです、15人分ね。正職でない人が残業しなきゃいけないというような状況が九十九里町にあるということなんですね。

前も一般質問の中で、九十九里町は類似団体に比べても職員数が少ないということは、総務課長そのものがお認めになったように、回答されたように私は覚えているんですけども、とにかくもうこれ以上の質問はできませんけれども、なるべく正職の中でできるような体制をつくっていかないと、やはり人間関係、職員同士の関係も余りよくないんじゃないかと思えます。ですから、それを強くこの補正予算の中でも希望したいと思えます。

終わります。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

9ページの土木費、住宅管理費129万6,000円、防水修繕工事129万6,000円で、これ7号、8号棟は田中荒生かな栗生とどっちかな。

○議長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

栗生です。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 栗生ということなんですけども、栗生に1軒あいている部屋があるように見受けているんですけども、そのほかに火災のあった号もあると思うんですよ。全て入っているんですか。

○議 長（浅岡 厚君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

令和元年5月末現在、議員御存じのとおり、粟生と片貝に9棟18戸の町営住宅がございます。全て入っております、入居者数は28人でございます。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

7号、8号ということは2軒で防水工事が129万。7号、8号で1棟で半分ということ。その上が1棟だからね。でもこれ129万6,000円で屋根を修繕したと。129万6,000円でどれぐらいの修繕ができるのかな。大分住宅は老朽化していると思うんだけど、こうやって町営住宅だから、毎年毎年多少なりの修繕、修繕で維持していこうとしているんだけど、先般も出たんだけど、空き家、本町に空き地や空き家があると。空き家もほとんど所有者があってもなくても、それは使われていないから空き家なんだけども、当然そこにはさっきも出たんだけど、固定資産税とか、そういうのが発生してくると思うんですよ。

すると、所有者がいなくなっちゃって、その下に相続人がいると、相続人に今度固定資産税の請求が行くんだけど、こうやって町営住宅はいっぱいになっていると。じゃ待っている人も多分いると思うんですよ、住むところなくて、低所得者さんは。そういう横のバランスでやっていけば、お金かけてやってくれるのはまことにいいんだけど、そういったほうにも目を向けていけば、低所得者さんが入りたいなと思えば、そういうところに町がそういうものもとりながら、両方で低所得者さんの受け入れとか、そういう住みたいというような要望に応えられるんで、ただ古いからしょうがないんだと思うんだけど、これで直していくような支出が出るのであれば、そういった空き家の方面にも横のほうでやっていけば、この町営住宅の維持している価値が出てくると思うんで、その点をお願いしたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） それは要望でよろしいですか。

（発言する者あり）

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） 2番、鏑田です。

申しわけないです。5点ほど質問させていただきます。

うち3点はプレミアム付商品券についてお伺いしたいと思います。

3款民生費の社会福祉費から、先ほども言葉は出ましたけれども、臨時職員が社会福祉費、児童福祉費、4款衛生費、保健衛生費、6款商工費ですね。大体多分これで見ると、5名か6名、臨時職員採用するんだと思いますが、冒頭の説明で、6月から来年の3月まで10カ月働いていただくという御説明だったと思いますが、質問としては、この款とか目の項目を見れば、大体の総体的な業務の範囲はわかるんですが、具体的にこれらの臨時職員の方が主に担当する業務は何なのか、簡単にお答えいただければと。それから、それぞれが募集中なのか、もう既に採用済みなのか、その辺もあわせてお聞かせいただければと思います。

それから、2点目なんですけど、これ4ページ、5ページに戻っていただくと、ここで歳入、繰入金マイナス777万3,000円。これは財調を取り崩す、歳入マイナスですから取り崩すという意味だと思うんですが、この歳出のほうで一般財源は538万8,000円と。それから見ると、財調を取り崩して一般財源に538万8,000円を充当して、あと240万近い額、これはどこに充当されるのかをお伺いしたい。

それから、最後にプレミアム商品券について3点ほどお伺いします。

プレミアム商品券はいろいろ新聞等でも報道されていますので、先ほど冒頭の説明では、本町では5,000人を対象に考えている。そうすると1人2万円として1億と。合計でいえば、1億を1億2,500万の買い物ができる。1人ずつで考えれば、要は5,000円の商品券を4,000円で購入するということになるかと思いますが、そこで、この節の中でそれぞれ時間外手当から、この項目打たれていますが、これの合計が6ページを見ますと、プレミアム付商品券事務費補助金が1,622万1,000円。要は国から、そういう事務費は1,622万1,000円全額国で見ますよということなんですけど、仮にこの予算をオーバーした場合に国は補償してくれるのかどうか。

例えば時間外手当にしても、220万5,000円。これは大体見込みで時間外このぐらいかかりそうですよということで申告したと思うんですが、仮に何かの事情でもっと時間外がかかっちゃったと。300万かかっちゃったと。そうすると、その差額は国のほうで、超えた分も補填してくれるのかどうか。それは申告があったんだから、あとは自治体の一般財源でやりなさいということになるのかどうか、その辺を確認したい。

それから、2点目はプレミアム付商品券は購入引きかえ券というのが多分郵送されると思うんですが、この郵便費はここで、12節でうたっている通信運搬費に含まれているのかどうか、それを確認したい。

それから、プレミアム商品券の3点目は、これを引きかえ券が送られてきて、今度それを持ってどこへ行けば商品券が買えるのか。実際にはもう商品券を買ったら町内のお店で利用できるということだと思うんですが、引きかえ券で交換してどこで買えるのか。その辺を教えてください。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時33分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前11時33分）

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 御回答させていただきます。

まず、うちのほうが該当する部分が8ページの3款民生費、1項の社会福祉費、1目社会福祉総務費の臨時職員でございます。こちらにつきましては、先ほど総務課長が御説明しましたが、正職員の欠員による補充ということで、業務的には障害給付事務を担当していただきます。

それから、3款民生費、2項の児童福祉費、2目の児童福祉施設費の臨時職員でございます。こちらが幼児教育の無償化に係る事務に当たっていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、健康福祉課の臨時職員についてお答えをさせていただきます。

まず、老人福祉費でございます。これは昨年度に引き続きまして、正規職員の配属はされていないということから、これを補うために臨時職員を雇用いたしまして、事務に支障が出ないように対応しているものでございます。予算上ではフルパート1名分の予算としてございますが、運用上では繁忙期を手厚くカバーするために非常勤職員を2名というような体制をとってございます。業務の状況に応じて対応する予定でございます。

次に、保健師をもう1名雇用してございます。この保健師でございますが、平成29年度から特定健診の事務を一元化したことに伴いまして、保健師も健康福祉課に集約をして事務の

効率化を図ってまいりましたが、昨年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げたことによりまして、保健師の負担が増加したことから臨時職員を採用すると、それによって対応するというようにしたことをごさいます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。プレミアム商品券を含めてお答えをしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

まず、9ページの臨時職員でございますが、これはプレミアム商品券専用の臨時職員となります。7月から3月までということで、現在募集中でございますが、7月からの採用ということになります。

それから、予算関連でございますが、最終的に精算という形になりますので、その時点でオーバーもしくは残額分精算という形で処理をさせていただきます。

それから、通信費ですが、郵便費でございますが、これにつきましては、該当者の方々からの返信用の封筒等に使うということであります。

それから、商品券の引きかえ場所ですが、これは役場内において引きかえを行います。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、マイナス777万3,000円についてでございますが、今回、9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、1,316万1,000円が入ということで補正を組ませていただいたところでございます。

本予算につきましては、出の部分、無償化にかかわりまして、保育料を減額する予算につきましては、当初予算にもう盛り込んでおりますので、今回は入の部分として予算を計上させていただきました。その関係がありまして、777万3,000円の余剰が出たことから、繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 2番、鑓田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） すみません、最後の御答弁、ちょっと私すみません、理解できないんですが、そうすると、差額の、ここで5ページの歳出、この歳出合計で538万8,000円、こ

れが要は補正の中の一般財源ですと。そうすると、崩した分の差額の238万5,000円、これは今の御説明だと民生費に使われる。でも民生費の一般財源はここで339万9,000円となっているんですが、そこはすみません、私ちょっと理解できないで、すみません。

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時39分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前11時39分）

○議 長（浅岡 厚君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

すみません、表現が悪かった。

だから777万3,000円を財調を崩して、一般財源の538万8,000円に充当しますと。そうすると、違うんですか……戻す。

（発言する者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時40分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午前11時40分）

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

9ページを中心に質問をさせていただきます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金1億2,500万、プレミアム商品券事業補助金ということですが、まず、このプレミアム商品券の取り扱いの全体の概要を私は資料として添付すべきだと思っているんです。先ほども同じですけども。

それと、この収入、6ページから9ページに及ぶ収入面、支出面、この資金の流れがどう

いうふうになっているのか、説明をできますか。これ2点目。

3点目、27年度もプレミアム商品券取り扱いがされていると思いますけれども、そのときの、要は取扱いは九十九里町商工会がやっているかと思います。その予算は当時どういうふうになっていたのか。それと今回の収入、支出の予算がどのように変わってくるのか、同じ取り扱いなのか。

一番問題は、この取扱店負担金、大体本社が町にない、九十九里町にない支店、スーパー関係ですね。そこに対して、もし1,000円の商品券を持っていった場合に3%引かれるということだと思います、前回。今回はどういうふうに変更になるのか。27年度と今回の取り扱いとどういうふうに変化するのか、同じなのか。その点をまず説明を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

まず、プレミアム商品券の概要でございますが、これにつきましては、もう既に報道等でもお知らせされているとおり、10月1日からの開始が予定されています消費税率の引き上げに向けた景気対策として、今回に限っては低所得者と子育て世帯というところで、消費に与える影響を緩和するというところで今回プレミアム商品券の発行を国が全額財政支援により行うということになります。

町が発行するプレミアム商品券の販売単位は、500円券10枚をワンセットにして4,000円で購入できる。先ほど鎌田議員のほうからも話がありましたが、4,000円で購入できる。1人当たりの購入上限は5セットであります。最大5回に分けて購入可能ということで、還元率は購入者にとって25%ということになります。

それから、使用する側、購入者にとっては消費税の引き上げに伴う影響を少しでも緩和すること。そして、販売店にとっては、町内の消費の喚起、下支えにつながり、この連鎖によって一定の消費喚起が見込まれるというところでございます。

それから、資金の流れでございますが、全体で1億4,000万強ほどの予算になっていると思います。そのうち1億円につきましては、これは販売、プレミアム商品券を販売いたしますので、その販売売上金。残りにつきましては、国からの100%補助というのが歳入で入ってきます。それを歳出で全て支出するということになります。

それから、取り扱いの内訳でよろしいですかね。前回のプレミアム商品券につきましては、商工会さんに依頼をして、商工会さんのほうで販売業者が換金をして、その中で3%とか、先ほど高木議員の中でありましたけれども、そういった手数料が発生していたと思いますが、

今回は販売店の募集を町が行っております。商工会へは換金のみお願いするということであります。それにつきましては、プレミアム商品券1枚当たり5円ということで、その手数料のみを支払うということになりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

課長がいろいろ説明はしていただいたんですけども、本来やはり約1億4,000万の、超えると思うんですけども、この概要はホームページを見ればわかるということではなくて、何かプレミアム付商品券取り扱い販売店募集要領とか、あとは換金場所、こういったものはもう決まっちゃっているという中で、前回のを見ると、要は1億2,000万の商品券に対して収益が418万8,000円出ているんです。そこまで利益を与えていいのかどうかということなんです、前回。確認していただければわかると思いますけれども。

ですから、今回1万円につき5円ということですので、そうすると幾らになるんですかね、これ、もうけが、取り扱いの。金額は確認されていますか。だから、27年度の収入と支出、もう大体概算が出ていたんですよ。売り上げが幾らで、町の補助金が幾らで、取扱店の負担金が幾らでということの収入があって、支出も換金分とプレミアム分と、あと取り扱いの印刷代とか折り込み代とか事務費、人件費、その中でやっても、418万8,000円収益が出ているわけですよ。今回は1万円に対して5円ということで、そうすると、ちょっと今計算機ないんで、どのぐらいになるんですか、概算で。説明してください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

プレミアム商品券1枚につき手数料として5円を支払う。ですので、マックス5,000人、全員来たと仮定した場合には125万円となります。それ以上の支払いはありません。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

全体で125万円と。ですから前回に比べれば、もう4分の1近くまで削減ができるということだと思います。ほかにこの取り扱いのパート、臨時職員も募集しているということの中で、やはりそれだけの費用がかかるわけですね。できるだけやはり、こういう、悪いことじゃないんでね、町民に対しては悪いことじゃないので、やはりできるだけ町の取り扱いのや

やはりそういう収入にできるように、私はわざわざ商工会さんに、この換金をお願いしなくても、町の中で体制を整えれば、私はできると思っています。

ですから最後に、その辺、本当に商工会さんのほうに依頼をしたほうがいいのかどうか。町としてどういうふうに、この収益分を私は残していただきたいと思っておるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

今回のこのプレミアム商品券について、町が収益を残すとか、そういった部類ではないと承知しております。これは国の消費税の増税に伴って、低所得者と子育て世帯を支援するのですので、前回のプレミアム商品券は町民を対象にしましたが、今回は限られた人だと。なおかつ個人情報がかかなりありますので、そういったものについてほかへ委託する、そういったことはできませんので、町の中で全て行い、ただ、換金につきましては町のほうではできませんので、その換金業務のみを商工会にお願いするということですので、御理解をお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

1点だけお尋ねいたします。

先ほどから出ているプレミアム付商品券の件ですけれども、低所得者の世帯と子育て支援ということで分けてありますけれども、引きかえ券ですよね。それで、その商品券を低所得者と子育てと別々に分けないようにしていただきたいんですけれども、その点、ちょっとどのように商品券がなるのかお答えください。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

対象者が低所得者と子育て世帯ということで、商品券自体に区別はございません。

○議長（浅岡 厚君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

引きかえ券も別々にならないですね。それならいいんですけれども、やはり子育て支援の場合はいいんですけれども、低所得の方が買うときに、私は所得が低いんですよというような状況があってはいけないなと思ったんで、再度ここでお聞きしましたけれども、じゃ区別

しないようにお願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は13時です。

（午前 11時53分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎日程第5 議案第4号 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅岡 厚君） 日程第5、議案第4号 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利
用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（浅岡 厚君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（浅岡 厚君） 日程第6、議案第5号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チェリ君。

(提案理由説明)

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

今回のこの条例改正は、国保税の均等割についての条例改正だと思うんですけども、こ

の最高額の61万円がどのくらいいるのか。また、7割、5割、2割の軽減世帯数を教えてください。

○議長（浅岡 厚君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） お答えいたします。

まず最初の61万円がどのくらいの世帯がいるのかということは、限度額の引き上げで影響を受ける世帯がどのくらいかということによろしいでしょうか。

課税限度額を超えている世帯は20世帯弱でございます。今回の改正により影響を受ける世帯というのは仮算定の時点では一、二世帯程度でございます。

次の7割、5割の世帯数、軽減世帯数と人数ですけれども、7割軽減世帯は1,050世帯、被保険者数としましては約1,400名、5割軽減につきましては440世帯、被保険者数は820名、2割軽減につきましては340世帯、630名でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） そうすると、私は平等割、均等割に関して、所得の低い人もかかってくるということでもずっと取り上げてはきたんですけれども、やはりこの最高限度額というのは20世帯、わずか数%ということで、あと7割、5割、2割がほとんどですね。この国保の世帯数を見ると。

今回減額になってはいるんですけれども、やはりこの一番影響がある低所得者、低所得世帯に対しての均等割、平等割に関して、こういったわずかな軽減ではなくて、むしろ平等割、均等割を廃止できるような、そういった方向で持っていただきたいと思うんですけれども、今回この減額になった分はどのような計画をお持ちなんでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 平成30年度の制度改正によりまして、税につきましては納付金を納めるために必要な収納額を集めていただくということで御依頼しているところでございます。ただし、示されました標準税率はあくまで参考でございますので、国保会計全体の繰越金ですとか基金ですとか、全てのことを勘案しまして取り決めを行います。

今回1,000円ずつの引き下げに至った経緯でございますが、平成30年度の標準保険税率、示された標準保険税率と令和元年度の示された標準保険税率を比べますと、所得割部分は全体で0.74%の微増でございました。しかしながら、均等割では全体で2,647円の減額でございましたので、納付金を納めるために3,000円程度の減額をすることが適当であろうということで、それぞれの均等割を1,000円ずつ引き下げた経緯でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） そうすると、今回の税制の改正というのは、県から示された標準額に基づいて計算されたものということでもいいんでしょうか、そういう解釈で。

○議 長（浅岡 厚君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） そのとおりでございます。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（浅岡 厚君） 日程第7、議案第6号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） すみません。ちょっとお聞きしたいんですけども、資格自体が変わるのか、また全員に研修が必要になるのか、また、お給料にはどういうふうにかかわってくるのかをお聞かせください。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 今回の改正でございますが、資格自体の内容は特に変更ございません。今までは、従前は県がその研修を実施しておりましたが、県だけではなく、政令指定都市でも同様の研修が実施できるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

今、利便性というような、向上というお話でしたけれども、この認定資格基準の緩和をされるというふうに解釈していいのでしょうかね。

○議長（浅岡 厚君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

資格の内容の緩和ではなく、あくまでも研修の実施主体が今まで県だけだったんですが、政令指定都市、本県の場合では、千葉市にもその研修を実施できる権限が与えられたということ御解釈いただきたいと思っております。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(浅岡 厚君) 日程第8、議案第7号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅岡 厚君） 日程第9、議案第8号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、鏝田貴俊君。

○2番（鏝田貴俊君） 2番、鏝田です。

今の御説明ですと、いわゆる消費税を除いた金額では変わらないということによろしいんでしょうか。確認ですけれども。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） そのとおりでございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

10月から消費税増税10%ということに関してなんですけれども、無償化のときも聞いたんですけれども、子どもの保育・教育の無償化についても聞いたんですけれども、この消費税を抜いて、今後この金額はどういうふうにも、具体的に下がった金額でずっとやられるのか。

消費税を除いた分を条例化したということのあれだけでいいのかしら、判断で。すみません。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 現在の基本使用料、現行の新旧対照表をごらんになっていただくとわかるんですが、現在は使用料に消費税8%が加算された額が使用料として記載されています。消費税の変動が予想されますので、10%で載せてしまうと、もし上がらなかった場合に、またもとに戻すことが必要になりますので、税抜き表示で外税ということで新たに表示をさせていただいて、消費税の変動に柔軟性を持たせたというところで御理解いただきたいと思います。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

ありがとうございました。

消費税が上がらないことを願って終わります。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（浅岡 厚君） 日程第10、議案第9号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

ガス課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 九十九里町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること
について

○議長(浅岡 厚君) 日程第11、議案第10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 固定資産評価員選任の提案理由について。

議案第10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価員については、地方税法第404条の規定により、固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することと定められております。

本町では、従前から税務課長の職にある者を選任しております。このたび、平成31年4月1日付の人事異動において、税務課長に任命した中川チェリ課長を固定資産評価員に選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひします。

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、高木輝一君。

○1 番（高木輝一君） 1 番、高木です。

○議 長（浅岡 厚君） 評価員の選任についての同意を求めるものですから。

よろしいですか。

○1 番（高木輝一君） やめます。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり同意されました。

◎日程第12 議案第11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○議 長（浅岡 厚君） 日程第12、議案第11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

（提案理由説明）

○議 長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 1時37分）

○議 長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 1時37分）

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（浅岡 厚君） 日程第13、報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（浅岡 厚君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 人権擁護委員推薦の提案理由について。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和元年9月30日付で任期満了となります齊藤実氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

齊藤氏は、長年にわたり、九十九里町子ども会育成連絡協議会会長として尽力されており、特にその活動を通して得た経験や知識、地域の子どもたちとのつながりは大変貴重なものでございます。また、平成25年10月に人権擁護委員に着任以降、多岐にわたる人権問題の解決に積極的に取り組まれており、人権擁護委員として適任でございますので、推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 1時45分）

○議長（浅岡 厚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時46分)

○議長(浅岡 厚君) 本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 異議なしと認め、お手元に配付した意見のとおり答申することに決
定いたしました。

◎日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることにつ
いて

○議長(浅岡 厚君) 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求
めることについてを議題といたします。

本諮問について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
についてでございますが、令和元年9月30日付で任期満了となります山本一雄氏を引き続き人
権擁護委員に推薦するものでございます。

山本氏は、高等学校教諭として35年間教壇に立つ中で、生徒の思いやりの心を育てる道徳
教育にも重きを置き取り組んでこられました。特に学校同和教育や青年少年赤十字活動など
の研修に積極的に参加したことで、人権についての知識と理解は十分であり、人権擁護委員
として適任でございますので、推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長(浅岡 厚君) 暫時休憩します。

(午後 1時48分)

○議長(浅岡 厚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時49分)

○議長(浅岡 厚君) 本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思

ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(浅岡 厚君) 異議なしと認め、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第16 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択
に関する請願書

- 議長(浅岡 厚君) 日程第16、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

教育福祉常任委員会の審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

- 教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 3番、中村です。

報告いたします。教育福祉常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

- 議長(浅岡 厚君) 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(浅岡 厚君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程第17 請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議長(浅岡 厚君) 日程第17、請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

教育福祉常任委員会審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。
教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 3番、中村です。

報告いたします。教育福祉常任委員会に付託されました「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

○議長(浅岡 厚君) 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

再開は2時10分です。

(午後 1時54分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◎発言の取り消し

○議長(浅岡 厚君) 先ほど高木議員より、議案第10号審議中の発言につき取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(浅岡 厚君) お諮りいたします。

ただいま中村義則君ほか4名から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付いたします。

(発議配付)

○議長(浅岡 厚君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（浅岡 厚君） 配付漏れなしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

○議長（浅岡 厚君） 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

（教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇）

○教育福祉常任委員会委員長（中村義則君） 3番、中村です。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月7日。

提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛同者、古川明、細田一男、内山菊敏、杉原正一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅岡 厚君） 本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書
について

○議長(浅岡 厚君) 追加日程第2、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、中村義則君。

(教育福祉常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(中村義則君) 3番、中村です。

発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月7日。

提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛同者、古川明、細田一男、内山菊敏、杉原正一。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(浅岡 厚君) 本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議会改革推進特別委員会最終報告について

○議長(浅岡 厚君) 日程第18、議会改革推進特別委員会最終報告についてを議題といたします。

議会改革推進特別委員会に付託中の案件について、九十九里町議会会議規則第77条の規定により、最終報告書が提出されました。

議会改革推進特別委員会委員長の報告を求めます。

議会改革推進特別委員会委員長、古川明君。

(議会改革推進特別委員会委員長 古川 明君 登壇)

○議会改革推進特別委員会委員長(古川 明君) 15番、古川。

議長からのお許しをいただきましたので、議会改革推進特別委員会における検討結果について、九十九里町議会会議規則第77条の規定により最終報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました九十九里町議会会議改革推進特別委員会最終報告書をごらんください。

1ページから3ページ中段は、当委員会の設置目的や開催状況の報告でございます。

3ページ下段から5ページは、当委員会が取り組んだ事項の報告であります。

6ページ目に最終報告をまとめさせていただきましたので、概要を報告させていただきます。

当委員会は設置以来、議会改革についての協議を重ねてきました。平成30年第4回定例会において、結論が出された中間報告の内容を踏まえ、議員定数の削減、費用弁償の支給廃止について、条例の一部の改正の議案を上程し、2議案とも原案可決されました。

なお、政務活動費については、中間報告の時点で継続審査としていましたが、結論に至っておらず、今後の検討課題であると考えます。

本議会においては、人口減少やそれに伴う歳入減に対し、学校施設や公共施設、道路・橋梁の老朽化対策に係る経費は増加傾向にあり、町の財政も非常に厳しい状況である中、議員定数を削減し、町民の代表である議会及び議員の果たすべき役割や責任は、ますます増大していくものと思われ、その時代に沿ったさらなる議会改革の必要性が出てくるものと考えら

れます。

今回の議会改革推進特別委員会で議論されたことが、本議会の議会改革の第一歩として今後引き継がれ、町政の発展に寄与することを願い、最終報告といたします。

令和元年6月7日。九十九里町議会議会改革推進特別委員会委員長、古川明。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

本件は、報告でありますので、以上で終わります。

◎日程第19 議会広報特別委員会報告について

○議長（浅岡 厚君） 日程第19、議会広報特別委員会報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員会に付託中の案件について、九十九里町議会会議規則第77条の規定により、報告書が提出されました。

議会広報特別委員会委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員会委員長、谷川優子君。

（議会広報特別委員会委員長 谷川優子君 登壇）

○議会広報特別委員会委員長（谷川優子君） 12番、谷川です。

議会広報特別委員会より最終報告を申し上げます。

議長からのお許しをいただきましたので、議会広報特別委員会における検討結果について、九十九里町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

お手元に配付いたしました九十九里町議会議会広報特別委員会報告書をごらんください。

1 ページ、2 ページ目は、当委員会の設置目的や開催状況の報告でございます。

3 ページ目は、当委員会が取り組んだ事項の報告であります。

4 ページ目に、報告をまとめさせていただきましたので、概要を報告させていただきます。

当委員会は設置以来、これまで6回にわたり委員会を開催し、議会広報、議会だよりの発

行、インターネット議会中継の発信等について委員間での議論を重ね前へ進んできました。

九十九里町議会の活動状況を町民に周知し、町民の議会に対する理解を深めるため、令和元年第2回定例会6月議会分より、年4回議会定例会ごとに、九十九里町議会だよりを発行する結論に至りました。

議会だよりを発行するに当たり、資料1のとおり、令和元年9月15日から九十九里町議会だより発行規程を施行します。

インターネット議会中継については、議場音響設備との関係や予算も含め、今後の検討課題であると考えます。

これからも、町民の皆様から信頼される開かれた活力ある議会の実現を目指し、みずから情報を発信し、より関心を持っていただけるよう、議員一丸となって議会広報に取り組み、広報活動が円滑に推進できることを願い、議会広報特別委員会の報告といたします。

令和元年6月7日。九十九里町議会議会広報特別委員長、谷川優子。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

本件は、報告でありますので、以上で終わります。

◎日程第20 議員派遣の件

○議長（浅岡 厚君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、令和元年7月5日の市町村議会広報研究会、令和元年7月12日の山武郡市議会議員研修会及び令和元年8月1日の千葉県町村議会議員研修会に議員全員を、また令和元年7月25日、26日の山武郡市議会議長会視察研修会に内山菊敏君を、お手元に配付いたしました議員派遣の内容でそれぞれ派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、市町村議会広報研究会、山武郡市議会議員研修会及び千葉県町村議会議員研修会に議員全員を、山武郡市議会議長会視察研修会に内山菊敏君を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 2時27分)

○議 長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時28分)

◎日程の追加

○議 長(浅岡 厚君) お諮りいたします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第12号 契約の締結についてが提出されました。
議案を配付いたします。

(議案配付)

○議 長(浅岡 厚君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第3とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 議案第12号 契約の締結について

○議 長(浅岡 厚君) 追加日程第3、議案第12号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議長(浅岡 厚君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番(高木輝一君) 1番、高木です。

今、急に建設工事請負仮契約書いただいたんですけども、仮契約日が5月27日ですよ。なぜこの定例会のこの最終に提出をするのか、その意味がわかりません。事前に私は提出をすることが可能ではないのかなと思っておりますけれども、なぜそういうふうにしたのか、そこがまず第1点。

それと、いつも再三申し上げますけれども、この設計業者、設計料、落札業者、落札率、開札調書、この配付はいつもされませんが、どういうふうになっているのか、もうホームページ等では開示されていると思うんです。ですから議員の方、みんな理解しているということを出さないんですかね。その大きく2点質問します。

○議長(浅岡 厚君) 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長(戸村俊之君) 1点目のなぜ今の時期かということでございますけれども、本定例会の告示後に入札会を5月24日に開催をしたところでございましたので、大変時間的に余裕がなかったことから、今回追加議案ということで提出をさせていただきました。

それと資料につきましてですが、今現在もホームページ上で公表はされているところでございます。今回こういった形で皆様方にお示したところでございますが、いろいろ皆様方の御意見もあると思っておりますけれども、今後こういったことで皆様の意見を反映していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(浅岡 厚君) 1番、高木輝一君。

○1番(高木輝一君) 1番、高木です。

5月24日の入札ということですけども、もっともっとこれ事前にできたんじゃないですか。この入札も、5月27日に契約しているんですから、仮契約しているわけですから、そのときに全員協議会が5月27日にやったんじゃないですか。そのときに何で説明しないんですか、なぜ出てこないんですか。

今、私の質問、一切答えていないじゃないですか。設計業者、設計料、落札業者、落札率、この辺はどうなっているんですか。

それで、私は開札調書をとらせていただきましたけれども、業者が3業者、入札入っています。建設土木関連の中心の業者だと思います。それで、今回の工事等の名称は空調設備設置工事です。これが何で建設土木関連の業者が入札してくるのか、きちんと教えてくださいよ、全部。お願いしますよ。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今回の工事は管工事ということで発注をさせていただきました。その内容は建設業法により空調設備設置工事につきましては管工事とされている点から、この工事を発注したところでございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午後 2時37分）

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

（午後 2時38分）

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

まず、予定価格が6,220万円、税抜きでございます。最低制限価格が4,976万、税抜きでございます。予定価格の80%でございます。落札価格は5,900万円、落札率は94.855%でございます。

設計業者につきましては、しばらくお待ちください。

設業者についてお答えをいたします。

株式会社榎本建築設計事務所でございます。決定金額が620万円でございます。予定価格が659万4,000円、落札率は94.0%でございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

この九十九里中学校は金額が5,000万円以上ということで出ておるんですけども、ほかの開札調書を見ると、片貝小学校、豊海小学校、九十九里小学校、この3校も全部出ているわけですよ。それで、落札率を見ると、みんな95%を少し欠けた同じ率なんです、ほとんど。94.何%ということになっていて、それで、私は先ほど申し上げているとおり、土木、建設関連、この業者が先ほど管工事、建築業法に基づいてということでは言われましたけれども、でもあくまでも空調設備の設置工事ですよ。これが何で建設業者とか土木業者じゃなくちゃいけないんですか。

この辺の、ほとんどがみんな同じ業者が入札しているわけですよ、入札業者が。よくよく見ていったらば、地域に区分けした、そんな入札じゃないですかよ。本当に大丈夫ですか、最後に質問します。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、建設業法により空調設備設置工事は管工事ということで発注をさせていただきます。

そして今回、制限付き一般競争入札ということでお願いをしたところでございます。入札に参加する可能性の数が多く、競争性が高い、また発注の裁量の余地が少ないことや手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であることから、公共工事の入札及び契約において、不正が起きにくい特徴があるということで、今回こういった入札方法をとったところがございます。

今回、厳正な形で入札会を実施、落札者の方が決まりました。信頼を持って工事を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

まず初めに、この空調工事は電気を使う空調なのか、それとも我が町が使っている天然ガスを使う空調なのか。まずこれ初めに質問します。

○議長（浅岡 厚君） もう予算の段階でもって説明してあります。予算の段階で。業者のあれですから、今。

○8番（杉原正一君） ちょっとよく理解していないものだから、再質問、きょう質問します。

それと、今、業者が土建、建設業者ということだけれども、あと2者はどういった会社なんだか説明してください。

もう一つは今回の私の一般質問で、公務員は全て全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと。九十九里だって電気工事者並びに配管工事者たくさんあるわけですね。こういう業者をたくさん利用するということを考えなかったんだか、どうなんだか、再度これも質問。まず最初、この3点質問します。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

1点目のほかの業者ですけれども、浅岡建設株式会社様、そして、總部建設・吉田工業共同企業体様でございます。

それと、2点目のなぜ管工事かというような御質問でございますが、電気設備のほかに根幹をなします配管を通します。こうした工事になることから、法律に基づきまして管工事とされているところでございます。御理解をお願いします。

3点目の御質問ですけれども、今回制限付きの競争入札にした点は、先ほどの趣旨に基づいて選んだわけでございますけれども、こういった手法をとることによって、広く業者の方が参加できる環境を整えられるということから、今回このような形で競争入札を行ったところでございます。

何とぞ御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

3者しかまず入札に出ていないということですよ。これは金額にも問題があるわけですよ。もうちょっと細かく分けてあげれば、もっとたくさんの業者が出ると。空調設備というのは、これ誰が考えても、電気中心なんですよ。電気がとまっては動かなくなっちゃうわけだからね。これが請負業者が電気業者じゃない。電気業者と共同体で受けているならまだいいけれども、ちょっとおかしい。

昨日、ちょっとある人と行き会ったら、片貝小学校のフェンス外構工事を大工さんが請け負ったというわけね。だから、けさ役場へ電話かけて、これどういう形で発注出したんですかと言ったら、建築工事で出したと。

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員、今回のこの議案に対して言ってください。

○8番（杉原正一君） これと同じ、もうちょっと良識を持って発注業者に情報を知らせ、もっとできればローコストででき、多くの業者が参加できるようにしなければいけない。回答は求めない。

○議 長（浅岡 厚君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

関連するかもしれませんが、今、企画財政課長から、管工事が入っているから土建業の業者さんを入れたということなただけけれども、エアコンは普通、杉原議員じゃないですけども、空調関係は主に電気屋さんが請け負うのが日本全国一緒だと思いますよ、いや世界中一緒だと思いますよ。管工事があるから土建業さんに入札に応じてもらった。だって、電気屋さんだって管工事できるでしょうよ。こんな大きい管入れるわけじゃないでしょう。しょせんは水の排水とか、そういう程度の管工事でしょうよ。

聞くとところによると、この業者さんは落札して、仮契約に入ったんだけど、その仕事は電気屋さんが何か中に入っているというじゃないですか。受けた人がどこへ出そうが、それは受けた人のあれだけども、二重、三重に業者さんが選ばれている。そこがちょっと私は理解できないんだけど、その点はどうなの。

○議 長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、空調設備をまず子機をつけて、それを外に配管をして、やはり管工事というものが重要な役割を果たすというようなところから、管工事となっているところだと認識をしております。こうした認識は近隣市町村でも確認しましたが、こういった考え方で管工事で発注をしているという情報もございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

行政は必ず隣接する市の例をとっていつも答弁するんだけど、じゃほかはみんなやっぱり土木やっていますか、土木関係者は。電気屋さんは入っていませんか、よそは電気屋さん入っているよ、山武市なんかも。言っていることとやること違うじゃないですか。

確かに九十九里町の一般競争入札の資格認定というのはあるんだけど、そういったものに触れないようにやっているんだから、別に正しくやっていると思いますが、何か疑問がそこに発生しているのよ。じゃ電気屋さんに発注すればよかったでしょうよ。電気屋さんが入札に参加していないの。土建屋さん、3者しか入っていないの。普通だったら電気屋さんもこれに入るのが普通でしょう。と私は思うんですけども、その点はどうなの。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

何度も繰り返しになって大変恐縮でございます。

管工事につきましては、建設業法により空調設備設置工事は管工事とされているというところから、法的根拠に基づきまして九十九里町は管工事として発注をさせていただいたところ です。どうか御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

今回の契約ですけれども、余りにも常識外れ。基本的には空調工事は電気が中心。電気がとまって機械が壊れたら土建屋さんには直せない。配管は直せるよ、でも機械は直せない。それをあえて土建さんに受けさせるというのは、ちょっと町がちょっと狂っちゃっている。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅岡 厚君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時52分)

○議長(浅岡 厚君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時52分)

◎日程の追加

○議長(浅岡 厚君) お諮りいたします。

ただいま高橋功君ほか5名から、発議第3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

議案を配付いたします。

(発議配付)

○議長(浅岡 厚君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第4とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浅岡 厚君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第4 発議第3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制

定について

○議 長（浅岡 厚君） 追加日程第4、発議第3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

13番、高橋功君。

（13番 高橋 功君 登壇）

○13番（高橋 功君） 13番、高橋です。

発議第3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年6月7日提出。

提出者、九十九里町議会議員、高橋功。賛同者、九十九里町議会議員、荒木かすみ、石橋和雄、佐久間一夫、中村義則、鏑田貴俊。

九十九里町議会議長、浅岡厚様。

次ページの改正文をごらんください。

九十九里町議会委員会条例の一部を次のように改正するものです。

続いて、新旧対照表をごらんください。

本改正の理由は、九十九里町議会議員の定数を定める条例の一部改正がありましたことから、円滑な委員会運営に資するため、九十九里町議会委員会条例で定めている常任委員会の名称、委員定数及びその所管の見直し、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数を見直すものです。

常任委員会は総務、教育福祉、開発と3つある常任委員会を、総務経済常任委員会と文教民生常任委員会に再編し、委員定数は各7人とします。

総務経済常任委員会の所管については総務課、企画財政課、産業振興課、まちづくり課、ガス課、出納室、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局及び農業委員会の各所掌に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項とし、文教民生常任委員会の所管については、税務課、住民課、健康福祉課、社会福祉課及び教育委員会の各所掌に関する事項とします。また、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数は6人とするものです。

附則としまして、この条例は令和元年9月15日から施行するものです。

本改正により、今にも増してよりよい委員会活動が展開されますよう提案させていただく

ものでございます。

よろしく申し上げます。

○議 長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第3号 九十九里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長（浅岡 厚君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって令和元年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時59分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 浅 岡 厚

署 名 人 荒 木 か す み

署 名 人 谷 川 優 子